

**調布市議会基本条例  
検証報告書(会議録)  
[資料編]**

平成31年2月

調布市議会

## 目 次

平成 30 年 9 月 19 日(第 1 条から第 5 条)	1
平成 30 年 10 月 3 日(第 6 条から第 10 条)	21
平成 30 年 10 月 23 日(第 11 条から第 13 条)	55
平成 30 年 11 月 8 日(第 14 条から第 17 条)	81
平成 30 年 11 月 28 日(第 18 条, 第 19 条)	105
平成 30 年 12 月 13 日(第 20 条から第 24 条)	119
平成 31 年 1 月 10 日(評価結果の確認等)	147

※評価対象としていない条文もあります。

### (議会運営委員会)

委員長	林 明 裕 (自由民主党創政会)
副委員長	小 林 市 之 (公明党)
委員	渡 辺 進二郎 (自由民主党創政会)
委員	丸 田 絵 美 (チャレンジ調布 21)
委員	雨 宮 幸 男 (日本共産党)
オブザーバー	大 河 巳渡子 (元気派市民の会)
オブザーバー	二 宮 陽 子 (生活者ネットワーク)
議長	田 中 久 和 (自由民主党創政会)
副議長	井 上 耕 志 (チャレンジ調布 21)

平成30年9月19日 議会運営委員会

○林委員長

委員会を再開いたします。

続いて、日程3、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。本件につきましては、前回、協議方法等について御提案させていただき、御了承いただいておりますので、今回から議会としての評価結果を1つにまとめていくための具体的な協議に入ってまいりたいと思います。

なお、評価結果における今後の課題等につきましては、自由記述では書いていただいておりますけれども、皆様との協議を踏まえて一定の整理をしていきたいと思っております。

それでは、早速ではございますけれども、お手元の資料をごらんいただきながら、1ページの第3条、市民参加についてからとなりますが、まず初めに、各会派の皆様方から、その評価の理由、考え方について、委員の皆様からそれぞれ御発言をお願いしたいと思います。

その前に、これから具体的な協議に入っていくということは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、今年度中というお話もございましたが、年を明けますと1月になりますけれども、すぐ春がやってまいります。年を明けると、いろいろと皆様方も御予定が多々入ってくるかに思われますので、私から御提案させていただきたいのは、できる限りことしじゅうを目途にまとめていきたいという考えだけ申し上げておきたいと思っております。

この議会改革に関する協議事項のまとめについては、次期の議員の皆様方にまとめとしてお渡しするものであって、1つにかちんとまとめて結論を出すようなものではありませんので、できるだけことしじゅうという目途を持って、深く耕す議論をしていただいて、まとめてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、改めまして、早速ですけれども、第3条、市民参加についてからとなりますけれども、各会派の皆様方から評価の理由、考え方について、委員の皆様方の御発言をそれぞれお願いしたいと思います。

それでは、早速、手を挙げていただきましてありがとうございます。渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員

ただいま御命令をいただきました渡辺進二郎でございます。よろしく願いいたします。

まず、やはり市民参加ということにつきましては、市議会として一番の目玉は議会報告会ではないかなと思っております。方法については若干変えてきたというようなことはありますけど、今後もこの点について、皆様と意見をいろいろ議論しながら考えてやってい

ければいいのかなと思っております。おおむね進んでいるのではないかなというふうな評価でございます。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。続いて、丸田委員、お願いいたします。

○丸田委員

会派のほうに持ち帰りまして会議を行いました。この3条におきましては市民参加で、(1)が議会が実施するアンケート調査等により市民が意見を述べる、(2)として8条第3項に規定する議会報告会において市民が意見を述べるという2つです。

特に(2)のほうは、市民との意見の時間もだんだん拡充してきており、この条文と取り組み状況を考え合わせると、おおむねできているというふうに評価ができるのではないかとということに結論が達しました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。続けて、小林委員、お願いいたします。

○小林委員

私ども公明党は、一部できているというふうに評価をさせていただきました。今回、第3条には2項、1項めとしては、先ほどお話がありました議会が実施するアンケート調査、そしてもう1つ目には、議会報告会において市民が意見を述べると2つの規定があります。

議会報告会では、参加した市民へのアンケート調査を行って、これは私どもはできているのかなというふうに思いますけれども、議会独自としてアンケート調査等は行っておらず、これにつきましては不十分かなというふうに思っておりますので、今回、一部できているというふうに評価をさせていただいております。

以上です。

○林委員長

続いて、雨宮委員、お願いいたします。

○雨宮委員

共産党の評価としては、一部できているという結論です。現行条例の第3条にうたい込まれているものについては評価をしておりますし、着実に実行されているということはそのとおりですが、さらに右のほうの今後の課題・取り組み内容などというところに提案的に記述しておきましたけれども、本当に多様な市民参加手法というのはあるわけで、例えば行政のほうでもタウンミーティングとかパブコメとかいろんな形で取り組んでおります

ので、議会のほうも、それをまねをするという意味ではないんですけれども、より広範で多様な手法を取り入れる必要があるんじゃないかということで、一部できているという結論を導きました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。続きまして、オブザーバーの方々、お願いしたいと思います。大河オブザーバー。

○大河議員

私も一部できているというところに印をつけさせていただきました。公明党の小林委員さんがおっしゃいましたように、やはり議会で独自のアンケートというのはまだやっておりません。ですので、ここにも記載しましたけれども、市民意識調査ではやっていますけれども、議会としてどういったことがあるのかということをやることや、あるいはモニターを置いて、そこから意見を聞くというような形もこれから考えてもいいのではないかとということと、議会報告会で市民の方の意見を聞いておりますけれども、議会基本条例の3章に市民と議会の関係というのがありまして、広報広聴機能の充実ということで、市民の意見を積極的に聴取しますということが条文にも書かれております。

そう考えますと、やはり市民参加というイメージそのものを、限ってではなくて、もう少し広げていく必要が私はあるのかなということも感じつつということで、一部できているということですので、市民参加ということの広範ということからすると、ここに書かれている項目以外もこれからは必要なのではないかという問題認識を持っているということもお伝えしておきたいと思います。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

生活者ネットワークでも一部できているとさせてもらいました。それは、今までのほかの議員の方もおっしゃっていたように、議会報告会でのアンケートは行ってきている、そういう広聴の時間を報告会でも設けている、そういうところはできているというふうに思います。

さらにそれを広げるという意味でも、せっかく出た報告会での市民の意見をその後どういうふうに生かしていくかというところの取り組みが、これからは進めていくべきだということふうにも考えています。政策につなげていくということをしていくというプロセスが必要であるというふうに考えています。

若い世代にも議会や市政に関心を持ってもらうというところで、北海道の芽室町議会が開催している未来フォーラムというのがありました。これは、若い方たちに議会に関心を持ってもらう、今後の政策、定住していくというか、まちの力になっていくというところがこちらは目標にされているところなので、東京の調布市とは全く同じということではないんですけども、こういうものも参考にされるといいのかなというふうに思ひまして、若い方が入り、議員と会話をしていくなどのことを取り組んでいるということがありますので、調布の中では若い方の意見を聞くというところが弱いのかなというふうに思っておりますので、こういう取り組みも参考にするといいのかなというふうに思ひまして、ここに書かせていただきました。

また、議会モニター制度についても、これは以前からの意見としても出ささせていただいておりましたが、いろいろな多様な市民参加ということで、このことを書かせていただきました。

以上です。

#### ○林委員長

ありがとうございました。それぞれの会派の皆様方から提案の理由等、御説明いただいたところがございますけども、今、皆様方からそれぞれ御発言いただきました内容について、それぞれ委員間で構わないので、少しこんなところはどうなんだろうと。おおむねできていると思っているんですけども、これで十分じゃないかとか、いやいやこれは足りないとか、ちょっとその辺、議論ができるようでしたらちょっとお願いしたいと思うんですけど。はい、小林委員。

#### ○小林委員

この3条の第1項で、議会が実施するアンケート調査等によりというふうになっているんですけども、この調査に対する合意形成が逆にできていないし、どういうものを調査するとかというものが無い。今、報告会に来ていただいた人にアンケートを出しているだけであって、それ以外の人たちについては、この取り組み状況の一番下にある市が毎年実施している云々、市民意識調査、ここを確認しているんですよというふうに言っておりますけれども、先ほど二宮議員さんからありました若い方々の声がみたいな話もありますし、できれば議会独自で、例えば無作為抽出で、市民意識調査の内容とは別途で議会に対する、例えば若い方、私なんか、本当に子どもたちみたいな部分も必要なのかなと思うんですけども、そういうところにこういうアンケートを、議会の中で協議をして、じゃ、こういう形の項目で送ろうとか、ここにうたっている限りは、そういうアンケートを合意をしてやっていくべきかなと。今、現状は報告会でのアンケートだけになっているので、その

辺のところも今後加味していくべきかなというふうには思っております。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

今、小林委員がおっしゃった案、非常にいいと思うんですが、もうちょっと具体的に細かいところを言わせていただくと、例えば若い人というところに一定の限定をすると、市内に高校が幾つもあるわけですから、そういうところの生徒に意見をいただくというようなこともその中につけ加えていただくと、なお一層いいのかなというような感じは今したところでは。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今のお2人の発言を聞いていて私もふと思ったのは、若い世代というと非常に幅広いですよ。だから、渡辺さんは高校生とおっしゃいましたが、もっと下げて、例えば子ども議会なみたいなものとか、そういうふうなトライアルとかもいいのかなと思ったりしているんです。

それから、ちょっと二宮さんに質問いいですかね。未来フォーラムって言葉としては理解できるんです。具体的な形がどんなものなのか、ちょっとわかったら教えてもらえますか。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

芽室町で行われている会議で、地元の高校生が町から出てしまう、貴重な人材をこの町にとるところから始まった、とどまらないというサイクルを断つために議会が考えた仕組みになっていて、中高生が地元への定着につながるような仕組みをつくろうということで始まっています。

講師がいらっちゃって、ivoteという学生団体があるんですけども、そこで代表とかされていた方が、また別のNPO法人をつくられているんですけども、そちらの方を講師にして、まず高校生との意見交換の経過というところで報告があり、原田さんという方の基調講演があり、テーマが「次世代を担う『若者力』をまちづくりに！」というふうに、

仮というふうになっているところなんですけど、私が見た報告の中ではそういうふうタイトルが決められていた。その後にグループディスカッションが80分あり、7グループの中でそれぞれが話すというふうに、こちら「まちづくりは『オトナ』だけの役割か?」というテーマになっています。

町議会議員の方がファシリテーターとして15人、芽室町の議会モニターの方がサポートとして入っているというふうになっています。アドバイザーがこのNPO法人 Youth Createの代表の原田さんという方が入り、グループディスカッションが行われています。

想定者というか、参加した方が商工会の方や町内のPTAなどの方も入っているということもあります。

○雨宮委員

多分、議会が主催してそういう形のものを行っているんだろうと思うんですが、その成果物と言えるかどうかわかりませんが、1つのまとめができると思うんですけど、それが議会に対してどんな形でフィードバックされるとかはわかりませんか。

○二宮議員

済みません、ちょっとそこまで追っていないで、この仕組みというか、動きの1つの例えとして、こういうことが議会で取り組まれているということをご参考させていただきたく発言しました。

○林委員長

よろしゅうございますか。

○雨宮委員

はい。

○林委員長

ほかに。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

先ほど小林委員さんからありましたけど、無作為抽出ということで、また、若い方という話もありましたけど、今、主権者教育、特に18歳から投票行為ができるわけですので、実際議会の人と接触するということは本当に少ないことだと思いますので、今回こういった話が煮詰まったら、私は、アンケートは条例にも書かれていることですので、まず予算化をして、そして項目を決め、あと世代のことをして、やっぱり議会のことを正しく知っていただくという意味で、こういうことを知っていますかとか、議会はこういうものなんですけどというふうな割と入門的なものでもいいと思うんですね。ですから、そういったものをつく



ること。

それと、渡辺委員さんから意見交換という話がありました。今、選管でも結構出前で、この間の総務委員会のやりとりではルーテルの学生さんのところに行って、文化祭だったかな、何かそういったことをしたようなんですけども、調布には都立高校もありますけども、私立もあるので、もし公立が難しいようであれば私立、例えば明治とかいろいろありますので、そういったところにお声がけをして、やっぱり議会を知ってもらおうという意味で言えば、議会報告会の高校への出前版みたいな形ということも1つ広げていくという意味では、私はとても歓迎すべきお話だと思いますので、ぜひ開かれた議会という私たちの大きなテーマがあるわけですので、言葉より行動をとということもあると思いますので、まず動いてみるのが重要だというふうに聞いていて思いました。

○林委員長

ありがとうございました。小林委員。

○小林委員

今のお話を聞いて、私も出前の議会、これは変な話、今までやっている報告会ともう少し変えて、例えば常任委員会ごと4校に行くとか、もう少し小さな単位でもいいと思うんですよ。やはり議会を知ってもらおうという意味で、全員が行かなきゃいけないということじゃなくて、日にちを分ければ傍聴だってできるわけですから、そういう部分でもっともっと、高校だけじゃなくても、例えば中学、小学でもいいし、そういうところへどんどん議会が出ていく。来てくださいじゃなくて、こちら側が出ていく。もう少し報告会のありようなんかも、ちょっと今回のところと違うかもしれませんが、アンケートについては、ある程度、低学年じゃなかなか難しいので、高校生以上とかありますけれども、出前の議会報告会はまだやっていくべきかなと思います。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、丸田委員。

○丸田委員

ここ何回か、ずっとたづくりで行われています。例えば、出前ということであれば場所の問題等々あるとは思いますが、スペースが許せば、いつかあくろすなどでやっていたこともありますので、日程とか場所を巡回していくとかということがちょっと考えられるのかなというふうに思いました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も今、小林委員がおっしゃっていたように、議会が出ていく、アウトリーチしていくというか、私たちが地域に出ていくということは、とてもいいなというふうに思っています。議会が1つじゃなくて、さっきもおっしゃったみたいに、いろんな委員会ごとに出ていくとか、いろいろな場所に行くということも、とてもいいことだと思いますし、市民から見ても議会が積極的に自分たちの市民の声を聞こうとしているというすごくわかりやすい形になるのかなというふうにも思いますので、出ていく、アウトリーチしていくというのはすごくいいと私も思います。

○林委員長

はい、渡辺委員。

○渡辺委員

小林さんの意見の中で、高校生だけでなくともというようなお話もありました。これ、1つの例なんですけど、私も小林さんも田中議長も出身が滝坂小学校なんです。それで、滝坂小学校では、要するに先輩議員から話を聞くみたいな、そういうのが1年に1回あるんですよね（「やっているの？ 毎年」と呼ぶ者あり）。やっているんです。私も1回行って、好き勝手な話をするんですけど、非常にそれに対して反応がすごいんです。おもしろかったというような内容の手紙をくれるんです。10何通来るよね。すごいんです。私なんか、子どものころの話とか、今どうしてこうなったんだとか、そんな話をさせてもらったんですけど、さっき小林さんの話の中で、ああ、こういうことも、ある意味では各小学校に働きかけて、中学校にも働きかけて、そういうチャンスがあると議会をおもしろがってもらえるかもわからないし、ましてや18歳から選挙権というようなことで、そうなくても投票率が非常に悪い。今回の市長選なんかだって37%ちょっとでしょう。これ、やっぱり政治に余り関心がない。だから、そのところから議会っておもしろいよ——おもしろいという言い方はおかしいかわからないけど、やっぱり興味を持つところというためにも、ぜひそういうことを試みていければいいなと思いました。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。——私のほうで、今、皆様方からの御意見を聞いておまして、委員長としては、現状として、おおむねできているところはありますけども、今、皆様からさまざまな御意見もいただきましたけども、まださまざまな可能性があるということで、評価としては、私から提案させていただきたいのは今後に向けての発展性を考えてということで、一部できているということでまとめさせていただき

たいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございました。最初の関門が突破できて、今後に向けての期待が持てました。ありがとうございました。

それでは、第3条、市民参加につきましては、議会としての評価は一部できているということでもとめさせていただきたいと思っておりますけども、その前に大河オブザーバーから御意見が。

○大河議員

まとめは、私は委員長のおっしゃるとおりでいいと思うんです。ただ、今後の課題のところは今とても建設的な……

○林委員長

そのことを今これから話そうと思っていたんですけど。

○大河議員

そうなんですか。それをどう書くのかなというのをちょっと。ただ、まとめだけではあれだと思って。では、御説明。失礼しました。先走りました。

○林委員長

まだ続きがあるんですけども、議会としての評価のまとめは、それでは一部できているということで御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、確認させていただきました。

それで、議会としての評価の中の今後の課題等という部分につきましては、今回の委員会で皆様方からさまざまな御意見等が出ましたので、そんながらん全部書けませんけども、まとめさせていただいたものを羅列させていただいて、次回の委員会で改めて皆様方に御提案させていただいて、御了承を得ていきたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、事務局のほうから何か事務的なことはございますか。はい、小林事務局長。

○小林事務局長

特にはございません。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、第3条につきましては以上のとおりとさせていただきます、次に進んでまいりたいと思います。途中までも、皆様方、議員団会議もあるかと思しますので、初日でございますから、おおむね4時ぐらいまでをめぐりに、できることなら調子に乗って次のところまでまとめていければうれしいなと思っておりますけれども、できなければその辺で思っております。

それでは、第2章の第5条、議会は市長その他執行機関の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映することを使命としますということにつきまして、皆様方からそれぞれ御評価をいただいておりますので、先ほどと同様な順番で、それぞれの会派から提案理由等の御説明をいただきたいと存じます。渡辺委員。

○渡辺委員

私ども自由民主党創政会では、全てできているという意味でない、おおむねできている。ただ、この評価の中では、それが一番上位にあるんで、そういう全てというふうにつまみ切られているかもわかりませんが、自民党の考えはそういうことでございます。おおむねということは、全てということではないということをつまみ切らせていただきたいと思っております。

それで、特に市民の方々とのかわりについては、非常にこのところに来て、南口の広場のこと等を含めて、かなり意見を交わすようなことができました。そういうことでなくても、本来であれば、ふだんから市民の方々とは気軽に話ができるような形が、なお一層できればいいなと思っております。

ですから、各議員がそれぞれ得意な分野を持っている方もいらっしゃると思うんで、そういうことを何かの機会に、例えば議会報告会等でも、こういう問題については、こちらのほうにぜひどうぞみたいな形でPRしていくのもいいのかなと、ふと思ったところがございます。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。続きまして、丸田委員。

○丸田委員

この第2章第5条に関しましても、条文等のところ、第5条の(1)、(2)、(3)と照らし合わせまして、御提案いただきました取り組みの状況等を拝見をさせていただき、チャレンジ調布としては、この条文と取り組み状況を照らし合わせた点では、おおむねできて

いるのではないか。そういう作業の進め方をしましたので、そういうふう理解をして、渡辺さんではないですけども、おおむねできているのではないかという意見でございます。よろしく願いいたします。

○林委員長

続きまして、小林委員、お願いします。

○小林委員

私どもとしては、この取り組み状況にありますように、非常に市民からの御要望にお応えして、車椅子傍聴席、あるいは児童、乳幼児の傍聴、あるいは要約筆記等、そしてまた、意見書提出に係る議員提出議案についての提案理由の説明等々、今まで議会基本条例の制定以前にはなかなか進んでいなかったものが、形として、結果として非常にできてきていることを考えて、おおむねできているというふうに捉えました。

以上です。

○林委員長

続いて、雨宮委員。

○雨宮委員

この条でも一部できているという評価なんですけど、その理由は、下の今後の課題というところに書いておきましたけれども、今いろんな経緯があるにはあるんですけど、非常に発言が制約されているという現状があるというふうに思うんです。

具体的には、例えば上程時質疑について、質疑をしますよということの通告はもちろん必要ですけども、その内容まであらかじめ通告する必要はないんじゃないかなというふうに考えているわけでありまして。当然、質問取りは事前に来ますから、それにはもちろん応じる必要があるんですけども、それが1点目。

それから、監理団体の経営状況についての質疑ですが、これも現状では非常に時間の制約があって、なかなか全容について触れることが難しいという点が1個と、それから今後、例えば指定管理者であるとか、ああいういわばアウトソーシングに係るような団体がふえてくる可能性もあるわけで、そういったところの経営状況の中身をしっかり議会としても把握するという意味では、この質疑時間の制約をなくすということが必要になるんじゃないかなというふうに思っております。

3番目については、先ほど小林委員のほうからも大きく発展した内容だということで評価がありましたけども、さらにそれを幅を広げて、質疑や討論を保障するということが必要なのかなというふうに思っています。

それから、最後の4点目は、5条2項の(3)にかかわる内容だと思うんですけども、

まさにここに書いてあるように、社会状況の変化に適応したあり方についての改革を継続的に推進するというふうにあります。これを組織的、システムの的に保障するという意味で、議運とは別の常設機関を設ける必要があるのではないかというふうに思っていますので、提案をいたします。

以上です。

○林委員長

続いて、大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

私は、その他というところにいたしました。というのは、さまざま気づきもあったので、やっぱり条例をあれする際には、その他というのもありましたので、かなりいろいろあるので、これはその他かなと思ひまして、今からしゃべりますので、ちょっと聞いていただきたいと思ひます。

その文章にも書きましたけれども、第5条1項のところに多様な意見をという、広聴機能といった部分で必要だということも書きましたけれども、先ほど議会をそもそも知ってもらおうということからすると、議会基本条例だけでは、実は議会はどういうふうになっているかというのは市民の方には見えないんです。

なぜかといいますと、先例申し合わせというのがございまして、議会というのは、そういったことで厳格に運用されているということがわからないということもありますので、私は議会活動というものを把握してもらうためには、つまりそれが議会運営上、非常に大きな重みとあれを持っているということもありますので、ホームページ上にまずこれを公開するということと、(3)の条文のところにありますけれども、議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的にということと、あと(2)のところの意思決定に当たっては論点、争点をはっきりする。つまり議事機関として機能する議会ということになりますと、現在、非常に時間制限をしているということが、やっぱり質疑や質問時間を保障するということがないというふうには私は思っています。

雨宮委員さんも先ほど発言がありましたけれども、まさに監理団体もふえ、指定管理者にこれからアウトソーシングしていくということも、実際にもう見えてきている段階でありますので、そのところが、市民に対してその内容がどうなのかということをお話していただいているのは議会への報告だというふうなことをお話しされています。つまり議会の報告ということが非常に大きな意味を持っている時代になってきたということからしますと、経営状況の報告について、私自身の持ち時間を見ましても、6団体あるわけですので、そういったことをきちんと議論して、その経営報告が市民にとってどうなのかということをや

とりする場合でありましても、そういった時間は本会議しかありませんので、やっぱりちゃんと保障するべきだというふうに思います。

それと、意見書の点もそうですけれども、確かに提案がありますが、やっぱりそれに対しての質疑、そして討論といったことで初めて全体が見えてくるというふうに思いますので、そういったことも必要ではないかというふうに思っておりますし、意見書については議会の意思ということですので、ほかの議会では全会一致したものを市民の意見として上げているという事例もございます。

昨今、さまざまな国民の議論の中で、非常に意見も分かれたりする内容もあったりする中で、私は意見書というのは、できるだけいろんな議論を通した中で、全会一致で市民の意思として出していくという意味で、そういったことの議論を形成していく必要があるのではないかなというふうなことも思っております。

また、議会のありよう、今そうですけど、現実に以前は議会改革という委員会がありました。そうしますと、そのときには立場がオブザーバーとかあれではなくて、対等に議論もしてきた経緯がございます。やはり議会のありようの事を決めるということは、議会は、議員はみんな平等の原則があるわけですので、やはり発言できる場というものが、もう少し保障されるような場があってもいいのかなということと、識見を持った方を配置し、そういった部分で私たちは議会基本条例がありますので、それがよりいい方向に行くためのアドバイスの意見もいただきながら、PDCA、そういったことのシートも作成しながら、市民と一緒に共有しながら進めていく。今回、検証していますけども、その達成度とといったことについても、どんなふうなものがあるかということにつきまして、少し数値化して、努力できるような形も考えるということもあっていいのかなというふうに、多岐にわたりいろんな意見を持っているので、一応その他ということでも述べさせていただきました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

生活者ネットワークでは、一部できているとしています。今までの条文の中でのことでも達成できている部分があります。ほかにも必要であるという部分があるので、このようにいたしております。

ここに書かせていただいたとおりに、先例申し合わせの検証ということと、ホームページへの掲載ですね。議会の中でも先例申し合わせというのがあるということをも市民の方と話をしたときに、とても驚かれました。そういうものがあるのかということとは、やっぱ

り市民の方には見えにくいんだなというところがありますので、こういうものがあるということ、入ったときに、そういうことも私自身も感じてきましたので、この先例申し合わせというものをわかりやすく表現する必要があるというふうに思っています。(1)です。

次は、議案の論点と争点を明確にすることが、議会でやっていく必要な大きな部分であるわけですから、上程時質疑や監理団体に関する経営状況の報告に対して、質疑時間が現在決められておりますが、その制限の撤廃。そして、意見書に関してなんですけれども、内容を検討するという時間を十分に設けるために、議会の開会前の議会運営委員会に提出し、本会議場での質疑討論も現在行われておりませんが、それもすることが市民にとっても、なぜこの会派がそう考えているのかということがわかりやすく伝わるというか、表現というか、外側に出るというか、開かれた議会というものの達成の中にも含まれることだと思いますので、そのことを行うというふうにしております。議会としての採択としては、全会一致したものに限るとしてありますが、ほかの自治体でも、そのようにとり行っている自治体もございますので、それが議会としての総意として、それに限るというふうに書かせていただきました。

あとは、議会運営委員会とは別に独立した常設の議会改革推進協議会というものを設置して、常にこのことについて見直しをしていくという前向きな取り組みとして、このことを書かせていただきました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。それでは、先ほどと同様に、第5条について皆様方からそれぞれの御意見に対しての質疑等、また確認等ございましたらお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

各3会派からこの自由記述について御説明をいただきました。このことについては、なかなか全て、はい、そうですねと言える状況でもないんですけども、現状、こういう形で進めている状況の中で、先ほどの制限時間の撤廃というのはちょっと極論かな。そうすると、逆に言えば一般質問も含めて全て撤廃していかないといけないということにもなって、それも全てやるんですよというふうになれば時間的制約もあるので、この辺のところはどういうふうに考えればいいのか、なかなか落としどころ、まず今スタートして、それを検証していく作業の中でということなのかなというふうに私は思っていますけどね。今後の課題として記述をしたものについての御説明は聞きましたという状況でしょうか。

○林委員長



ほかに。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

今、委員さんがおっしゃったことも理解できます。要するに、一般質問はあくまで議員の質問で、その範囲内というふうにはいろんなことがある中で進めてきましたけども、条例が求めている、やっぱり意思決定のときに十分、論点や争点を明らかにしながら、自由討議も調布のは書いてあります。そういったことを保障していくという意味からしますと、今の制限の中で十分機能できるかということがありますので、そういう意味での見直しというんでしょうか、そこは特に先ほど言いましたような監理団体の数や、これからのありようということ言えば、少なくともそういったところについて、例えば6つあるんだったらば掛ける何とかじゃありませんけど、やっぱり最低限、各項目に対してきちんと質疑ができるぐらいの時間の保障はしていくとか、ある面で合理的な見直しかもしれませんけど、そういったことを少し試験的にやっていく必要は、私はあるのではないかと思います。

それと、1つ言い忘れたのは先例申し合わせの件ですけれども、やっぱり議会基本条例ができる以前に先例申し合わせがあってきたことです。議会基本条例ができてきた中で、やっぱりそれと照らし合わせたときに、この申し合わせはどうなのかなということがあるものも出てくるのではないかなというふうには思いますので、あわせてそういったことの見直しということも今後は必要になってくるのではないかなというふうに思います。これは問題提起ということですよ。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

時間制限をなくすということについては、上程時質疑というふうにはわざわざ限定しているんですよね。そこを酌んでいただきたいと思うんです。特に経営状況の報告については、本会議の市長からの上程時しか議論する場所がないんですよね。委員会にも付託されないし。だから、委員会主義をとっている調布の議会で見ると、本会議の場でしか扱えないんだとするならば、その質疑時間については、やっぱり相当の配慮があってもいいのかなというふうに思います。

以前にも、例えば所管委員会ごとの質疑をできないかというふうな提案をさせてもらったことも、いろいろそういう意味では試行しているんですけど、いずれも現状のところでは制約されているというのが現状ですから、そこを何とかしたいなという思いが私は強いんです。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

調布の場合は会派制をとっていますので、そういう中での質疑時間が決定をされている部分が1つあるのかなと。

もう1つ、上程時、例えば調布の場合は理事者が、特に市長等は本会議場でしかいないという発言だと思うんですけども、これが例えば予算特別委員会、決算特別委員会、そういうものが、調布はやっていませんけれども、やっていない市の最右翼というか、もう幾つもないわけで、これを導入することについて、全然議論の範疇の外なんだけれども、そういうものも逆に言えば導入に向けての合意形成も含めてやることで、提案者である市長にそういうところで質疑することは可能になるわけかなというふうに、これは会派で調整したわけじゃないんだけど、個人的にはそんなふうに、将来的には、ほかの大多数のところが予特、決特を持っていて進めている状況の中で、調布は調布でいいですよ。みんなが予算、あるいは決算にさわるができる。全員がね。こういう部分がいいんだけど、もう少しこういう予特、決特みたいな形も試行的にやるかどうかは別として、ちょっと検討していくべきなのかなと実は最近思っております。

以上。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今のお考えは私も非常に賛成といいますか、以前から、私は調布のよさと、いわゆる少数による特別委員会、2段構造にしてもいいんじゃないかと思っているんですよ。総括的なことは特別委員会でやって、特別委員会での議論を経た後、各常任委員会に付託する、付託というか、さらに審議を深めるという意味で。そういうふうな仕組みができてくれば、この条で提案している内容については、考慮の余地はあるかもしれない。そういう思いは確かにします。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

たしか議会改革の委員会のときに、結構その話は詰まってきたはずですけど、結局それが途中で、基本条例ができた中で置いてきた課題だったと思います。ですから、そのときには、たしか特別委員会をつくって全体的な議論を一度して、そしてその後に委員会に付託するみたいな形でやって、そして最終的にもう一回やるみたいな形があったと思います。

ので、調布のよさを生かしながら全体的なものをする。そうしないと、今のようになんか問題が出てきている中で、じゃ、市長が委員会にという、これがなかなかハードルが高くて実際にはお出ましいたかないわけですね。しかしながら、市長が出てこないとわからない内容というのは当然あるわけです。

ですので、やっぱり国会でも予算、決算委員会に首相が自分はこういう考えでこれを予算化したんだとかというふうに言っていると同じで、そういうことを求めないということは、最終的な部分での大事な部分の議論が議会として少し足りていないという形にもなりかねないと思いますので、私も今、小林さんがおっしゃったように、調布のよさを生かしつつも本会議できちんとした部分でやっていくというのは、調布の議会改革での大きな課題だというふうに認識しています。

○林委員長

ほかに。はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も今聞いていて、予特、決特のところが出てきたところですが、今までの議会改革の中での流れというものもあるということですし、市長がそのように議会の審議の中にお出ましにならないということであるならば、やはり議会のほうが動くというか、形を変えてそのことが市民にとっての理解につながるころに行くということは、とてもいいことだと思いますので、それは今後検討というか、話し合っていくことに十分必要なことであるというふうに感じました。

あとは、今の話の流れがありますが、質疑の時間に関しても議会として議員が議会の中で発言していくということはとても重要なことであるし、そのことが議会であるわけですから、そのことについて改善していく、その次に進むということに対して進めていくことを賛成したいと思います。

○林委員長

ほかにございますか。はい、丸田委員。

○丸田委員

発言の時間とか、例えば関連質問をしないとか、以前にはいろいろあったことを今だんだん整理をしてきてここに至っているというふうに理解をしています。ここからまた、じゃ、どうしていこうかというのはいろいろ御意見があるところだと思いますので、今をベースにして考えるというのはもちろん大事なんですけども、ここに至って、ずっと先例申し合わせもそうなんですけども、なぜこれが背景としてでき上がってきたかという背景も考えながら、今ここまで至っているという長年培ってきた議会の中で運用されてきたもの

を検証する必要があるのではないかなと思います。

先ほど大河さんの御意見の中に、先例申し合わせと議会基本条例との反りが合わない部分があるのではないかというふうな御発言がありましたので、私もやっぱりそこら辺はもう一度見直しをして、どういう背景でこういうことになったかというものももちろんあわせながら、先例申し合わせと議会基本条例のふぐあいのところをちょっと検討して行って、そこから始めていくというのは重要なのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

いずれにしても、議会は言論の府です。私、時間制限が、特に本会議の質疑をあれするとき、26市の議会事務局にみんな聞きました。そのとき、制限をしているところは二、三だけで、あとはそういったことをしている例はなかったです。

ある議会事務局長に、それは議会の自殺行為じゃないですかとおっしゃった方がいましたけれども、やはり一般質問とかそういった時間制限は別としましても、本会議で質疑をするということは大きな意味のあることだと思います。ただ、今までの経緯があるとおっしゃいましたけど、そういう中でやってみて、実際これから先、どうすることが市民益にかなって、議会が活性化するかという視点を忘れないで、私たちなりのこれからの到達点というのを私は十分議論する中で考えていければというふうに思っております。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、皆様方の御意見を拝聴してまいりまして、委員長としては、確かにここに至るまでには議会改革協議会を初め、さまざまな議論を経て今日に至っているわけですが、議会改革については、議論は尽きないところであると思っております。先ほど冒頭の提案理由の説明の中で、おおむねというのは全てではないという御意見もいただいておりますし、今さまざまな意見をいただく中で、今後に向けての意見とか課題等をつけて、評価としては一部できているという形でまとめさせていただきたいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、第5条につきましては、調布市議会としての評価は一部できているということとでまとめさせていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございます。それでは、今後の課題等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今回の委員会の中での議論をまとめさせていただき、次回の議会運営委員会の中で皆様方に御了承を諮っていきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、本日の協議はここまでとし、第6条以降の評価につきましては、次回以降、引き続き協議をしてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。



平成30年10月3日 議会運営委員会

○林委員長

皆さん、こんにちは。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

これより日程に入ります。

日程1、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。

本件につきましては前回、第3条及び第5条について協議を行い、議会としての評価結果をまとめたところでございますが、内容等につきましてはお手元にシートを配付させていただいております。右端の欄になりますけれども、今後の課題等につきましては皆様の中で議論、やりとり、共通の認識等あったものを委員長としてポイントを絞ってまとめさせていただいたところでございますので、御確認をいただきたいと存じます。またほかにも意見等ありましたけれども、各会派の個別の意見等につきましては自由記述の内容等で記載されておりますので、その点、御了解をいただきたいと思っております。

以上、御確認をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして御了承をお願いいたします。

それでは、続いて協議に入ってまいりたいと思っております。今回は第6条からになります。まず初めに、前回同様、各会派の皆様から評価の理由とか考え方について、それぞれ御発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

皆さん、こんにちは。自民党創政会の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

私たちは当然市民の代表、選挙で選ばれてきているのは事実でございますが、見方を変えると地元の代表というような意味合いも、かなり強い部分も正直言っているんじゃないかなと思っております。それぞれ地元で抱えている問題等にも、やっぱり一方、真剣に取り組んでいかなければいけないのではないかなと思っております。そんな中でありますが、市民の意見を聞くのは当然なんです、市民の意見ばかり聞いて、それを気にしているというのも、一方で真剣に取り組んでいかなきゃいけないのかなと、そんなふうにおもっております。

以上です。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

こんにちは、お疲れさまでございます。チャレンジ調布でございます。

先ほど渡辺委員のほうからもありましたけども、もちろんながら勉強し、それから研さんをし、市民と意見を交換し、そして反映をさせる。それは議員としては当然のことではないかというのが大前提でございます。御存じのとおり皆様方の会派とは私たちの会派はちょっと構成が異なっておりまして、一つ一つ細かいところまで毎回毎回議論を重ねておりますので、多分ほかの会派の皆様とはまたちょっと構成上、これに対しては色がちょっと違うのかなと思います。必死に毎回毎回取り組ませていただいております。頑張らせていただいているというのを御理解いただき、私たちは評価を、私たちの会派としては、おおむねできているのではないかとこのころに落ちついております。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員、お願いします。

○小林委員

公明党、小林でございます。

今回の評価、私どもは一部できているに印をつけさせていただきました。自己研さん等々会派としても、また各個人としても議長会フォーラム、あるいは都市問題会議等々に参加をさせていただいて、研さんをさせていただいているところであります。そしてまた政務調査費等を使わせていただいて、市民の方にその内容等報告をし、また御意見も伺う。こういう機会も年に数回とらせていただいている状況です。あと他会派の方が自由記述をされておりますけれども、まだまだ議員間でのそういう中の討論じゃないですけども、そういう勉強についてまだ一部できていない部分もあるかなということで、今回は一部できているという形での評価とさせていただきました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

6条につきましては、条文そのものについてはこれで規定されているとおりでというふうに思っていますけども、問題というよりか自己研さんも含めて、研さんして得られたある種の成果物ね。これを、やっぱりお互いに共有する必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。ここ最近で幾つかの常任委員会で、具体的なテーマごとに勉強会



みたいな形で議論するテーブルを設けているような話も聞いていますので、そういう形をさらに日常化と言うと言い過ぎかもしれないけども、頻度を高めて議論の場をつくっていくというのは非常にいいし、また今度やるようですけれども外部講師を招いて得た研修結果について、それを1つの材料にしながら調布の議員相互の議論のやりとりなんていうのも試みていいのかなという意味で、その他という、あえてカテゴリーを選びましたのでよろしくをお願いします。

以上です。

○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々、お願いしたいと思います。最初に大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

私もその他というところに丸させていただきます。今皆さんがおっしゃっていますように、それぞれ各党派、各議員の皆さん、各自活発に研さんされていることは当然なことだと思いますけども、やはりそのことを反映できる仕組みが必要ではないかということで、今雨宮委員さんもおっしゃいましたけれども、委員会という話がありました。例えば総務委員会と言えば、今後公共施設の問題のこのマネジメントですとか、駅前広場の、そういった問題。あるいは監査のことを今回勉強いたしますけども、今文献の中で言えば内部統制の関係ですとか、公会計のこととか、いろんな内容等がありますので、やっぱり議会としてもそういう委員会の課題になっていることとか、そういったものを取り上げて少しそれを深く学んでいったり、その成果として、例えば今度がんのというような話もちょっと耳にしておりますけれども、そういうふうな条例化も議員提案として、私、公文書の話もしていましたが、自分たちの委員会に関係しているものに関しては、委員会として必要な条例があれば議会として積極的に提案していけるような形でやっていくようなことも、これからは必要なんじゃないかと思ひまして、そういうことも含め書かせていただきました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私たち生活者ネットワークでも自由記述で書かせていただきました。私たちとしては、その他というところにつけさせていただきましたが、第2項の(2)番のところ、的確な市民の意見を把握するというところで、第3条のところでも市民参加で申し上げたように、例えば未来フォーラムやモニター。議会のモニター制度というところを進めることや、議

会報告会の開催場所をまた新たにといいますか、違う場所にしてみることや、開催の日数が、例えばグループに分かれたようなときに日を分けるなど、市民がそこに足を運ぶ機会がふえるということは、市民にとってもいいことなのかなというところで重なるところがありますが、そのように書かせていただきました。

それと(3)番のほうでは、市議会日より、SNS、例えばツイッターなどで議会開会していますとか、きょうから委員会が始まりますみたいなお知らせや、市報の中でも議会だよりにはスケジュールがコンパクトに一覧で載っていますけれども、例えば議会があるときには市報にもちょっと端っこのほうに、一応議会開会します、この日程ですということ載せることで市民の方にも伝わる。また1つふえるのかなというところで書かせていただきました。

それとホームページで視察。私はホームページというふうに書かせていただきましたが、視察など政務活動費で収集した他の自治体の情報などをホームページなどで公開をすることがいいかなというふうに思いまして、書かせてもらいました。内容、それぞれが政務活動費を使っていろいろな学習をされていると。今もされておりますが、そのことをいろいろなところに、せっかく税金を使って得たものを市民の財産となるような流れとして、そういうことがまたさらに市民の方に伝えることができればいいかなというふうに思いまして、このように書かせていただきました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました(「ちょっと補足を」と呼ぶ者あり)。はい、小林委員。

○小林委員

ちょっと補足させていただきますが、先ほど大河委員さんからもありましたように、私も厚生委員会では正・副委員長が正・副議長の許可を得て、各幹事長さんのところにもう既に御内諾を得て、今勉強会を厚生委員会でさせていただいております。内容としては、先ほどお話ありましたようにがん対策について市民の健康という部分で、今全国でも20都市ぐらいでがん対策に対する条例が進められておりますので、その辺の勉強会。あるいは今後、また全部言っているのかどうか分かりませんが隣にアフラックも、非常にがんについては先進的な取り組みをしている。そういうところのお話とか、あるいは医師会とか、そういうお話を聞きながら調布市として市民の健康を守るために、そういう条例を委員会提案でつくっていきたい。そういう正・副委員長さんの強い思いを受けまして、委員として今勉強会をさせていただいている最中でありまして。またある程度形になりましたら、また正・副議長さんに確認していただきながら、各幹事長さんに御了解を得ながらできれば

つくっていきたい。こんなふうに思っていますので、とりあえず今勉強会の最中でございますので、そういう議論も今常任委員会で進められているということを補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

厚生委員会の具体的な内容が出てきたんで、建設委員会でも、いわゆる勉強会という形で、実は今一番大きな課題としては調布駅前広場のトイレ。仮設トイレの問題についての行政側を含めていろいろ議論をし合っていて、既に3回やりました。建設委員会の、もともとは行政側の対応というのは仮設トイレ不要論だったんですね。最初は。だけど委員会でのやりとりを通じてつくりましょうということになって、さらにその中身を濃くするために、さっき言ったような勉強会を重ねているというところまで来ています。だからこれは通常の委員会審査と違ってというとおかしいんだけど、非常にフランクな話し合いができるからね。非常にいい議論の場かなというふうに私自身は思っています。

○林委員長

ありがとうございました。それぞれ具体例を挙げていただいて、条文に照らし合わせてどのような形で、どういう形で検証が行われたかどうかということをおっしゃっていただくところがございますけども、この件につきまして皆様方からそれぞれおっしゃられたことについて質疑とか、意見、確認等ありましたら御発言をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと二宮さんに質問なんですけど、この政務活動費で収集した自治体の情報云々かんぬんって、これは現在の報告書とは別物というふうに考えるんですか。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

その……（「いや、報告は出しているけど」と呼ぶ者あり）。報告は……（「報告の内容までは載っていないですよ。金額は載っているけど」「いや、報告書というのはホームページに載っている。載っていないですか」「載っていない、金額しか載っていない」と呼ぶ者あり）。視察で得た情報を市民の方にわかりやすく伝えるということがもう少し進むといいのかなという。具体的なことが伝わるというところで、このことが見や

すい形で市民の方に伝わると、わかりやすい。議員の活動を、具体的な形で市民の方が見やすいという状況になるということを求めている意見です。

○林委員長

よろしゅうございますか、雨宮委員。

○雨宮委員

はい、いいです。

○林委員長

ほかにごございますか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

多分今二宮議員さんがおっしゃったのは、それぞれ視察報告も兼ねて金額を出してはいますが、ホームページ上は金額のことは載っているけど、内訳で書いてある内容のことまでは今は載って……（「内容ってどういう意味？」と呼ぶ者あり）。いやいや、内容を出しているけれども、そのことまでPDFで。いやいや、各会派別で行ったその内容について、そのことについてのことを言っているんですよ（「そのことを言っているのね」と呼ぶ者あり）。

○林委員長

それでは、現在の状況について議会事務局のほうである程度お答えいただけることがあれば、それでは、堀江次長。

○堀江事務局次長

ただいま政務活動費で行いました視察の結果報告等についての、ホームページの取り扱いについての御質問ということでございますけれども、現在、政務活動費で視察等行った場合、視察報告書というのを議長宛てにつくっていただいておりますが、これらについては一応今事務局で管理しております、公開の要望があった場合は閲覧に供するというような取り扱いをしております、ホームページでは公開しておりません。ただ、常任委員会等の視察については、これは現在ホームページで公開しております。

それと、あと領収書等は各会派の皆さんに出していただいているものと全体の集計したものと、あとそれから領収書ですね。こちらについては一昨年からですか、公開しているというところがございます。

以上です。

○林委員長

以上が現況になります。それを受けてまた全体的にお聞きになりたいこと。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

政務活動費の使い方について1人党派の方々は連れ立って行くこともあるでしょうけど、どちらかというとなら単独で行くことが多いのかなという気がするんですけど、私たちは10人もいるから結構大変なんですけどね。この報告についてはもちろんわかりやすく当然やるんですけど目的は、同じ目的を持って視察してしているじゃないですか。だからその感想についてそれぞれが出すと市民の方は、ある意味また捉え方でわかりにくくなるケースもあるんじゃないかという気がするんだよね。個々が、私はこう思ったんだけどという人もあるし、こっち、いや、これはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、いろんな意見が出ちゃうような気がするんで、私、今それぞれが出している部分を委員会だったら委員会の中で議論をして、報告内容については委員会の中で議論をしたものを出すようにできればいいのかなって気がするんですよ。今常にそういうふうに思っているんですよ。何でこんなことをやるのかなというふうだね。出すのはもちろんいいんだけど、同じところに同じ目的で見に行っているのにちょっと意見が違ったりするのもよくないし、だったら委員会の中でこういうまとめ方はどうでしょうかとって、まとめて出すほうが何か合理的でわかりやすいんじゃないかなという気がします。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

議案に対する態度ということになれば今の渡辺委員の発言でいいのかなというふうに思うんですけど、やっぱり視察にしろ、あるいはいろんな研修、講習にしろ受けとめ方はそれぞれあるわけだから、別にそこで意見統一する必要はないような気がするんですけどね。ただ、誤解を生むような表現や記述は十分配慮して避けなきゃまずいかなという思いはありますけどね。私はそういうふうに思います。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

今の議論の前の段階で、常任委員会ホームページで出しているよと。しかし、各党派の研修に行ったものは提出されているけども、事務局どまりでホームページに出していませんよと。こういう答弁だったと思うんですけど、これ、立て分ける何か意味があるの？ 出しているんだから全部ホームページで公開すべきじゃないかという意見もあると思うんですけど、その辺はどんなふうに事務局は、何でこれは出す、これは出さない。領収

書なんかも全部出しているわけでしょう。出しているのに何でここだけ出さないの？ 出さない何か理由があるの？ その辺のところをちょっと確認したいんだけど。

○林委員長

はい、小林議会事務局長。

○小林事務局長

改革の協議の中で皆さんに御了解をいただいた、各議員の皆さん、幹事長会議になるんでしょうけれども、そこで御了解をいただいたものを出しているという形なので、またそれを出すことが御協議の中で決定されれば、事務的にできないことはないというふうに思います。

○小林委員

わかりました。改めてそれは幹事長会議で、これ、議運ですからあれですけども、ということは領収書の公開とか、そういうところでは幹事長会議の中で公開するという話になって、先ほどの研修の部分については提出したけど、その部分については議論されていなかったということの理解でいいのかな、済みません。

○小林事務局長

さようでございます。領収書の関係も各改革の協議や全体が終わった中で、じゃ懸案事項としてどれを取り組んでいこうかということを経年、歴代議長さんと御相談して、じゃ今回これに取り組んでいこうよという中で、今議会運営委員会の中で御協議いただいて、じゃこれをまず1つやろう、また次はこれをやろうということで進んできていますので、政務活動費の領収書問題につきましては、使い方について全国的に物議を醸したような案件もございましたので、じゃまずそれをやろうよということで一昨年ですか、御協議をいただいて始めたということなので、まだそれぞれの会派で行かれた視察の個々の領収書といたしますか、報告書の公開というところまでは、協議はそこまでいっていないということでございます。

○小林委員

わかりました。

○林委員長

補足あります？ はい、堀江事務局次長。

○堀江事務局次長

ちょっと先ほどの御説明で1点、訂正させていただきたいと思います。視察報告書で事務局に提出されたものにつきましては申し出があった場合、閲覧に供していると、私、先ほど申し上げたんですが、こちらにつきましては現在、議会図書室のほうに配架して閲覧

に供しているという状態でございますので、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○林委員長

そうすると議会図書室に行けば、今自由に見れるという状況ということでいいですか。

○堀江事務局次長

はい、そのとおりでございます。

○林委員長

わかりました。はい、丸田委員。

○丸田委員

では、今公開はされていないけれども閲覧ができるという状態の、その報告書に関しまして……（「公開はしているでしょう」と呼ぶ者あり）、公開して、ホームページ上で公開はしていないけれども、議会図書室で公開をしているということは、市民の方にお伝えするのは今すぐできるのかなと思ったんです。ホームページに載せるのにはいろいろ技術的なものがあると思うので、いつできるかわからないですけども、今年度中にできるのかなと思っているんですけども、すぐできるんだったらすぐかなと思うんですけど、議会図書室にオープンにしてありますよという情報ぐらいはどこかでお知らせしてもいいのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○林委員長

その辺は御意見としてここでお出しただいて、そこにとどめておいていただきたいと思えます。

○丸田委員

はい。

○林委員長

この場は、あくまでこの議会基本条例の規定事項に関する取り組み状況の検証ということでございますので、それぞれ課題を議論等していただいて最終的にまとめていければと思っておりますので、時間も限られておりますので御協力方、よろしくお願したいと思えます。

ほかにございますでしょうか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

先ほどの意見を聞いていまして、意見ということなんですけども、やっぱりもう既に2つの委員会でそれぞれの政策課題に対しての協議が1つの形として動き出しているということからしますと、委員会の中での提案制にするかどうか別として、通常の常任委員会の

議会会期中でない中でも、そういったことが可能だということがもう宣伝になっているのであれば手を挙げるとか、委員会で提案するとかね。そういったことの内容のスタートがどうしたらいいかわかりませんが、やっぱりそういうことが可能なんだということをもう少し明確にすれば、残り2つの委員会でも前向きに委員会として取り組む内容もあるのかなと思いますので、これからそういうことをもうちょっとフランクに位置づけしてもらえば提案も出しやすいなと思いますので、まとめの中でもしそういったことがあれば書いていただければありがたいなと思ひまして、発言いたしました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

ホームページ上での公開ということで先ほど言いました報告のところなんですけれども、そのことをホームページで見られることで議員の方が、一人一人がどんな視点を持って視察や研修というか、勉強したことをどのような視点を持って感じて、こういうふうに市政につなげていきたいみたいなことが書かれていることが見やすい形になることで、一人一人の議員の方にも興味を持ってもらえるというか、一人一人の議員の方がどんな考えを持っているかということがわかりやすいというふうに思うので、これは進めていただきたいなというふうに思っています。行政視察を見て、私、報告を見て、そういうことを私自身も感じたので、それが進むようになるといいというふうに思って、この意見にいたしました。

○林委員長

ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

勉強会という呼称を使っているのは、それなりの工夫らしいですね。つまり委員会だとか、あるいは協議会という名称にすると準公式というか、そういう形になるとかた苦しくなるので、書類取り扱い上もね。それで勉強会という呼び方にして、そういう意味で言えば議事録もとらないし、というような形で建設委員会などはそんな格好になっているようです。それはちょっと参考。

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、第6条につきましては皆様方からさまざまな御意見、また意見交換等していただきまして、ありがとうございます。委員長としては、やはりこの評価につきましてはできている部分もあるが、まだまだ課題もあるというふうに判断させていただきましたと



ころで、一部できているという形で決定をいたしたいというふうに思っておりますけども、これについては御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認め、さよう決定したいと思います。続きまして、広報広聴機能の充実、第8条の協議に入ってまいりたいと思います。

それでは、これにつきましても各会派による評価の理由、考え方等について、委員の皆様から順次発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

私どもの会派では、ここについてもおおむねできているんじゃないかと。非常に市民の声を聞いて、インターネット中継等についても早急に対応してきたというようなことで、途中でこの業者はどうだったんだろうというような問題もありましたけど、非常に真剣に取り組んできたというところについては、評価をさせていただいているところでございます。これから、先ほど市民の意見を聞くについてもいろいろな聞き方があるわけですから、その意見聴取についてはきちっと判断をしながらやっていければいいのかなと思っております。くどいようですが、おおむねできていると、取り組んでいるというふうな評価でございます。

以上です。

○林委員長

続きまして、丸田委員、お願いします。

○丸田委員

私たちも、これはおおむねできているという評価をさせていただいております。おおむねということですので全部できているということではなく、場合によってはいろいろ、やっぱり検証していく必要があるのかなと思いつつ、昔は市議会だより委員会だったのが広報委員会になり、やはり広報委員会も今毎回毎回宿題を会派のほうに投げいただき、会派で意見を述べ合うということもやっております。ということですので、現在進行形で研さんをしていっているのではないかなということで、おおむねできているのではないかなという評価をさせていただきました。

○林委員長

続きまして、小林委員、お願いします。

○小林委員

8条、まず1項の市民の意見を積極的に聴取するということの中で、市議会だよりについてもレイアウト、あるいはタイトル等々の改善、そしてまたインターネット中継、常任委員会全てですね。それとあと特別委員会。そしてまた2項目では、原則公開の中では、全員協議会を原則公開をした。あるいは3項目の議会報告会についても平成25年から実施をしております。第4項については参考人制度も、飛行場特別でも3回を実施された。5項目めの請願・陳情についての提出者からの説明を受ける機会。こういうものも平成24年第3回定例会から実施をしていると。各項目実施をされております。ただ、もう少し改善の余地は当然ありますけれども、全ての項目で取り組みが進められておるということで、おおむねできているというふうに評価をさせていただきました。

以上です。

○林委員長

続きまして、雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

第8条というのは非常に項数も多くて内容が多岐にわたっているんですが、共産党としては調査権に絞ってある。参考人と公聴会の2つについてね。さっき小林さんのほうから、副委員長のほうからも紹介あったように参考人制度の活用というか、運用について、この間、飛行場特別委員会で実際にやりましたし、過去にも何回かやっているということは承知をしております。その場合に、だから参考人制度と公聴会制度の内容ですよ。そこに括弧書きで類似性と違いというふうに書いておきましたけども、これをちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかということが1つと、それからどういうふうにしたら実際の審議上で活用できるのかということが今のところ物差しも具体的にないもので、なかなか判断基準がそれぞれの委員や議員によってばらばらというか、統一性が非常に弱いのではないかなという意味合いから、運用規定という言い方をしましたけれども、これの整備が必要ではないかなということです。

それから3つ目は、これは請願・陳情についての内容ですけれども、既に補足説明、提出者からの申し出があった場合に説明を受けるということが実行、実施されておりますけれども、ちょっと現行の時間ではやや短いのかなということで見直しをして、もう少し時間的に緩和をしたほうがいいんじゃないかなというのが提案の内容です。

○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々をお願いしたいと思います。では、二宮オブザーバーから、じゃ今度お願いします。

○二宮議員

私たちは4項と5項のところに書かせていただきましたが、4項では市における課題があった議題というか、みんなで話し合う必要があるような内容があったときに、議会での参考人という。特別委員会では参考人招致ということが行われておりますが、市民の方に聞くような場というのは、これは議会報告会の中で市民の方から意見があったことなんですけれども、参考人招致というのがありますよねということで、参考人招致というのができないのかということが議会報告会の意見として挙がってきたことがありました。なので参考人というところでの運用というか、活用を進めていくということが1つ。それと公聴会も開くということが有効であるという場合があるということで、そのルールを決めていくということが1つ。

5項に関しては説明時間。先ほども委員からありましたが現行の説明時間では短いということも、市民の方からの意見もいただいたことがありますので、その時間の制限の緩和ということを考えていく必要があるのではないかとということと、説明のときの議事録を作成するということを提案をさせていただきました。

○林委員長

よろしいですか。じゃ、大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

私もそこに、広報広聴機能の充実ということで、この間、市民参加のところではいろんな意識調査のことだとか、いろいろお話をして広聴機能を高めると話しましたが、これは調布では市民参加のことを絞って書いてありますけど、私は議会基本条例の前文に注目をして読みますと、市民との対話等を通じて意見を正しく酌み取りというところがあるんですね。つまり市民と対話ができるような状況ということが、なかなか今の議会では工夫しないと実態としてない。議会としていう意味ですね。ここということよりも議会としていう意味で、ですから、そういったことをして、やっぱり意見を酌み取っていけるような内容のことの動き方ということで言えば、今ある手法だけではなくもう少し広聴機能を独自に高めるようなことをして意見を募るなり、モニター制度を入れるなり、いろんなことをしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そういった部分を補足するような体制というんですか、仕組みをつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、今お話がありましたように、なかなか公聴会制度というのはハードルが高い部分もありますけれども、特別委員会では参考人招致ということで実際今運用されておりますので、そういうもう少しハードルの低い中で実際の市内にある課題に対して聞くべき意見を、私たちが市民の方に来ていただいて聞くということも含めて、もう少し制度として充実し

てやっていくべきではないかなと思いますので、そういった点も含めて提案をさせていただいております。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、それぞれの意見につきまして質疑、意見、議論等ございましたら。はい、小林委員。

○小林委員

大河委員さんにお尋ねしたいんですけど、学校への出前については第3条でいろいろ議論が出ていましたんで、その辺のところクリアしていくのかなというふうに思いましたけれども、次のFMに出演し議会を知ってもらうという項目があるんですけど、これ、議長さんがたしかFMに出演しているんじゃないかな。ケーブルテレビでしたっけ。何か出ているということを知ったことがあるんですけど、何かその辺のところ議会のPR、議長さんからちょっと教えていただくとありがたいんですけど。

○林委員長

それでは、議長、お答えいただけることがございましたらお願いします。

○田中議長

今小林委員のほうから話がありましたけども、その辺の出演というのはないと思うんですけどね。お正月に、その件でよろしいですか。

○小林委員

そうです。

○田中議長

それは議会のあり方ですか、状況、方向性。何を今してどのようにやっているかということについては、お正月としての番組の中での放映だけはございます。その他についてはございません。

○小林委員

ということは年1回、1月に、収録は12月ぐらいなんじゃないかな。議会の長としてそういう場があるということですので、首長さんがそういう場があるのかどうか。私、知り得ておりませんが、できればそういう機会を通して議会の今議長さんがお話しされたような部分だと思いますけども、こういう活用も積極的にしていただいて今後も議会としての取り組みを、この年1でいいのかわかりませんが、逆に言えばこちら側から要望してぜひともいろんな機会に議会を知ってもらうということで、議長さんのお出ましがあるのがいいのかなんていうふうに今聞いていて思いました。

以上でございます。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

今せっかく取り上げていただいたので、私も確かにお正月というのは誰でも形式的に放映することがありますけれども、考えれば4つの常任委員会、あと特別委員会もあつたりしますから長い時間でなくてもスポット的に今こんなことが、例えば課題で取り組んでいるとか、要するに議会をもっと身近なところで感じてもらうでも、スポット的でも結構ですから少し打って出るというんでしょうかね。そういうことでやれることがあつたら、実行していくということもいいのではないかなというふうに思います。

○林委員長

ほかにございますか。はい、丸田委員。

○丸田委員

共産党の方とネットの方と両方とも陳情の提案者説明のときの議事録を作成するというふうにおっしゃっていますけど、この効果はどういったことを狙っての提案ですか。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

それはもう公式に記録に残すということ以上でも、以下でもないということ。

○丸田委員

先ほどそれぞれの委員会の勉強会では議事録も残さないで、ざっくばらんなことが話の中で出るという意見もあつたんですけども、公式に議事録を残すことは重要なのもかもしれないですけども、そういうことになれていない市民の方は、逆に議事録があることに対しての発言の重さとか、そういうものを考えるとやりとりが固まらないかなと逆におそれもあるんですけども、いかがでしょう。

○雨宮委員

そこは柔軟な幅を設けてもいいかもしれないけどね。ただ、いずれにしたって、やっぱり1つの常任委員会なり特別委員会での内部での議論という問題と、市民から提出された、その時点で既に公式のものになるから、そういう点で記録はちゃんと残しておく必要があるんじゃないかなというのがあります。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私もその内容について市民の方が興味や関心を示されたときに、いつでもというんですかね。そういう意味で議事録というものが公式に残っていることで、いつでもそこにアクセスできるというところがあると思います。どのようなことが話されたかとかいうことを知るという。議会の中でどんなことが話されたかということを知るということの記録としても、議事録を残すということに、開かれた議会として必要なのではないかなというふうに思います。

○丸田委員

この件についてはもう少し検証が必要かなと思うんです。陳情者の説明は 100%ではなくて、希望者ということですので御希望のある方が説明に来られて、説明の時間5分ですけども、そのやりとりに関しては、やりとりをしながらどんどん深めていくともう30分か、もう40分とかという説明の時間もかかったりすることも今までありましたので、これについては、それぞれもう少し検証が必要なのかなというふうに思います。

○林委員長

ほかに。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

昨日、23歳の若い男の方と話をする機会があったんですよ。それで政治のことでどのぐらい関心を持っているかなと思って聞いたら、総理大臣を知っていると言ったら、知らないんだよね。調布の市長は当然知らない。すげえなと思ったよね。今の若者って、そういう。せつかく18歳から選挙権が与えられても、そういうあなたたちの仲間は多いのと言ったら、多いというんだよね。選挙に行ったことがないのと言ったら、ない。もう本当にすごい。だから当然、日本の政党のことなんか知らないですよ。自由民主党って知っている？ 知らない。すごいんだ。いや、本当に。だから全てがそうじゃないにしても、普通の子だよ。すごく見て真面目そうな感じの子なのね。それで、だからええーってびっくりしちゃったんだけど。これは、やっぱり我々市議会議員だけで一生懸命語ってもかなり難しい部分はあるし、もうちょっとそういう若者たちに政治、議会を知ってもらうための方法、本当に真剣に考えていかないといけない。つくづく思った次第です。

○林委員長

御意見として、ほかにございますか。はい、小林委員。

○小林委員

今回この第8条については広報広聴機能で5項目ある中で、今取り組みについては全ての項目について一つ一つ実施をされ、相当今まで、この条例がなかったころに比べれば相

当進んではいますけども、先ほどの時間、陳情者説明だとかね。それは今後運用していく中で今までなかったものがスタートしまして、またそういう方々の意見も聞きながら改善は当然必要だと思いますけど、全体から言えばおおむねできているのかなというふうに私は捉えておりまして、今後、だからといってこれをがっちり固めるということじゃないので、今の現状の中ではこういう形の結論かなというふうに私としては思っ、聞かせていただきました。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今の副委員長の発言に反論じゃないですよ。おおむねできている、一部できている、できていないというこのカテゴリーと、その他のカテゴリーと中身が違うと思うんですよ。だから条文に沿った形での実行状況というくくり方をすれば、今副委員長がまとめられたような整理でいいと思うんだけど、その中に内包されている、さらに改善というのか。そういう要素としてのその他だというふうに私なんか理解しているもので、そのところは、だからといってきょうどうのこうのという話じゃないですけど。先ほど丸田さんも言われたけど、今後の課題としてペンディングというのか、棚上げしないでね（「もちろん」と呼ぶ者あり）。

○小林委員

もうそのとおりだと思いますよ。大河さんもここで自由記述の中で、先ほども私、お話ししました学校への出前等々、FMも含めてですけども、いろんな皆さんの自由記述がありますから、これもやはりそのまま当然残していただきながら、全体的には今進んでいますのでね。今後これは次の期の方々にお任せするわけですけども、そういう中で今出たものをどうよりよくしていくのか。市民の皆さんの声を聞きながらという部分でいいのかなと。だから前段で雨宮委員さんが言われたように、この条文ごとでいけばほぼ網羅しているのかなと。あとはどう運用をこれからしていく中で、よりよくしていくかという中での今回のとりまとめは、こういう形でいいんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○林委員長

ほかにございますか。はい、大河委員。

○大河議員

反論ではないんですけども、ただ、今までの委員長さんのまとめのプロセスを見てみ

ますと、おおむね包含しつつも、要するに、やっぱりさらに改善するといいい方向にいくんじゃないかという意味で、一部はできているというふうにまとめているのかなというふうには私は気がしていたので。そういう意味で言えば、やっぱり検証しているわけですから項目はあっても、それが今言ったように、例えば広聴ということが参加を規定しているけど、でも対話とかいろんな方向でいくと実はもっと、渡辺委員さんがおっしゃったようにもっと打って出るといっておかしいですけど、こちらから行ってさまざまな形でアプローチしないと、形骸化してしまうということがあります。大事な場の議会が忘れられて、民主主義の根幹が崩れつつあるというふうには私なんか思っている部分がありますので、今みんながそういう気持ちになってきたということからすれば、やっぱりいま一步頑張るといようなニュアンスの感じのまとめでもいいのかなと、ちょっと私はそんな気もしております。これは私の意見です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も同じなんですけれども、やっぱり議会としてどういう方向性を持ってとか、どういう考えを持って市民の方と向き合うかというところが市民と議会の関係という。とても全部大事なんですけれども、重要な章であるというふうには思っておりますので、議会がどのようにして市民の方と意見を交わしながら市政がより市民のものであるという。私たちのものであるということ共有するとか、そういうところを積極的につくっていくということは非常に重要であると思いますので、ここはぜひ今よりも一步も二歩も進めていただきたいというふうには思っているので、そのようにしていくことを望みます。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

多分全項目そういう形になってくると思うんです。そうすると、例えば第3章で出前議会の話も出たりとかしています。どこのページでもいろいろ話をしてくると、やっぱり市民の方をどう巻き込んでいくのかとか、広聴はどうするのかという話になってくると思うんですけれども、全項目にそういうものを入れてくると逆に整理がつかなくなってくると思うんですが、先ほど来、例えば渡辺委員がおっしゃっていたようなことは、ほかの項目とかでももう一回考える。もうちょっと近いところがあったりするのかなというので、例えばここの中で今回話し合われた幾つかのことをこっち側のほうにちょっと特記をしておいて、これはもう一回洗い直す。どこの項目に入るのかなというのを整理をしていくほうが



本当はいいのかなと思っただけです。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございました。それぞれの議論を聞いていますと、まだまだ改善していかなくしゃいけないのは常にあるところではありますけども、小林委員のほうから最初提案というか、立論というかございましたけども、全体的な条文の中でそれぞれ改善しているところがそれぞれあるということ踏まえますと、委員長としては、これはおおむねできているというふうに判断をしたいと思います。ただし、共通の今後の課題等の中で皆様が議論されたような内容を課題として載せていくと。そういう形でまとめていきたいと思いますが、ぜひその辺を御確認いただけるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、第8条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできているという形で決定をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございました。御異議なしと認め、さよう決定したいと思います。

それでは、続いて5ページですね。第9条の協議に入ってまいりたいと思います。

それでは、各会派の皆様から評価の理由、考え方等について御発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

第4章の関係で取り組み状況等なんですが、まず今までは議員の方々がそれぞれの委員会等に議員の立場で参加をしていた。ですから、割とニュースが入ってきていたんですけど、例えば農業委員会等についても3人、あるいは4人ぐらいの委員の人が入っていたわけですね。ところが、議会からの委員がいなくなったということで非常にニュースが入ってこない。今農業委員会ってどういう状況なのかなと。以前は調布の農地はどのぐらい年間少なくなっているだろうとかね。そういうこともわかりやすかったんですけど、今非

常にわかりにくくなっている。だからこれらについては何かもうちょっと一考あるのかなというふうな感じがしています。

また、市長への質問と議論の充実ということについては、一般質問の方法が変わってきたというようなことで、やはり……（「そこ、10条行っちゃうよ」「余り飛ばないでください」「9条までです。今9条」と呼ぶ者あり）。失礼しました（「シンプルをお願いします」と呼ぶ者あり）。シンプルで、このページ全部いいのかと思っちゃった。

今申し上げたように、この辺について非常にニュースが流れにくくなっているのは事実だと思うんです。ただ、我々としては、とはいってもおおむねできているのかなという印象でございます。

以上です。

○林委員長

はい、丸田委員、お願いします。

○丸田委員

これに関して、私どもは一応おおむねできているというふうには書かせていただいております。市長との立場、緊張感あって保っておりますのでね。効果の検証が必要というふうにさせていただきました。これは今渡辺委員もおっしゃっていましたが、農業委員会とか、あと民生委員推薦会ですか。いろいろな委員会に議員という立場で参加をしております。これは委員のほうからなんですけども、そういう委員会は興味があれば傍聴へ行けばそれでいいのかもしれないですけども、やはりいろんな立場を超えて発言をする機会というのがなくなってきているのではないかなというふうに危惧をしている委員もおります。今後、監査委員のあり方等々もありますので、これに関しましては効果の検証を行い、必要に応じては、やはり議員としても参加をしていくということを考えていくことも必要なのではないかという話になりました。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

私ども公明党は、評価はその他にさせていただきました。理由としては、今回の取り組み状況で各審議会、委員会、市長が推薦をするものの議員については派遣しないという形で本当に、今お二方、御発言されたんで、本当にそれでよかったのかどうか。効果の検証が必要なんじゃないかなと思っています。特に環境保全なんかは、南口の話なんかも、やっぱり木の樹木をどうするかという部分で、ここに議会選出の議員がいなかったというこ

とで非常に後手後手に、環境というものを考えたときに後手後手になってしまったのかなんていうふうに私は個人的に思っておりますが、あと法改正にあわせて先ほど渡辺委員から農業委員会なんかの話もありましたけど、ほかの市では農業委員さんを残している。議会選出のね。というところも聞いておりますし、やっぱりこの東京というところの農地が今どんどんどんどん削られている。こういう状況の中で、やっぱり議会側からの委員を選出しながら、その辺のところをしっかりと議論していくという部分も必要なんじゃないかな。特にまた青少年問題等々についても議会側からの発言。その辺のところも必要性を私は感じております。全部が全部ではありませんけれども、その辺の委員を選出しなかったことによる、どういうマイナス部分が出たのか。プラスマイナス、その辺の検証をしながら、また行政のほうに働きかけをしなきゃいけないときが来るんじゃないかなんていうふうに今思っ、今回はその他という評価をさせていただきました。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

共産党も評価としては、その他というくくりになります。下のほうに書いてありますように、調布の議会は予算、決算特別委員会を持っていませんので、重要な政策判断を求められたときに、常任委員会レベルではそれができないという事態になっているんです。現にね。予特、決特を持てば、一応そこで直接市長等々とやりとりができるから財政運営なんかについてもそこでのやりとり、あるいは首長としての考え方が、ただすことができるというふうになると思うんです。ですからいきなり、じゃ予特、決特という話になるのかというと、そこへ行くまでのステップとして委員会側から求められた場合には首長を先頭に、首長なり副市長なり、あるいはその他ね。そういう長の出席を求めることができるし、行政側はそれに応ずるべきだという考え方です。

○林委員長

続いて、オブザーバーの方々。大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

私も今の共産党の委員さんがおっしゃったように、やっぱりうちの独任制、二元代表制ですから、つまり政策の意思決定をしている最高責任者が、常任委員会に今出席を余り求めないというか、求められないような、現実的になっている中で、特に予算、決算でそういうやりとりがない中では、私は今回もそうですけども、じゃどうするんだと。肝心かなめの話を聞くとときに部長では答えられない内容が多いわけですので、やっぱり言論の府で

すから当事者から話を聞いた中で判断していくということがありますので、特別職の委員会や特別委員会への出席を求めていくことがもう少し日常化してもいいのではないかなというふうに思っております。

それぞれの市の諮問委員会に対しての議員の委員ということに関しては、調布は法改正のときに一切なくしたという。極めてすっきりした形にしたわけですが、私自身、環境保全審議会の委員や消防委員をした経験がありますので。ただ、環境保全審議会は審議会の委員さん自体のほうから、やっぱり議員がいることでのやりとりの中でちょっと影響があるので、議会として遠慮してほしいというようなニュアンスを言われた経緯もありましたので。

今二元代表制を強く言われ、そしてそれぞれが独立した機関の中での意思決定を、両方で選ばれている中でしていくという意味からすれば、今監査委員のことも、そういったことも正確にはどうするのかという決定を、やっぱり条例の中でどういう意味があるか。うちは決めたんだということも明確にすべきだと言われておりますので、もしいろいろあるのであれば、それは慎重に、そのことに対して議会の意向だけでなく行政が結局求めていた議会へのそういったものに対して、何を求めていたかというようなこともありますし、私たちがこれを決めた緊張感のある、それを保持するために9条を設けたということもありますので、その辺のところも含めて、ではどうなのかということの見直しをするのであれば、そこはしっかり見きわめていく必要が私はあるのではないかなというふうに思います。私はまず何よりも市長にもう少しお出ましいただいて、お考えを明確にする場を設けてほしいというふうに思っています。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私たちもこちらに書いてあるとおり首長を含めた特別職の方は、その求めに応じて出席して意見を言うということは必要であるというふうに考えますので、求めに応じて出席することが必要であるというふうに考え、このように表現いたしました。

○林委員長

ありがとうございます。ちょっと議論を始めていただく前に事務局のほうにちょっと確認をしておきたいんですけど、現在常任委員会と特別職との関係について、私の中では委員会の中で決めれば呼べることができるという認識におるんですけども、ちょっとその辺、ちょっと一応確認していただいけませんか。はい、小林事務局長。

○小林事務局長

申し合わせの中に記載がございまして、協議を行った結果、申し合わせに載せられておりますけれども、委員会に特別職は原則として出席はしないと。ただし、審査を進める上で特別職の出席が必要であると委員会が決定したときは、委員会はその出席を求めることができるということになっておりますので、また逆に理事者から申し出があれば特別職の出席を議会としては拒むものではないという規定がございまして、現行の規定の中で委員会が決定すれば理事者は出席できると、呼べるという理解をしております。

以上です。

○林委員長

今のだと委員会が求めることはできるけど、特別職のほうはそれを拒むことができるんですか。そこまで書いていない？ では、お願いします。

○宮川議事係主任

今委員長おっしゃったとおり、出席の義務というのはございません。

○林委員長

ございません？

○宮川議事係主任

ないです。これは実はもうちょっと補足をしますと、委員会におきましては特別職だけではなくて、市長の補助職員全員が委員会では出席の義務というのは法令上、規定がございません（「そうなの？」と呼ぶ者あり）。ええ。職員の出席の義務につきましては、本会議場に関しては、議長が出席を求めた職員は必ず出席しなければならないという義務規定がございまして。

以上でございます。

○林委員長

ありがとうございます。という参考の情報を踏まえて議論を深めていただきたいと思います（「ちょっと事務局に」と呼ぶ者あり）。はい、小林委員。

○小林委員

ということは、予特、決特をもしうちがやったとしても市長以下、変な話、三役というか、出ない場合もあるというふうに理解していいんですか。

○林委員長

はい、宮川事務局。

○宮川議事係主任

法令上の出席義務というのは生じないということになると思います。

○小林委員

わかりました。ありがとうございます。

○林委員長

ただいまの参考情報を踏まえて議論を深めていただければと思います。はい、大河オプザバー。

○大河議員

確かに委員会で決をとったりしてやっていますけれども、私も前もお話ししましたが、しかしながら、調布は本会議での発言時間の制限をかけているわけですので、やっぱりその時間を使っちゃうとなかなか本会議で聞けないということも実際あるわけですので……いやいや、だからそれは議会基本条例の中に言論の府だということとかね。きちんと議論をしてやっていくということが、やっぱり基本的にあるわけですから、私は申し合わせそのものを見直すべきだというふうに思っておりますので、自由討議やいろんなことが書いてあるわけですから、だからそういったことも踏まえれば、できるだけそういうことを求め、責任ある人の考え方をただしながら方向を見ていくというのは、議会の責務としては何の問題もないことだというふうに思います。ただ、確かに委員会のときに説明員のあれを求めていますという言い方をしますから、当然来ている理事者の方は説明員として入っているということだということは理解しています。

○林委員長

ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

通常の常任委員会などで出席している市の職員が説明員ということであればなおさらのこと、つまり政策変更などを伴う決定案件については首長でなければできないわけですから、制度的にはさっきの説明の中で現行制度でもできるんだよとなっていますけど、だから逆に言うと、これは今度は議会の側に突きつけられている課題なのかなというふうに私は改めて思いました。それは意見です。

○林委員長

御意見ということで、小林委員。

○小林委員

自由記述の中に、予特、決特についてお話をされていますが、前回第5条の中で相当予特、決特について議論が出尽くしたというか、出ていましたんで、それを除いて今の取り組み状況はどうなのかという状況の中で、私はいま一步この検証が必要だというふうに思っております。ですから、今の取り組み状況についてちょっと議論したほうがいいのかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○林委員長

ありがとうございます。この条文ですね。市長と議会との関係という取り組み状況。現状についての評価ということでございますので、その辺を中心に議論をしていただければと思っております。御意見等ございましたらお願いします。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私、環境保全審議会や消防委員会のときのことをお話ししましたけれども、現実的に今委員会で選出された方々が実際経験してみてどうだったのかと意見をおっしゃっているわけですから、そうするとここでおおむねできているとおっしゃった方の中でもどうなのかということも出ていますから、そうするとその他なのか一部なのかわかりませんが、何かおおむねではないのかなという気もいたしますね。

○林委員長

はい、渡辺委員。

○渡辺委員

ここに載っているものに関してだったらば、おおむねとは言いにくいですよ。確かに。ただ、我々10人いますんで、それぞれの意見を聞きますと、まあおおむねできているだろうという意見でございますんで、御理解をお願い申し上げます。

○林委員長

ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

丸田委員に質問ですけども、効果の検証という言葉が、公明党さんの効果の検証という内容はさっきちょっとお聞きしてわかったんですけど、チャレンジさんのほう、ここで言っている検証の具体的な中身というのは何なんでしょうかね。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

冒頭に説明したとおり、うちの会派の中で一番問題なのは青少年問題協議会のほうで発言ができない。やっぱり発言をするという立場にいない。どの委員会も傍聴はできるでしょうけど、傍聴ではなくて発言をする機会というのが、やはり委員会の中での発言をしたって思うときに、それがなかなか難しいというのが現状だねというところが大前提です。今後監査委員等々も議会から選出しなくてもいいような流れもありますので、そういうものも、やっぱり考えていくには今までの効果の検証をしつつ、今後にとっていくということが重要なのではないかなということで、ここに効果の検証が必要というふうに冒頭には

言わせていただいたつもりだったんですけども、済みません、よろしく願いいたします。

○林委員長

ほかにございますか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

考え方なんですけども、要するに議会として市長がしているそれぞれの審議会、委員会に出さないということでしたわけですけど、逆に検証するには機関として、例えば今おっしゃった青少年問題に議会の中での総意として、例えば青少年問題に対して問題意識を持っていることを代表して言う場がないということであれば、やっぱり機関としてその委員会、審議会に出すことの意味や意見の総意をどこで持っていかということも、私は1つ懸案事項であるのかなというふうにちょっと聞いていて思いました。これは意見です。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、皆様方の議論を拝聴しておりますと、おおむねできているとは、ちょっとなかなか難しい部分があるのかなというふうに思っております。一方で一部できているという部分では、取り組み状況等に説明してあるとおりの法改正等にあわせて就任しないとか、そういうふうに書いておりますけども、その中でも、やはり課題が生じているということもございますので、ここは一部意見ございましたけども、その他ということでまとめていきたいというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、第9条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、その他ということで決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定したいと思います。

それでは、続きまして……（「ちょっと待って、休憩を求めていますか」と呼ぶ者あり）、じゃ暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

---

午後3時21分 開議

○林委員長

委員会を再開いたします。



続きまして、第10条の協議に入ってまいりたいと思います。

それでは、各会派による評価の理由、考え方について、委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。渡辺委員。

○渡辺委員

この10条については今までは一括質問と、また一問一答方式も取り入れてきたというような形で、取り組み自体は進んできているのかなというような中で、おおむねできているというような考え方で自民党のほうは示させていただいたんですが、ただ、自由記述の中で委員会等に関係のある質問が最近、特に頻繁に見受けられるというような意見が会派内の中からもございました。そんな中でここにこのように書かせていただいているんですが、かといってこれだけが全てではないわけで、おおむねできているというようなところでございます。よろしく申し上げます。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

一括方式と一問一答方式と選択をして一般質問等もしているわけですが、やっぱりなかなか自分たちも質問になるといっぱいいっぱいなので、それがどういうふうに、スクリーンを使ってね。先ほど小林委員もちらっとおっしゃっていましたが、それがどういう効果があるのかというのは……（「しゃべっていない、まだ。私はまだ発言していないよ」と呼ぶ者あり）、失礼いたしました。どういう効果があるのかということに関しては、やっぱり検証していく必要があるのかなと思いました。

こちらの、私たちは一部できているというふうにさせていただいたんですけども、自由記述のほうに反問権について再提起というふうに書かせていただきました。何年前かなというふうに思ったら六、七年ほど前にですか。議会改革協議会というのがありまして、そこから試行期間を経て現在に至っているわけですが、会派としては当時以来ずっと提案させていただいているとおり、行政側からの反問権のあり方についても提起をさせていただきたいと思います。反問権というと、やはり議員自身もしっかりと勉強して対抗していかなければいけないということもありますが、あわせて御検討いただきたいなと思います。議論はずっと続けていっていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

私どもの公明党の評価としては一部できている。その第1項については一括質問、ある

いは一問一答で、公明党としては一部できているということで評価をいたしました。内容としては、この質問と議論の充実ということで一括質問、一問一答方式を行うということで、これは実際行っております。

そしてまた、スクリーン設置についても26年第4回定例会から実施しておりますが、ただ、このスクリーンに余りにも固執することによって質問がマイクに拾えないという事態が議事録を見ると非常にあって、後々この議事録だけが残っていくわけなので、本当にこの議会、大丈夫かいなという。そういう議事録だけを見ると、そんなふうに思ってしまう昨今であります。ですので、この辺のところをもう少し議員側が改善していかないと、議事録しか残らないわけだから、その辺のところをちょっと精査する必要性があるかなというふうに思っております。

あと3項目、4項目の部分については代表質問、質問ということで、これはやっておりますので、資料請求についても現在やっていますのでいいんですけども、全体としては一部できているので評価をさせていただいております。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

条文そのものについておおむねという感じはしてはいるんですが、その条文の中にうたい込まれていない内容で自由記述ということにしたもので、その他の評価といたしました。

1つは、これもいろいろ経緯があつての話なんですけれども、そのことを十分に承知した上で、やっぱり市長の所信表明に対する質問は、会派の人数に左右されないで代表質問というふうにするべきだというふうに私は思っています。

それから2番目の問題ですけれども、これは実際最近、上程時質疑をやっていると限られた議員だからというものはあるんですけれども、とにかく一般質問を通告して、すぐ数日後に議案の上程時質疑通告しなきゃならんで、これはこれでなかなか非常に厳しいものがあって、これは議会の中でというよりか、まさに議会運営上の問題だから、事務局を含めて何とかならないかなというのが非常に率直なところの気持ちです。

それから反問権の問題で、これ、質問になるから後でお答えいただければいいんですけど、10条の2項、これは反問権に相当しないですかね。それはちょっと質問ということで保留しておきます。

以上。

○林委員長

続いて、オブザーバーの方々、お願いしてということで、はい、大河オブザーバー。

#### ○大河議員

今雨宮委員さんもおっしゃいましたけど、私もやっぱり一般質問を出して、例えば6月ですと監理団体の報告等、例えば数があったりするとき、その通告をしたりすることとか、そこに議案が入りますと大変タイトな時間で整理して出さなければいけないということと、質疑時間も決まっていますので相当詰めて、しかもその後でやりとりを中ですということと考えますと、前は通告はいたしましたけれども内容のことに対してあれしなくて、そしてやりとりしてやっていたということも考えますと、少しこのことに関しては検討していただきたいというふうに、時間制限のことに対しては求めていただきたいと思います。

あと反問権のことは、これも私も後で結構ですけど、やっぱり反問権というのは、この基本条例をつくったときに、先ほどたしかありましたように議長の許可を得て、それはこういう意味ですかと確認をするというので、ある種の調布としては確認権的なことが反問権のところまでいかないまでも、そういったことを確認できる条項を入れたらどうかというふうにした思いもありますし、反問権は気をつけないともろ刃の剣と言うんでしょうか。やっぱりそれは首長側からの議会に対してのあれですので、今のように時間制限があったとき、それに対してどうなんだ、こうなんだということで、時間制限がなくて一問一答であるのであれば私は十分やっていいことだと思いますけれども、そういったことがない中で、もしそのことを行使するのであれば、そのときは、例えば時計をとめるのかとかね。いろいろ、やっぱり検討しないと、これはそれなりのつくりというものに対しては、ただ単に認めるという話にはならないなというふうに思いますので、どんなふうなことをお考えの上で、そういうふうに関心提起されたのかなということはずいぶん聞いてみたいと思います。

#### ○林委員長

続いて、二宮オブザーバー。

#### ○二宮議員

私たちは、おおむねできているというふうにさせていただきました。これは一般質問に関して、一括質問方式と一問一答方式という選択制が導入されて選べるようになった。質問形式に関してということが25年の1定から行われているということ。また資料用にスクリーンが設置されて、それも活用ができるようになった。視覚的には見やすい部分が出てきたということが、そういう改善というか、前向きなわかりやすい議会としてそういうものが導入されてきているというのは、よいことであるというふうに思っております。代表質問に関しての区別というんですかね。人数による質問の呼称に関しての変更というか、

変わってきたところがあったという経緯は聞いており、自分自身もその考え方というのはそれぞれある中で、このような形で言い方が違うようになっているのはいかなものかなというふうに感じることもある部分はあるのですが、ここの項目に関しては、おおむねできているのかなというのが私たちの考えです。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、これから議員間で御論議をいただきたいと思うんですけども、先ほど雨宮委員のほうから反問権に該当する云々という話がありましたけども、一応この10条の2項については、市長等は議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て質問の趣旨を確認することができますと書いてありますけども、これは1つの反問権のあり方だと思うんですけども、その辺、事務局としてはどういうふうに条例解釈というか、されているか。もしその辺、参考意見があればちょっと求めたいと思うんですけど。はい、小林事務局長。

○小林事務局長

当初の改革の議論の中では、一問一答制を入れるときに会派のほうからは、反問権を行政側に付与すべきだという御意見の提案があったというふうに記憶をしております。ただ、実際に条例に組み込んで、実際にやる場合にまだそこまでは至らないでしょうという精査がなされて、今の段階では質疑に対する確認にとどめようということで、この規定で落ちついたという理解をしております。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。正・副委員長とも当時の議会改革協議会におりましたので、そういった議論があったのは今思い出したところでございますけども、この2項についても反問権の一部であることは間違いないと思っていますんで、その辺を踏まえてちょっと議論を深めていただきたいと思います。さあ、どうぞ。はい、小林委員。

○小林委員

自民党さんが自由記述でここを書いて、質問通告内容が具体的でないという記載があるんですけど、私、非常に最近、ここは思っております。先輩議員をあれして大変失礼なんですけど、大河議員の質問通告はすばらしいなというふうに思っています。非常にわかりやすく、何を問うのか。非常に通告順もそうですけども、内容についても明確に書かれています。できればほかの議員さん、私が言うのも失礼なんですけども、ほかの議員さんた

ちも、やっぱりそれを逆にまねしていただいて通告を出してもらえないかなど。余りにもアバウト。例えば南口、樹木問題についてみたいな余りにもアバウト的で、それはまだ現在できていなくて、理事者側とのやりとりの中で質問が固まっていくのかなというふうに捉えざるを得ない。逆に言えば、そういうものは議長判断で突き返すじゃないけど修正を加えるなりしていただかないと、非常にそれが当たり前みたいに、これから新人議員さんもふえてくるだろうと思いますし、その辺のところ、やっぱりちょっと今非常に心配が、私、ベテランというわけじゃないですけど心配。特に雨宮議員さんなんか心配しているんじゃないかと思えますけども。

あと所管委員会に対する質問が多いとありますけども、市長に直接聞きたいという部分で、また委員会に入っていないからという部分。わかるんだけど、ただ、多数会派については、これはだめでしょうと。要するにほかの委員さんがいるわけだから、所管委員会は全部網羅しているわけですよ。ですから、私は入っていないから聞くんだというのは、これ、多数会派、私はだめなんじゃないかと思っているんだけど、皆さんの御意見も聞かないとあれなので、そんなふうにこの自由記述を見て感じました。皆さんの御意見も聞かせていただければと思います。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今の副委員長の発言に関連するんですが、まさに何々についてみたいな通告が最近、とみに目立っているなという印象は持っています。だからそういう通告の仕方によれば何でもありになっちゃうというね。そういう危惧はあります。やっぱりね。だから完全に詰め切った質問の通告にしろというところまで言うつもりはないんだけど、極力具体的に内容がわかるようなものにしていく。これは議員同士のお互い相互の努力ということになるかなというふうに思っています。

それから所管委員会に属するテーマについては質問に取り上げることはできないって、これ、申し合わせ、先例かな。そこでうたわれているのはよくわかっているんですが、ただ、もう一方で一般質問のつくり方としては計数的なもの。あるいは、要するに委員会審査で十分対応できるようなものを除けば市政一般、全般について語ることができるという一般質問のそもそもの規定ですから、その2つの原理原則を踏まえた上でどう判断するかというのは、それぞれ議員なり会派の最終的な判断なのかなと思いはしていますね。

それから議事録の問題なんですけど、まだスクリーンなんて話も何にもなかったときに、

私、昔、自民党さんに藤塚さんという議員さんがいらっしやいましたよね。質問などで注意されたことがあって、当時、多分資料か何かを掲げて、これにこういうことが書いてあるんだと言ったんですね。後で怒られたのは、あんな言い方、議事録に残らないよと。例えばこれこれこういう本の、ここにこういうふうに書いてあるというふうな、具体的に言っておかないと議事録に残らないからだめだといって怒られたことがあるんですけど、さっきの小林さんの指摘はまさにそれに類するものじゃないかなという感じを持って、非常に大事なことだと思いますよね。やっぱり議事録にどう残すかというのはね。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

その辺のところ、ちょっと今スクリーンが中心になっているんで一度検証じゃないですけど議事録を見て、例えばどこかの時点でそういうのを注意を促していかないと、後々、これ、残るものなので、それを知らないで議場でとうとうとスクリーンを見ながらやっていて悦に入っているという場合ではない。その辺のところをちょっと正・副議長さん、大変お忙しいと思いますけども見ていただくか、どこかの時点でやっぱりやっていかないとまずいんじゃないかなというふうに思いましたので、そんな作業もここでやるという話じゃないんですけどね。それはちょっと投げかけたいなと思います。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。丸田委員。

○丸田委員

済みません、反問権に関してなんですけども、先ほど2項のところに議長の許可を得て質問の趣旨を確認することができます。これ、現在、やっているかと思います。市長がもう一回、ちょっと趣旨を確認していいですかという発言が確かにあったかなと思われま。そういうことではなくて、やはり戦わせようよと。そういう思いなんですけど。そうすると先ほど大河委員のほうから、やはり時間が60分の中ではというのもありますし、議員みずからがかなり研さんしないと、それには耐えなくなってくるのでちょっと作り込みも難しいのかなと思いますが、確かに緊張感のある質問にするにはちょっとしたスパイスは必要かなとは思いますが、引き続きの、速攻につくとかいうんじゃなくて検証。それから議論は重ねていくということは重要なのではないかなと思ひまして、ここに記載をさせていただきましたので、そういうことを御理解いただきたいなと思います。

○林委員長

御意見として、先ほど事務局から説明があったとおり反問権がこの程度におさまっているというのは、議会協の中でもさまざまな議論があった上でこういう形におさまっています（「これまでの経緯の中でね」と呼ぶ者あり）、経緯をいま一度確認していただければと思っています（「はい」と呼ぶ者あり）。ほかにございますか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

所管委員会に対する質問というあれがありましたけども、やっぱり一般質問の通告のところ、そもそも一般質問というのは大局的なね……組織的なことではなくということが明記されております。つまりどの委員会であっても本会議は、やっぱり市長に対しての背骨の部分のことについてということだと私は思っていますので、会派の別として何かその項目に対して、まさに調布は本会議でしか市長はいらっしやらないわけですので、自分が文教委員であっても教育関係に対して市長のここの考えをちゃんと聞きたいというときには、私は保障されていると思いますので、それは十二分に質問されたら、それはいいと思います。ただ、逆に言えば、そういう原則ですかね。で言えば一般質問とは何ぞやということで具体的は必要ですけれども詳細な、逆に言えば、委員会でやりとりすれば可能な内容について聞くこともふえているような気もいたしますので、やっぱり本会議で一般質問するという。その一般質問の趣旨というんでしょうかね。そこのところは、やっぱり踏まえた中でしていくということは逆に問われている部分ではないかというふうに私は思います。

また、今の反問権。緊張感のあるということは、私もそれは大いに結構だというふうに思います。ですから、基本的には限られたとはいっても年4回で時間もしっかりとって、ちょうちょうはっししっかり議論をするということが議会に求められていることだと思いますので、そういうときは、例えば時計をとめるなりなんなりしてあらかじめ市長が反問権があるということが、一般質問は通告制ですので市長からそういったことがあれば、そのところだけ、例えばとめるなりなんなりして工夫してやるということは可能だと思いますが、それだけの緊張感を持った議会運営があればそれにこしたことはないと思いますので、さらにとおっしゃるんであればぜひその会派の方も、こんなふうにしたらやれるんじゃないかという案を御提案いただければ活性化して、それはそれでいいと思います。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。御議論ありがとうございました。皆様方の御議論を拝聴しておりますと、条文等に従って取り組み状況等実施していることはご

ございますところですが、まだまだ改善すべき点もあるというふうに拝聴しておりましたので、このところは、やはり一部できているという形でまとめていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、第10条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり一部できているという形で決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。



平成30年10月23日 議会運営委員会

○林委員長

おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日、雨宮委員から欠席届が出ておりますので、御報告をさせていただきます。

これより日程に入ります。

日程1、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。

本件につきましては前回、第6条から第10条まで協議を行い、議会としての評価結果を取りまとめたところでございます。評価結果と協議の中で議論がありました今後の課題等につきましては、お手元に配付させていただきました検証シートの右端の欄、評価、調布市議会の欄を前回同様、ポイントを絞り整理をさせていただきましたので、御確認をお願いしたいと思います。特に御異議がなければ御確認いただいたということで説明させていただきますと思いますけども、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては御了承をお願いいたします。

では、協議に入ってまいりたいと思いますが、今回は6ページの第11条からになります。いつものように、まず初めに各党派によります評価の理由・考え方について、委員の皆様から順次発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

おはようございます。11条の件につきましては、我々自由民主党ではおおむねよいのではないかと。ただ、議論の中では基本計画についてもという意見ももちろんあったんですが、今の行政側とのやりとりの中で議決事項にはない状況ではありますが、事前の意見交換等かなり突っ込んだ形でやられているので、おおむねいいんじゃないかというような意見でまとまっております。

以上です。

○林委員長

続きまして、丸田委員。

○丸田委員

おはようございます。チャレンジ調布も協議の結果、自由民主党創政会さんの意見とおおむね同様で、基本構想の策定とか変更。この項目でも基本構想の策定及び変更を議会の

議決すべき事件としますと、ここに明文もされておりますし、そのようなことでおおむねできているのではないかとということで評価をいたしております。

○林委員長

ありがとうございます。続きまして、小林委員。

○小林委員

私どもも同じようにこの条文について、基本構想の策定についてのことを条文に明記をしている。これに沿った形で今やっておられますので、これについては了承、おおむねできているというふうに評価をします。ただ、他会派、先ほど渡辺幹事長からありましたけれども、基本計画等々についてはこの条文から見るとうたってはいませんので、これについては今回は評価するに当たらないというふうに感じておりますので、基本構想等々についての条文でありますので、これについてはおおむねできているというふうに評価をいたしました。

以上です。

○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々にもお願いしたいと思います。最初に、大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

私どもは基本計画も議決事項に加えるということを提案しておりますので、その他というふうにさせていただきました。確かに基本計画について議会とのやりとりもありますけれども、しかしながら、この計画に基づいて予算もつくられている現状からしますと、やはり、しかもそれを議会では責任を持って議決をするということがあります。このたびもローリングをする計画をするわけですが、より市民とも多く意見交換もしていきますので、やはり位置づけとしては基本計画も議決事項にして、そしてその中で十分将来のことに対して議会も責任を持って執行していくということからしましても、基本構想はおおよその概念的な部分もありますので、基本計画をやはり議決事項にしていくということは重要なことではないかと思っていますので、ここに変更すべきものとして、議決事項として加えるということを書かせていただいております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー、お願いします。

○二宮議員

私たち生活者ネットワークでもその他というところで、このように意見も自由記述も書かせていただきました。地方自治法改正に伴い、地方自治体の議決権が増加している。こ

のことは今議会運営をされている中で明らかなことであります。これからも、今後も地方自治体が決めていく。自治体自身が自分たちのまちに合わせたまちづくりや政策について考え、議決していくということが今後も増えてくるということが想定されていると思います。基本計画も議会の議決として、議会も決めていくというところを足していくということが、今後の地方自治に関する運営の中での必要なことだと思いますので、こちらを議決事件とするとさせていただきます。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、第11条につきまして皆様から御発言いただきました内容につきまして、それぞれ意見交換、もしくは質疑等ありましたら取り交わしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。積極的にそれぞれ御発言をいただきたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

先ほどの自民党の考えということで、おおむねできているというお話をさせていただいたところがございます。問題になっているのは、3会派の方から基本計画を議決事項とするというような御意見がおありのようですが、これについて先ほど言ったように私たちも議論はしております。内部で。ただ、いろんな意見を闘わすということも非常に大事なのではないかなというようなことを私も感じておりますので、ぜひこの辺については皆さんとこういう基本計画等が出たときに、逆に議決事項という前に、議会の中で大いにもんでいくことも大事ではないかなと私は思っております。

以上です。

○林委員長

それに対して、じゃ大河オブザーバー。

○大河議員

私も渡辺委員さん、おっしゃるとおりだと思います。やっぱり議会は言論の府でありますので、やっぱりいろいろな意見をお互いに出し合って、しかも合議機関ですので合意形成をしていく。つまりどれだけ意見を出し合った中で問題を共有して、そしてそれを改革につなげていくということが開かれた議会という意味で言えば全く姿勢は一緒です。ただ、今回いろいろ整理してやっておりますけれども、やっぱり議論の過程で最終的な、例えば評価はおおむねできているという結論に達しても、やっぱり幾つか課題が出されてきたというようなことはあるわけですし、ある程度そういうこともあるよねという意見も出てきている項目も幾つかございますので、評価としてはそうですけども、やっぱりそれがなぜ

必要というふうに何人かが言ったのかというようなことの内訳的なものはぜひ残していただきたいと思いますので、そういう意味からしますと、きょう提案しております基本計画につきましては、やはり基本構想は大きな、言葉で言えば短いフレーズで理念を定める部分があります。しかし基本計画は、その4年間でどんなことをおおよそやっていこうとするかという市の具体的な方向性を示すものです。

そして今回、その前のときかな、決算でしたときに、非常に財政フレームをとったときに大幅に増加しておりましたよね。ですから、やっぱり当初基本計画で見積もったことからかなり出てしまったということに対して、それはどういうことかということで議会として認めてきたというか、話をして、おおよそのことを行政とある種の合意をしながら進んできたにしろ、それが結果的にそうではないということもあるわけですので、やっぱり議決事項にしておくことにより何らかの変更があったときに議会にももう少し事前な形で、そういったことに対しても詳しくやりとりをして、少なくとも計画行政ですのでその範囲の中でやっていくという考え方や、そういったものがなかなか担保しにくい状況。私は今回あったような気もいたしますので、やはりそういう意味でかなり突っ込んだ議論をして、そして議会の関与。例えば今回説明あって市民との場合に出てきますけど、議会の中で、やっぱりそれをどう合意形成といいますか、そういったことをするようにもんでいく過程をしっかりとっていくかというようなことが、なかなか担保されているとはいえないという部分が私はあると思います。

その1つは、例えば会派別でそういうことはあっても、議会全体としてお互いが持っている疑問を共有したりしながら、しっかりそれを押さえていくこととか、そういったこともなかなか現実的にはしにくい部分があります。議決事項になれば全協を開くなり、何らかの形でステップを踏んでいくような気もいたしますので、そういったことからしても最終的に、例えば議決事項にしないまでも、少なくとも基本計画を決めていく段階の議会の関与というものを、もう少ししっかりしたものにしていくことが、これからは重要になってくるのではないかなというふうに思いますので、できれば議決事項というふうなことは思っていますけれども、今言ったように、やっぱりもう少しそういった部分でも、議会とのやりとりという部分で、もう少し明確な合意形成の仕組みというようなものがあってもいいのではないかなという意見を持っています。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

今両者のお二方のお話を聞いて、基本計画についてはどう今後議論していくかについて

は今後の課題として明示するという形で、今ここで結論が出る話ではないので、今後またいろいろ議論をしていく中に基本計画を位置づけるということで私はいんじゃないかなというふうに思いまして、今回おおむねできているので評価していただければ、まとめていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○林委員長

ほかに。はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も渡辺委員がおっしゃったように議論していくことというのはすごく、議会は議論をする場であります。いろいろな考えがあるということは議会でありますから当然のことであるわけなんですけれども、その中で基本計画というところで基本構想のよりも、さらに基本計画を具体的に市のまちの次に向けた計画を立てていく中で、やはり議会が関与していくということはとても重要であると思います。議会は市民の声を集めたところありますので、今後どのようなまちづくりをしていくかということ具体的な計画を出していく中で、議会としてその過程の中であったとしてもその声を届けていく、議論していくということは今後さらに必要が出てくるのではないかとこのように思いますので、そこは今後議論をしていく、考えていくというところで進めていくことが必要だと思いますので、今後の議論していく1つにしていくべきだと思います。

○林委員長

ほかに。はい、丸田委員。

○丸田委員

私は小林副委員長のまとめ方に賛同いたします。今回この条文にはなかった基本計画という単語も出てきているわけですから、それぞれ引き続き、それに関しては今後話をしていくということで、この11条に関しましては、この条文の中ではおおむねできているのではないかとこのように判断をさせていただきたい。基本計画につきましてはまた改めて別の、今後話し合っていくということで結論づけてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○林委員長

ほかに。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

今の小林委員さんがこの内容についてはということで、しかし議論する。今後、課題もあるけれども、今回この書いてある内容についてはおおむねという話がありました。

そこで私、ちょっとこれは委員長にお尋ねをするんですけども、今まとめて最終的な評価というところで、例えばおおむねできているとか一部できているということの結論を出してきておりますけれども、私たちはそういう結論に至るまでにさまざまな議論をしております。つまりその論点を全員が傍聴できたりするわけではありませんので、例えばまとめをするときに重立った中で出された意見とか、そういったものは何らかの形で記載するなりなんなりするというようなことは、まとめ方としては最終的にどんなふうな形でいくんでしょうか。

○林委員長

これまでもそうですけども、議会全体としての評価については共通の議論、共通の論点というか、そういうところで取りまとめさせていただいているのが基本になっています。それぞれの意見については自由記述の中で、今後の課題、取り組み内容等ということで記載させていただいて、そのまま出させていただきますので、その中で御理解をいただきたいと思えますし、また今でもこれはインターネット中継されているわけですけども、いづれ議事録等も出ますので、それぞれの意見について、またそこで詳細もわかっていくということです。あくまでこれは市議会として全体の評価ということの取りまとめ、ごく一部という限られた字数もありますので、できる限りその中で共通の議論、論点になったところを中心にまとめさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思えます。

○大河議員

そうしますとこの間、前、議会改革の代表者会議の報告書というのには議事録もつきましたけれども、今回の場合もそういった議事録もセットした、最終的な報告書の形で出るというふうに認識してよろしいでしょうか。どんな形態になるんでしょう。

○林委員長

これはあくまで議会運営委員会ですから、議会改革協議会とはまた違いますからあくまで議運としての議事録というか、そういう形になるというふうに御理解いただければと思いますけど。

○大河議員

ただ、私がもし形として今の表のところの、現在のところの、最後のところの、評価のところだけ結果として出るとすると、次のまた継続してこういったことは見ていくんだと思います。そのときにどんなことが論点として話し合われていて、結果そうなったのか。例えば前のおおむねできているという中でも、こういったものを含んでというふうなことがなかなか伝わりにくいと思うんですけども、その辺をフォローするような形で残さな

いと難しいのではないかと思いますけど、その点については、ではどんなふうを考えるんでしょうか。

○林委員長

それは受けとめ方の問題だと思いますけども、私としては今の取り組み状況の検証の中で、共通の部分については市議会としての評価の部分で、また限られた字数ですけどもその中で、それぞれの会派の主張については今後の課題、取り組み内容等の自由記述の中で、今回のこの基本計画を議決事項とするかどうかというのは、それを求める会派の方々がしっかりと自由記述の中に記されているわけですから、そういった上で今議論が交わされているということは、十分客観的にも理解できるのではないかなというふうに私自身は考えているところです。

○大河議員

そうしますと今回提出いただいております、この表のように一部できてというところの下段に今後の課題というふうな記述がございますけれども、こういうふうな形で一部何かあった場合に限ってこういうようなコメントが出て、おおむねというような場合はこういったことの内容はないということなんですか。そんなことはない。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

先ほど配られた8条なんかも、おおむねできているとなっているじゃないですか。じゃ今後の課題はないのかというと、課題は提示しているわけですよ。皆さんと議論したものが。こういう形で評価をし、そして今後の課題もありますよと。それは次のメンバーにつなげていくということで理解をいただかないと、おおむねできているから全て課題も何もありませんよという話は今までもなかったと思いますので、そういう形でいいんじゃないかなというふうに思いますので、あと自由記述もあるわけですから、それでやっぱり皆さんに、他の議員にも確認していくということによろしいんじゃないでしょうかと思いますが。

○大河議員

くどいようですけど今後の課題でここに、例えば書かれていますけども、少なくともその次に私はするときに、ああ、そういうことも今後は考えていかなきゃいけないかなということがわかるようなこともあっていいかなと私は思いましたので、そういうことも意識して、意見の中でそう思われるような項目があったときにはぜひ書いていただきたいなというふうに思います。

○林委員長

御意見として承っておきたいと思います。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ほかにはないようですので、この件、第11条に関しましては、委員長としてはおおむねできているという意見を構成する会派、議員の数からしても過半数を占めているということもございますので、現状の中で、今後の課題としてはそれぞれまたいろいろと次期に送って、今回の議論を踏まえて協議、検討していく部分はあるかと思いますが、おおむねできているという形で取りまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、第11条の評価につきましてはただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできているという形で決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

では、続きまして、第12条の協議に入ってまいりたいと思います。災害時支援のところですね。

それでは、12条につきましても各会派による評価の理由・考え方について、順次委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

この12条については非常に、正直言って難しいなと意見もございます。というのは議会として実際に遭ったときに、議員が集まっているいろいろな意見等は当然出ると思います。ただ、議会として行動をするというのはなかなか難しい部分もあるんじゃないかと思っています。議会として職員を抱えているわけでもないですし、じゃ議会として現地へ行って何ができるかというようなことを考えたときに、非常に難しい部分も正直言ってあります。

ただ、一昨日の訓練ということで田中議長のもと議員が招集されまして各議員から地区の報告等もございましたが、今のところそういう程度。幸いにして調布ではそういう大きな災害が今のところないからいいのかなと思うんですが、実際に災害が起きたときにどれだけのことができるのか。その辺が非常に心配です。我々議会としていろんな災害の起こったところに視察等行かせてもらっているんですが、やはり見ると、要するに聞くのと見



るとは全然違います。本当に自然災害の恐ろしさというものをまざまざと見せつけられていますので、実際にそのときにどういう対応ができるのか。本当にそういうような現地を見たことを含めて、今後議会としてどういうことができているのかというようなことの見聞も、正直言って我が会派からも出ております。

取り組み状況としては、おおむねできているということでございます。それはここにも記述してあります24年6月1日に対策本部要綱の制定とか、年2回、対策本部設置訓練を行っているというような中での、その部分についてのおおむねできているというようなことでございますので、御理解をお願いいたします。

○林委員長

続きまして、丸田委員。

○丸田委員

私どもも、この件についてはいろいろ話をさせていただいております。一昨日の訓練もそうなんですけども、形どおりの訓練とはなってはいますが、情報の共有とか連絡経路。こういったことの確認のためにも有効だったのではないかなと思いつつながら、対策支援本部要綱の制定。これもやっぱり時々の見直しは当然必要だと思いますし、本部の設置訓練。これに関しても実際、今渡辺幹事長がおっしゃったように、いざ本当にこういった災害が来るかわからないんですけども、その災害に応じてまた行動も変わってくると思いつつですけども、まず情報の共有とか連絡経路。こういったことに関しては確認はできているので、おおむねできているというふうに判断をさせていただいております。

ただ、こちらのほうに、今後の課題とか取り組む内容というところに自由記述をさせていただいておりますけども、市外に発生する災害への議会としてどういうふうに支援をしていくのかとか、国内で発生をする災害支援の基準がない。こういったことは、やっぱり残しておかなければ、課題として残しておかなければいけないのかなというふうにお話をさせていただいております。例えばこの夏、結構災害がありました。地震があったり水害もあったり、そういったときに社会福祉協議会などではいち早く義援金の活動、募金の活動などもできていますけども、議会としてはなかなか議員がばらばらになっていて一堂に集まれないということもありますし、災害が起きたら議会としてどういう、そういう支援の行動がとれるのかとか、そういったことはまだ何も決まっておきませんので、今後そういう検討が必要になってくるのではないかなというふうに、ここに記述をさせていただきました。

以上です。

○林委員長

続きまして、小林委員、お願いします。

○小林委員

今お2人の委員さんからお話を伺って、私どもはおおむねできているで評価しているんですけども、本当に何かあったときの議会としての役割というんですかね。行政本体が、実動部隊があって災害対策本部が設置されて動いていくわけだけれども、じゃ議会側が逆に言えば邪魔をするような形になってはいけない。先ほど渡辺委員さんからありましたように、要するに手足があるわけでもなし、予算があるわけでもなし、何も逆に動けない。逆に言えば本体が動いていくものを、どう逆に言えばチェックし、そして評価していくところになっていくのかなというふうにも思っています。これは他市のほうの議会の、そういう災害があったところの逆にお話なんか聞いてみなければいけないなというふうにも思っていますけれども、非常に議会側としての動き。今後災害時に対する支援については、いろいろ検討していかなきゃいけない課題なんか、これ、各党派おおむねできているという形になってはいますが、課題の中で本当にそういうところについての勉強というか、実際被害を受けていろいろやられているところについても調査していくことが必要なのかなんていうふうに、今思っているところであります。

以上です。

○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々、お願いしたいと思います。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私もおおむねできているというふうに判断をさせていただいております。それは要綱も設定されておりますし、ついこの間、行っているわけです。しかし、やはり今小林委員さんからもお話がありましたけれども、では議会として具体的に、やっぱり何ができるかということ。設置して、そこに来て確認はしているけれども、むしろ災害が起きた後のことで、やっぱり今あちこちの災害時を見えていますと物資の問題とか住居の問題とか、いろんな不都合がそれぞれの地域で起きております。そう考えますと各地域で暮らす議員というのが、やっぱりそういった中でどう、なかなか届かない声や、そこで課題になっていることとかを集約して、より早い復興に向けてというふうな意味でその一翼を担うことが、具体的に何ができるかということ言えば、やはりそういう災害が起き、そういうふうなことに対して取り組んでいることに対して、やはり私たちがなりの研究をしたりしてより意義のあるというか、設置して、あってやっぱりよかったというようなものを、そうはいってもいつ何が起こるかわかりませんので、定める必要性は十分にあるというふうに思います。そういう意味からしますと、きょう共産党の委員さんが御欠席ですけれども、要綱の充

実・強化。そういった内容を具体化していく行動の何かということについては、今後やはり少し検討していく必要があるのではないかなという問題意識は持っております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私たち生活者ネットワークでもおおむねできているというふうにさせていただきましたが、この条文や取り組み状況に関しては、これは、この部分においてはできているのかなというふうに思っているところです。ただ、今ほかの委員さんのお話を伺っていて本当にそうだなというふうに思うところは、これからこの内容というか、そういうことについて実際に30年の間に災害が、地震など起こるのではないかなのような具体的な研究の結果が出ているような現状もありますので、そうなったときに少しでも議会としても災害の手助けになるようなことをしていくということを考えていくことは、とても重要なことであるなというふうに思いました。課題などはこちらには私たちは記述は出しませんでした、そのようなことをやはり協議していくことが必要かなというふうに感じています。

以前、全国議長会フォーラムでよろしかったでしょうか。そちらでも、被災地の方の議会の取り組みなどもお話を伺ったというふうに記憶しております。被災地で青空議会が開かれたとか、そういうこともお話を伺った記憶がありますが、議会として市民の、やっぱりその状況。被害の状況にどのようにかかわっていけるかということは、やはり積極的に考えていく必要があるなというふうに思っていますので、そのような取り組み結果、次につなげることを望みたいというふうに思っております。

また私も思ったのですが、共産党さんがこのように課題が出されているんですけども、ちょっとどのようなところかということももう少し内容もお聞きしたかったなというふうに思ったところなんです、このように共産党さんの御意見が聞きたいというか、欠席をされるということは、済みません、ちょっと確認をしたいんですけど、代理の方が出席されるということはこの中では何かない、決まりとかがあるんでしょうか。済みません、ちょっとそれだけ今確認をしたいんですけど、お答えいただけますでしょうか。

○林委員長

この後、事務局のほうにもちょっとその辺の整理はしてもらいたいと思うんですけど、基本的には議会運営委員会ですから代理というものはないというふうに私は理解しておりますけども、そういうことがありましたら事務局、お願いします。はい、小林議会事務局長。

○小林事務局長

委員長のおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○二宮議員

わかりました。ありがとうございました。

○林委員長

それでは、第12条につきまして、委員間で自由闊達に議論を行っていただきたいと思えます。小林委員。

○小林委員

先ほど議員の行動指針を具体化するというような共産党の提案もここで、自由記述でありますけれども、実際は議員の中には現職の消防団員さんもおられますし、また今後ふえてくる可能性もあるわけですね。現場対応で動いている議員さんもいるし、私なんか自治会で役員をさせていただいていますけど、地元で、例えばそういう要支援者の方々のところを本当に行かなきゃいけないという言い方は変ですけれども、確認に行くとかというような形で、本当に現場で議員も動くのが基本なのかなというふうに思っています。この支援本部ができたときに集まって全体を掌握し、そしてまた現場に散るみたいなというような形で、こういう私たちの設置の趣旨なんじゃないかなというふうに思っています。

あとは本体の、先ほども話しましたが災害対策本部。行政側の動きを最終的にどう平時になったときチェックを入れて、それが正しかったのか、あるいはもう少し何とかできなかったのかというのをチェックするのが議会側なのかなというふうに思っている次第です。ですから、なかなか行動指針と言われても、一概に議員はこうあるべきみたいな形はちょっとなかなか難しいなど。やっぱり現場対応。本当に基本的に隣近所、そしてまた地域のところをどう支えていくかという一員に議員個人は私はなっているのかなと思いますので、全体の議会として発災後、何ができるかというのはなかなか難しいので、その辺のところを先ほどもお話ししましたようにどう取り組んできたのかについても他の自治体も検証していくとか、確認していく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○林委員長

ほかに。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

今の小林委員さんのお話聞きまして少し思ったのは、要するに災害対策本部で災害時支援というのがありますが、むしろその後どうなのかということがとても重要になってくるということだと思います。つまり本部を設置しますけれども、その後災害が起きた後、議会

としていろんな現場や地域の声とかといったものを最終的に議会に持ってきた中に、それがどうこう整理して、それからの後に生かすことができるかというような仕組みというんでしょうか。そういった流れをある程度想定した中で急に何かでばらばらやるのではなくて、そういうことができるようなシステムというんでしょうか。そういったものの大枠は決めてあれば、先ほど言ったように一旦持ち寄って後にチェックという話がありましたけれども、そういう流れがある程度決まっていれば、少なくとも議会として災害が起きたときにいろんな声を集約しながら、議会として何らかの形で方策をするということに結びつくことが可能なのかなと思いますので、そういうようなものをこれからは、その先のことも含めて考えておくということが問われているのではないかなと、ちょっと聞いていて思いました。これは意見です。

○林委員長

ほかに。はい、丸田委員。

○丸田委員

ここで問われている災害対策本部条例で、災害対策本部を設置をして訓練をしているところです。それに関しては、やはり重要な意味があると思っていて、災害時に一番必要なのは何かというと、やはり情報だと思うんです。先ほどどなたかも、足かせにならないような行動をとかとおっしゃっている方もいましたけども、私たちもどういうふうに現場で動くのかということのも、それぞれの議員やそれぞれの地域の現状にもよると思うので、そう一堂に会してということではできないかもしれないんですけども、先日の議長を中心に行われた災害対策本部の連絡会などは、やはり情報を収集してくるという。ある意味議員に課せられた使命を果たすためには重要な場でもあるのではないかなと思いますので、もちろん今やっている訓練なんかは、そのまま継続はしていただきたいなと思います。やはり一番足りないのは情報だということを、私たちも視察にあちこち行かせていただきながらどこでも聞いています。情報をとるというのは、やはり身軽な議員がぼんぼんへ行ける。そして議員同士が相互にそれぞれの地域の現状を報告し合い、検討し合う場というのはやはり必要だと思いますので、それに関してはもちろん今後どうしていくということも重要ですけども、今行われている訓練は私は有用ではないかなというふうに思いました。ごめんなさい、感想になってしまいました。済みません。

○林委員長

ほかにございますか。どうぞ、井上副議長。

○井上副議長

済みません、条例云々というところの話ではないですけど、ちょっと確認なんですけど、

議会としてこの間、市議会議長会を通じて義援金というのを、例えば30万円とかというように形で各被災をされた地域のところに出しているんですけども、例えば議会として義援金を募金活動というんですかね。駅前で募金をしたりとかというときに個人でやるとなかなか難しいというところがあるので、これ、政治家の寄附とかというのは基本的にはだめだよという。基本的にというか、だめですよ。政治家の寄附はだめなんだけど、議会として、機関としてそういうことをするというのは法律的にどうなのかなというのって、事務局的には把握されたりしているんですかね。そこだけちょっと確認をしたいなと思ひまして。じゃあわせて、例えば議会としてやるのがなかなか難しいというふうになったときに、例えば社協さんがやられているのに議会からも議員が、時間がある方がお手伝いというのは今までもそれはあったんですけども、議会という機関での法律的な制約ってあるのかなと。ちょっとその辺わかれば教えていただきたいんですけど。

○林委員長

はい、小林事務局長。

○小林事務局長

一番問題になるのは、議員の寄附行為の話かなというふうに思っております。災害時に、大きな災害が起きると各議員さんから議会として募金活動をやったらどうよというお話も、以前も東日本のときも出ました。ただ、一番ちょっと懸念をしておるのは寄附行為の関係で、例えば議会として募金をして赤十字に寄附をするといったときに、その被災地に赤十字の支部があると、それは寄附行為上ちょっと問題があるというようなことも言われておりました、全然それはセーフだということがなかなか議会としても明確に申し上げられないということがございました。そんなこともありまして、今は義援金をお出しする場合には直接赤十字とかではなくて義援金の本部。社協ですとか、そういう被災地のところへ直接お振り込みをすとか、あるいは全国市議会議長会がつくった窓口のほうへ直接お支払いをすとかという形で対応しておりますので、もし議会としてそういう募金活動をしたとしたら振り込み先をそういうところへ、お送り先をそういうところへ限定して送ってあげれば、その辺はクリアできるのかなというふうにも思っておりますが、少しその辺についてはやはり検証が必要かなというふうに思っております。現時点ではそういう認識をしております。

以上です。

○井上副議長

今までも表の議論ではないんですけども、実際議会としてそういう駅前での寄附だとか、何かやりようがないのかなというのは、実際議員間でも話が出ていたというのは過去にも

ありますんで、先ほどから評価だったりというところにそういう意見とか考え方とか、今後の検討事項というものを載せていこうということがあったんで、今検討とか検証しなければいけないということでしたんで、何かそういうのが手段としてあるのか、ないのかという部分を含めてちょっと調査をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。済みません。

○林委員長

御意見として承っておきたいと思います。ほかによろしゅうございますか。

それでは、第12条、災害時支援につきましては、これまでの取り組み方につきましては各会派の皆様、おおむねできているということで御評価をいただいておりますので、この件についてはおおむねできているという形で取りまとめたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、御異議なしと認め、さよう決定をさせていただきたいと思います。

それでは、続いて第5章、議会機能の強化、政策の立案及び提言、第13条について、協議に入ってまいりたいと思います。

それでは、各会派による評価の理由・考え方について、委員の皆様から御発言をお願いいたします。渡辺委員。

○渡辺委員

議会機能の強化ということでございますが、現在までの取り組み状況等を見ますと、平成26年の第1回定例会等の修正動議が提出されたとか、一番目新しいところでは調布の飛行場から自家用機が飛び立って墜落した等にですね、東京都に対していろいろ強く要望書を出していったというようなこともございますが、徐々にではあるが調布の議会もこういうことに対して力を入れてきているのかなというようなところから、流れの中でおおむねできているのかなと。

ただ、今後の問題としては、もちろんいろいろ問題はあります。共産党さんが言っている公契約条例の制定等についても、やはり調布市で働いている一人親方等の方々の保障問題。安心して働いていけるような体制づくり。本当に大切なことだと思っているし、そういうような議論ももちろん我々の中でもやってきておりますので、そういうことは問題としてはあるんですが、今の流れの中ではおおむねできている方向にいつているのではないかというようなところで、評価させていただいたところでございます。

以上です。

○林委員長

続いて、丸田委員、お願いします。

○丸田委員

政策の立案及び提言。これは議員に課せられた、やっぱり最も重要な仕事というか、当然だろうということでは理解をしているところです。それに関しまして政策の立案及び提言に向けた調査、研究なども、やはり私たちには認められていることではございますので、こういった行動に関しましてはおおむねできているのではないかなというふうに思っております。こちらの取り組みの状況にもいろいろ書かれておりますけれども、私たちも十分とは言っておりません。当然ながら、例えば交通安全等自転車の条例をつくったらどうかと言っただけで却下をされ、今後いろいろな共生社会だの多民族の文化だの、いろいろ今後抱えてくる問題も大きくなってきますので、引き続きながら強化をしていくことに関しては、取り組みとしては重要だと思います。政策の立案及び提言を行っていかうという。この条文に明記をされておりますので、この条文に明記をされているところに関しては評価をしたい。それが実際なかなか条文ができているかということ、なかなかつながっていない部分に関しましては歯がゆい思いをしながらも、引き続き声を上げていくという行動は変わらないということで課題としては残ってはいるものの、この条文に関しては評価をしているところでございます。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員、お願いします。

○小林委員

この条文を見ますと議会として条例をつくったり政策立案したり、あるいは政策研究会を設けることができるというふうに記載をしてあるわけですがけれども、じゃ現実にできているのかということ、できていないじゃないですか。という言い方は失礼なんですけど、私ども、だから一部ということを行っているんですけども、じゃ全く条例をつくっていないかということ幾つかはあるので、この辺のところは今厚生委員会としても正・副委員長が頑張っていて、各幹事長さんの了承を得ながら正・副議長さんの御了解を得て今勉強会をやって、何とか12月議会で条例を議会として出したいということで今勉強会を随時進めているところなので、こういう形で議会として動きが出てきているかなというふうに思っております。ただ、例えば超党派の勉強会とか研究会とかね。こういうのができていないので、こういうのも今後いろんな案件について、そういうものができていいんじゃないか



なというふうに私は思っておりますので、そういう中で今回の評価は一部できているということで評価をさせていただきました。

以上です。

○林委員長

続きまして、じゃオブザーバーの方々、お願いいたします。大河委員。

○大河議員

私もそこに記載させていただきました。丸田委員さんからも出ましたけど、まさにここは議会としてのかなめの部分であります。そういったことに対して議会としてどうするかということです。それで私は一応その他というところに丸してありますけども、この5章の議会機能の強化のところの13条はそういうことができると、そしてそれを行うということをはっきり明記してあります。

しかもその2番目のところに、議会は必要とした場合は政策研究会を設けることができるというふうにあります。現在政策研究会とは、じゃどういったものかというのが、必要に応じてということがあるために具体的なことが記載されておられません。ですので厚生委員会さんの動きについて、それはもう当然歓迎すべきことですが、例えば私のような単数の会派は1人ですので、その委員会には所属しておりませんので、そういうときに意見を、じゃどういった形とするのかなとか思ったりしたときに、できましたらやはり最初からこういった、ここに、その上の部分の政策立案の提言を行う。議会として行うものとして、それに対して裏づけとして私は政策研究会を設けるということを考えれば、やっぱりこのことをそろそろ整備をして、そして具体的に何か懸案があったらそのところにする。研究して、そこで出た成果を委員会やいろんなことにも反映したりというふうなことができると思いますので、やはりここに書かれている必要に応じてとか、判断をしたときというふうな形で、提案がないとなかなか形として進んでいきませんので、これから今丸田委員さんも幾つか条例の必要性をおっしゃったし、厚生委員会もあるわけですから、こういったことがスムーズにいくための政策研究会というのは、もう設置というのはそろそろ明確にした形としてつくっていく必要があるんじゃないかということで、ここに、そしてその研究会を積極的に活用していくということを書かせていただきました。そうすれば知見の人を呼ぶなりなんなりいろんな形として、スムーズにいくのではないかとこのように思います。

私としましては、1つの事例として公文書管理条例や議選の監査委員に対する条例。これかというふうなことも必要ではないかというふうに思っております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私たちもこの議会機能の強化というところでの政策の立案及び提言というところは本当に議会が、どのように議会として機能していくかというところの大きな意味であるというふうに考えています。このように条文の中で書かれていることなんですが、実際にそれが本当に実現というか、行われているかというところでは、今はないような状態ではないかというふうに思っています。市民に深くかかわるテーマや公共施設などについて、市としても大きなことを決定していくというところの部分では議会としても、例えば政策研究会を設置してワーキンググループ。年間計画を立てて、そのことについての特化したものを具体的につくり、それを行動していくという。考えていく、議論していくということが、もっと具体的に進めていくことが必要ではないかというところで、このように書かせていただきました。他の自治体の議会の活動とか見ていると、委員会で有志の方の会とかも中にはあるということを知り、本当に有志なだけけれども議会としてそういう場をつくって、市民の方と一緒に考えていこうなんていうこともやっている議会もあると聞いていますので、いろいろな形で考えられるのかなというふうに思うので、そこはぜひ進めていくことが議会としての機能の充実につながるというふうに考えております。

○林委員長

各会派、オブザーバーの方々からお話は伺いました。それを受けて第13条について、皆様方の委員間で御討議をお願いしたいと思います。はい、小林委員。

○小林委員

先ほど大河委員さんからの話もちよっと聞いていまして政策研究会と、今うちは特別委員会があるじゃないですか。この辺のところのすみ分けみたいのを、どういうところですみ分けをするのか。議長が認めれば特別委員会してやれば、そこで調査、研究。当然予算もついてできるわけだよね。それとは別にここで条文で政策研究会を設けるとなっているんだけど、今できていない原因。この辺のところを、どんなものがこの政策研究会と言えるのかというか、その辺がちょっと今私も今回悩んでいるんですけど。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

逆に小林委員さんが想定する、例えば特別委員会というのは、今調布で言えば中心市街地ですとか外環だとか、そういうふうな具体的な政策についてありますけれども、例えば今私なんか書いているけど公文書とか、要するに市のそういう内容的なものとか、例えば

公共施設のことですとかいろんなことがあると思いますけれども、特別委員会でやれる範囲というのは、やっぱり特定されてしまうと思うんです。具体的な開発事業とかね。そういう市のというような気もしなくはないし、毎回それについて当てるのは大変ですよ。なので政策という、こういった政策があるんじゃないかとかということ、少なくともその委員会があればそこへみんな提出をして、その中でこれはやっぱりやる必要があるんじゃないかどうかというふうなことを判断して、整理をしていくという形というんでしょうか。

それに、そもそも私たちは条例に定めているわけですから、政策立案及び提言をということで、これ、議会の政策というのは、それこそさまざまですよ。条例もあればいろいろな、例えばどうでしょうか。今度政治教育なこととかね。いろんなことをあれするというものもあるのかどうかわかりませんが、少しこれから駅前のそういったものもあるかもしれませんし、今こういった内部統制の問題だとかね。こういう公文書のこととかというような、機関としての動きをよくしていくような形の内容なもの、具体的な市の課題に対してのそういうこととかね。それはいろいろあると思いますけれども、とにかくそういったことを出し合って整理したりする部分というのが、話をするとところがなかったりするので私はそろそろ明文化して政策研究会は、例えば座長はこうです。議員は何か政策でこういう研究をしたいときは、こういった旨を書いてそこへ出すこととか何かね。そういうようなものが、整理されたものが出てこない、なかなかあっても機能しないような形になってしまうのではないかなというふうに思いますけれども。

それとこれを定めたとき、林委員長さんと私と小林委員さんも一緒にこれを話し合いましたよね。やっぱりこういうのを置くことの意味の重要性をお互いに認識して、これを定めたと思います。ですのでやっぱりここに書かれていることが、組織と運営について別というふうに書かれていますので、ある政策についてというよりも議会として政策立案を何かしたいときに、こういう研究会があるからここに意見があったら出せると。そういうほうが市民的に見ても議会が政策研究をし、それを反映するというふうなことも、私は見える化していいのではないかなというふうに思いますし、せつかく条文にもあるわけですので、それを活用してやっていくということが問われているのではないのでしょうか。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

ほかの市に行くと、特別委員会はたくさんもっとあるところもありますね。例えば議会基本条例なんか特別委員会でやっているところだってあるわけですし、例えばいろいろな

政策について、行政がやることについて全部特別委員会は設置してという形だってあるのかなと。ここの政策研究会というのは、もう少し緩やかな形かなと私は思っているんです。勉強会的なもので、今までできていないという部分もあるんだけど、例えば今回LGBTの陳情が前回通ったんで、例えばこういうのについて名称が研究会なのか勉強会なのか別として、そういうのをやっぱり皆さんで議論する場みたいな形なんかがここでとれると、非常に私はいいのかなんていうふうには今思っているんですけど。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

小林委員さんもおっしゃいましたが、確かに何か具体的な事例がないとなかなか形として、じゃどういうものをつくったらいいのかということが見えてこないと思うので、例えば今おっしゃったような問題を取り上げて、そして立ち上げてやってみるということもあると思います。

あと、例えば所沢の議会ですと政策研究審議会というふうな形をつくりまして、議会がそういった附属機関を設置できるということで置いて、そして常設で、そこに学術というか、そういう専門家の人も置いたりしながら、そこでいろんなことの問題が起きたときに意見ももらったりしながら研究したりしているところもあるし、それはいろいろなやり方があるなどは思います。

ただ、うちが設定している、これが当時自分たちで何を想定してつくったのかということの例がここに書かれていないので、でもやっぱり政策研究は必要だよねということがあったので、例えば私は当時駐輪場とか、そういうのは議会として修正かけたりいろいろしたことがありましたから、では具体的にそういう問題をどんなふうに私たちは考えているのかということ独自に研究して、議会として出していくのに利用したらどうかと思っていましたが、今いろいろな方向で動いていますので、そういう意味では議会に対して陳情があったLGBTの話とか、いずれ何か取り上げて、やっぱりどこの委員会等ではなくて、それに先ほど二宮議員さんがおっしゃったように、それに関心がある人たちや議員さんで、例えば手を挙げてそういう研究会をつくってやるなりなんなり。でもその研究会がまずないと、だからつくりたいんだけどといっても組織がないのでなかなか手も挙げにくいし、まとまりにくいし、特別委員会に出すのも大変だというふうにと考えると、やっぱり政策研究会はどんな組織でどんなふう運営するかという大枠の形を整備しておくということが、その入り口を入りやすくする。政策研究をより議会で活性化するためにも私は必要なんじゃないのかということを行っているわけですので、ぜひそうしていただきたいなと思いま

す。

○林委員長

御意見として承ります。はい、二宮オブザーバー、お願いします。

○二宮議員

私も文教委員会に所属しているのでLGBTの陳情について審査をしたというところにおりましたが、これがこの後どうなるのだろうというふうに考えておりました。私は常任委員会で協議、議論がされていくのかなというふうに思っていたんですが、今のところそういうことは特にどうなるということが今はありませんでしたが、今話をしている小林委員さんもおっしゃったみたいに、こういうところで政策研究として、例えばどういう形でもいいですけども意見を出し合うというところを考え調査をしたりとか、議会として考えていくという場をこういうところにつくるのがふさわしいのではないかとというふうに、今そういうふうに感じました。

共産党さんも早急に定めるとともに積極的活用を図るというふうに取り組む内容、課題のところでも挙げられていらっしゃるんですが、本当にこれを進めていくことで市民の考えている課題というか、駅前広場にしても私たちも随分意見を強く言わせていただいたところもありますが、そういうところは本当に市民の生活というか、暮らしというか、課題というんですかね。そのまちの課題として大きく今までもいろいろ繰り返されて、協議をされてきた。これからもいろいろなことがまた変わっていくのかなという。本当にまちづくりの大きなところになると思うので、そういうところも積極的に進めていくということが議会としても、これは市民からもやっぱり期待というか求められていることだと思いますし、進めていくことが必要ではないかというふうに思います。

○林委員長

ありがとうございました。その辺についてはさまざまな御意見が出てくるかと思いますが、課題としても幾つか挙げられると思いますし、会派制をとっているということ。少数会派の中での意見の交換というのは難しい部分はあるけれども、複数人数というか、二桁人数いる会派もあるわけですね。それに近い会派も。その中では活発な議員間討議が常に行われているということ。また常任委員会制度が設けられている中で、4常任委員会のそれぞれの所管事項。それを常設でなくてもその中で決まれば、議長が認められれば勉強会ができるというようなこともありますから、その辺も整理した上で今後議論をしていく必要があるのかなというふうに私自身は思って、委員長自身として思っているところでございますけども、ほかに何かございますか。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

いずれにしても常任委員会、先ほど小林委員が特別委員会とのかかわり云々というお話もありました。ただ、特別委員会、また常任委員会といっても、いずれにしても市民のためにどうなるかと。どういうプラスになるかということ、やっぱり一番まずは考えるところだと思うんですね。

それで一番今旬な問題としていいのかわからないけど、地下駐輪場の問題が今どうなるかちょっとわかんないような、まだ明確な答えが出ていない状況なんですけど、はっきりしているのは10年前に市が調査した台数。調布の駅前で今必要な台数。調布の駅前で、今これだけの自転車置き場が必要なんだということで7,800台という数字、出させていたでているんですね。要するにそのことをもとに市はいろいろ動いているわけですが、ところがこの数年でもう調布の自転車問題もかなり変わってきているわけです。トリエができたりパルコができた、そういうことを含めるとその7,800台が本当に正しいのかどうかということがあるんで、ここは思い切って議会のほうからこの数字について検証を、はっきりもう一回しろということを提言するようなことも必要ではないのかなと。旬の問題として。これは常任委員会で、もちろん特別委員会でも、また建設委員会でももちろんかわる問題なんですけど、そこにかけるとなるとまたちょっと時間がかかるかなということを見ると、逆にこういうところから出していっちゃうというのも何かおもしろいかなというふうな気がします。

以上です。

#### ○林委員長

今渡辺委員から具体的なというか、1つの例として挙げられましたけども、議会運営委員会として、今ここの場の協議は、この議会基本条例の規定事項に関する取り組み状況等の検証ということでございますので、基本的にはそこをベースに議論をしていただきたいと思えます。はい、丸田委員。

#### ○丸田委員

我が会派におきましても、複数会派であります。結構人数も多いですし、考え方もばらばらなのでいろんな、考え方は近いんですよ。近いんですけども、それぞれの腰を据えているところがちょっと違ったりするので、ちょっと本当に多分小さな小さな議会状態で、物すごく活発に議論を交わしております。その中で先ほど来ほかの会派の方からも出ていました、例えばLGBTの意見書なんかも何で文教なんだろう。もう人権ということで考えれば本当は総務なのではないかという話も、やっぱり出てきています。そういったことから考えますと、こちらのほうに元気派さんからは委員会における課題を積極的に研究会を活用していくとか、共産党さんは政策研究会の運用規定をとかというふうに書いてあり

ますけども、委員会も超えて共有した課題として話し合う部分というのもやはり必要ではないかなと思いますので、一番最後の議会機能の強化の3項目の政策研究会の組織及び運営については議長が別に定めます。明記をされております。これはなかなか活用をどういうふうにしていくのかと、そういう実際に運用していくことに関してどうしていくのかというところが、やはり今後の課題になるのではないかなというふうには感じました。

以上です。なので済みません、結論としましては、私たちとしてはおおむねできている。この条文としてはおおむねできているんですが、先ほどほかの項目でもありました。課題はあります。残すということで結論をつけたらどうかというふうにご提案いたします。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、小林委員。

○小林委員

実際この条文を私たちもつくってきた側として、この政策研究会の位置づけがちょっと、じゃ実際つくったときに先ほど委員長が言われたように常任委員会のすみ分け、それからその次の特別委員会のすみ分けと、じゃこの政策研究会、どの位置づけになるのかという部分が非常に、この中では何もうたっていないので、例えばこれにやるとすれば予算もついていき、調査、研究するためにはね。そういうふうにならざるを得ないのかなと思って、じゃどう特別委員会と違うんだみたいな部分があるので、その辺のところを今後課題としてどう位置づけていくか。ここも議長が定めますという条文がいっぱいあるんだけど、これが基本的にどう定めていくかという部分で、その辺のところをもう少し整理していく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○林委員長

ほかにも。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

いろいろな論点が出てきていますから、整理していかなくちゃいけないなと思います。ただ、少なくとも議会の責務として政策の立案及び提言ということに関して、やっぱり政策研究会を置くことでより機能性が高いというんですかね。というような意味もあって、つくったのではないのかなというふうに思います。

ただ、委員長が整理してみればという話もありまして、今や委員会もかなり機動力をアップしながらやってきたというようなお話も出ております。ただ、議会としてということですので、そういった中によりいろんな意見も反映できるような仕組みというんでしょう

かね。聞き取りを議会全体の中で委員会としてしていただけるとか何かね。やっぱりそういうふうなことも必要になってくるような気もいたしますので、明文化された政策研究会と今の話では、では何ぞやという話になってきたというふうに思いますので、では委員会や特別委員会という形ではない形で、もう少しフリーな形で進めていく政策研究というのは何かということについて、逆に言えば優先度を上げてきちんとした話し合いをしたほうがいいと思いますし、これは、じゃ今議会改革に対して話し合う場所がないということからしますと、私はもう少し、例えばこの項目に関しては持ち寄って、今回共産党さんも欠席されていますし、具体的な形でこんな形にしたらどうかというような話を、それぞれの委員さんが具体的な項目について出している中で、政策研究会という中でやるとしたらどうかというふうなことを、私はちょっと一度は継続して持ち帰ってみる内容の課題ではないかというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○林委員長

二宮オブザーバー、続けて、じゃお願いします。

○二宮議員

特別委員会と政策研究会というところの違いというか、すみ分けというか、位置づけの、そういうことを明確にというか、それをこれから調査したり研究したり、今大河議員がおっしゃったみたいにそれを持ち寄って、そのことを議論していくということがまず必要だなというふうに思います。

それはなぜかということ、特別委員会の中で先日、飛行場の運用に関する意見書を出したところではありますが……あ、特別委員会ではないですね。議会として出したというものがありましたが、特別委員会の中で飛行場については話されているということがありましたが、それと意見書が出ていく間の特別委員会で話されたことが、どのようにそこが反映されているのかということがちょっと私も疑問というか、わからないというか、明確にならなかった部分がありました。つくられていく経過の中で議論されて議会として出されたというものではありますが、となったときに特別委員会というものと政策研究会というのは、私はちょっと違うものではないかなというふうに思います。違う性質であるというふうに私の中では明確にというか、違うものでないかなというふうに思っています。政策の研究会というのはいっと具体的ないろいろな意見が出せることができるのかなというふうに思いますので、議会としていろいろな意見を議論をしながら1つのことをつくっていくというところで、この政策研究というものをいっと議会としての機能としていっと活用していくということは、調布の市議会としても私はとても重要であるというふうに思っているんで、このことをできるだけ早く進めていき、議論していくことが必要ではないかと



いうふうに今の皆さんの意見を聞きながら思ったので、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

○林委員長

ほかによろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ただいま第5章の議会機能の強化、第13条についてさまざまな御意見をいただいたところでございますが、委員長としてはまだまだ課題を整理する必要があるのかなというふう  
に理解しておるところでございますので、一部できているという形で取りまとめをさせて  
いただきたいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、御異議なしと認め、さよう決定をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の協議はここまでとさせていただき、第14条の評価については次回以降、  
また続けてまいりたいと思います。



平成30年11月8日 議会運営委員会

○林委員長

皆さん、こんにちは。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

なお、本日、渡辺委員から欠席届が出ておりますので、御報告をさせていただきます。

これより日程に入ります。

日程1、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は第11条から第13条までの御協議をいただきまして、議会としての評価結果をまとめたところでございます。評価結果と協議の中で議論がありました今後の課題等につきましては、これまで同様、お手元に配付させていただきました検証シートの右端の欄に、ポイントを絞りまして整理させていただきましたので、御確認をお願いしたいと思います。

本件について御確認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、本件につきましては御了承をお願いいたします。

それでは、早速、引き続いての協議に入ってまいりたいと思いますが、今回は7ページ、第14条からになります。初めに、各会派による評価の理由・考え方等について、委員の皆さんから御発言をお願いしたいと思います。はい、丸田委員。

○丸田委員

どうもこんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。チャレンジ調布21、第14条におきましては、おおむねできているという評価をさせていただいております。よく読むと合意の形成を図るよう努めるものとする。議論を尽くして合意の形成を図るよう努めるものとする。これはちょっと取り組んでいるのかなというふうに思います。ただ、その前の議員相互の自由な討議により、ここはそういうことを想定をして、ここには載せておりますけれども、自由討議がどのぐらいできているのかなというところについては、ちょっとまだやや不足をしているのかなというところで、おおむねできているという評価をさせていただいているところです。今回いただいたほかの委員さんの会派の皆さんのところを見させていただいても、似たような感じなのかなと思いつつながら、うちの会派からは、議員相互の自由な討議によりというところがちょっとなかなか難しいところであるのかなと思いつつながら、これはおいおい私たちも努力をして取り組んでいく部分なのかなというふうには判

断をしつつ、取り組みとしては少しずつ前進をしているのではないかという評価です。

○林委員長

以上で。

○丸田委員

はい。

○林委員長

続いて、小林委員。

○小林委員

私ども公明党としては、一部できているというふうに評価をさせていただきました。委員会の席等についてはコの字型等というか、形でやりましたけども、あと、やっぱり今後、委員長の技量というんでしょうか。私がこんなことを言うのは失礼な話なんですけど、その辺のところできている委員会と、なかなかそこまでいっていない委員会があるような感じは見受けられるかなというふうに思っております。各委員間でもそういう方向に取り組んでいく形ができると、非常に活発な議論が進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、今回この取り組みについては、一部ということで評価をしたというふうに結論づけたいなというふうに思っております。

以上です。

○林委員長

ありがとうございます。続いて、雨宮委員。

○雨宮委員

前は欠席して申しわけありませんでした。

共産党としては、この条文について評価としては、一部できているという結論でございます。その自由記述のところにも書いておきましたけれども、調布市議会は委員会主義をとっていますもんで常任委員会に特別職が出席しない。要請すれば出席することはできるといって一応現行規定になっておりますけれども、特にこの一、二年間、建設委員会などを中心に重要な政策変更を迫るような案件が、やっぱり生まれてきているわけですよ。そうすると今本会議でそういったことについての一般質問であるとか、あるいは質疑ということも考えられますけども、何せ時間制限があるもので十分な深めた政策判断というか、審議が特別職を招いてできないから、やっぱりそれを実態として担保されるような改善を図る必要があるんじゃないかということが1つ。

それから先ほど丸田委員も言われましたけども、いわゆる議員間討議ね。これはなかなか実際には難しい要素があるだろうというふうに思いますけども、この点でもそこに書い

ておきましたように建設委員会で、例えばトイレの問題であるとか等々について、これは割と委員間の意見交換をやりながら当初行政側が持っていた、それこそ政策変更を実現させるというような経験、この間の9月議会の中でもあったんですね。ですから、これは実際にはそうはいつでも、委員長がどういう委員会運営をするかというところにかかなり依存するところがあるというふうに思いますので、先ほどどなたかおっしゃいましたように、やっぱり委員はもちろんですけども、委員長の委員会運営の配慮というんですかね。自由討議を保障するためのね。それが必要なんじゃないかなと思うし、そういう委員長の采配の取り方で自由討議そのものについて私は十分実現可能性があるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういうことを総合的に勘案して最終的な評価としては、一部できているというふうにいたしました。

以上。

○林委員長

続いて、オブザーバーの方々にもお伺いしたいと思いますが、はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私もそこに記載してございますとおりであります、議員提案、議員そのものが提案を積極的に行うということもそうですし、やはり議員相互の自由討議。こういうことを促進して合意形成して成果を出していくということですが、その再掲の2にも書きましたけれども、そうはいつでも、例えば本会議ですと時間制限がございますので、やっぱり委員同士の議論を深めるというふうに言いましても、なかなか現状の中では深め切れない状況にあるのかなと思いますので、やはり条例で規定されている以上そういったことが、自由討議ができるような環境にするような議事進行をしていくということだと思います。ですから、そのことに対して工夫の余地があるものに対して改善したりするという。そういう意味においては、例えば委員会主義を採用している部分であれば、やはり特別職が時間制限もあるということもありますので出席は必要なときにはしっかり認めていくという方向と、あと先ほど2人の委員さんからもありましたように委員会の中で重要事項と思われるものは、やはり委員長の議事進行の中でしっかり必要事項について、議論を深める意味でも自由討議で意見交換をといたような進め方というんでしょうかね。そういう工夫をしていただくことで最終的に、特に調布は委員会主義をとっていますので委員会の中でそれなりの、例えば修正ですとか提案といったことにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、そういった点も含めますと一部やれている。私もいろんな委員会で経験してきたときにやれているときもありますし、ですので一部ということで、もう少し改善する余地があるかなということなので、できていなくてもいいけれども、やはりもう

少し努力が必要ということで、一部できているというふうに判断をさせていただきました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

生活者ネットワークも、一部できているというところでチェックさせていただいています。自由記述のところでも、論点、争点は市民にわかりやすくし、議会としての検討を深めるために常任委員会の自由討論を積極的に行うということを求めたいというふうに思っています。そのためには優先順位というか、関心の高い議案などを、委員長のいろいろな委員会ごとの進め方というか、そういうこともあるなということは私も傍聴することや中継を見ることで感じてきたところなんですけれども、そういう委員長の采配なども含め自由討論するときには、委員の全員の協議して決めていくということが理想的なことではないかというふうに思っています。特別職に聞いて聞きたい、聞いてほしいということがありましたら、それは出席を求めるといっていきることが必要というふうに思いましたので、このように書かせていただきました。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、皆様方から一通り評価の理由・考え方について御発言いただきましたので、各委員さんごとにそれぞれ御確認したいこと、また意見等ございましたらお願いをしたいと思います。はい、小林委員。

○小林委員

先ほど自由記述の中で共産党さんと元気派さんが特別職の出席を求めるといふに、これは再掲ですけど、ほかの項目でも言っている。今までも、これはできなくはないですよ。と私は理解しているんですけど、いや、できませんよというふうになっているんだったら問題だけど。

○林委員長

では、どうぞ、雨宮委員。

○雨宮委員

私は先ほどの説明の中で、制度的には現行でも招聘できるというふうになっているというのは承知していますというふうに言ったんですけど、だからそのところは承知の前提で、実態として特別職に委員会に来てもらうということを積極的にやっつけようではないかという意味なんです。ここで書いたのはね。

○小林委員

その中で、じゃ例えば建設委員会で特別職を、出席を求めるという形でお諮りはされたのかな。その中で、いや、だめですよと。ほかの委員さんの中で否決されたということであればちょっと意味がわかるんだけど、そういうことではないんですよ。

○雨宮委員

今回の建設委員会ということは、確か私私の記憶では総務委員会か何かで一回提案して否決というか、賛成を得られなかったということがあったような記憶があります。

○小林委員

わかりました。あと先ほど雨宮委員からも、建設委員会でトイレの関係で非常に政策変更に当たるような議論があったというお話、ありましたよね。それは非常によかったのかなと思っています。逆に言えば、特別職がいなくてもそういう形で住民の思いみたいのが伝わって政策変更につながる部分にもなるのかなって、今聞いていてそんなふうに理解をいたしました。

以上です。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私は実際総務委員会で市長、特別職の出席を求めて多数決をとりますから否決されたんですけど、そのときの理由が、1つ言われたのは、本会議でもそれは可能だろうということ、やっぱりおっしゃった委員さんがいらっしゃったんです。そのとき私が言ったのは、現にそのときに私は議案、それを言ったことについての自分が質問の時間を本会議で使っていて、要するにそれが可能ではないので委員会でもう一度ただすと。一般質問もしていた経緯もありましたし、公務日程かな、何かそういったやりとりの中でして、それで一般質問したりいろいろしていた中で時間切れであれだった部分もありましたので、そういったことを求めたんですが本会議があるだろうと言われたので、いや、本会議、もう少し時間が逆に言えばあれば、もちろんそこでしっかり質疑をすればいいことだけど、それが可能ではない現状があるのでということでここはリンクして、こういうことについてそうだというふうにかかせていただいたわけでありまして。

○小林委員

大河議員の意味がわかりました。私も当初、一番最初にお話ししましたように、やはり委員長のリーダーシップというか、非常にそれによって議論が進むという部分もあるし、その辺のところは今こういう言い方はあれなんですけど、ですから、例えばそういう研修みたいなものをもう少し深めていくというかな、やっていかないと、逆に言えばどなた

でも委員長に今後なってくる可能性は大きいと思いますので、そういう部分をしっかりどう議会として踏み込んでいくか。この辺のところも、これはこの項目ではないかもしれませんが、例えばそういう人選なんかにしても、いろいろ検討していかなければいけないのかなというふうに私は皆さんの話を聞いて思いました。

以上です。

#### ○大河議員

私も小林委員さんがおっしゃるとおりかなというふうに思います。やはり条例の中に規定したということは、こういったことをしながら議論を尽くして議会の活性化を図っていくということを私たち自身が定めたわけです。しかしながら、それが実質的になかなかうまく運用されていないとすれば、やっぱりそのことをしっかり認識した中で、より議論を深め合意形成できるような努力をするというのは、これは当然の責務ということだと思いますので要職につかれる方や委員は、もちろん求められたらきちんと自分の所管の中で自由討議すべき議題は何かということ把握してちゃんと準備をすることだと思いますが、そうはいっても委員会の日程はありますけど、その日程はきちんと組んであるわけですからその時間内で終わればいいことなので、効率性もいいですけども内容を深めた議論をしていくということに意義があると思いますので、そういった意味でも委員長の采配という面が、議会基本条例に沿ったやり方というのを具体的に確認をすることがあってもいいのではないかなというふうに思います。

#### ○雨宮委員

委員会審査をする場合に議案の形態、性格によってちょっと議論の仕方が変わってくるのかなというふうに思って、例えば条例改正なんかの議案の場合は、まさにこういう交互というか、対角討論がやりやすいと思うんですけども、予算、決算、主に数字が中心の議案の場合にはどうしても中身についての疑をただすみたいなの、質疑の連続みたいな話になる傾向が当然出てくるわけですね。だからそういう部分についての今後の課題というか、どんなふうな形に持っていったら、いわゆる自由討議に結びつけることができるのかなというふうなことが1つ感じました。

それと先ほど副委員長が言われた、いわゆる委員長の技量というか、采配というかね。これは私、ちょっと突拍子ない言い方かもしれないけど今はやりのワークショップ、ファシリテーターという役回しの人がいるんですよ。イコール委員長というようにならないかもしれないけど、要するにいろんな委員の人に意見を求める。あるいは意見交換をする。そういう形での実践研修みたいのがあってもいいのかなと思って、それはちょっと今話を聞いていて思いついた話なんですけど。



○小林委員

今回基本条例ができて、自由討議という項目ができてから委員会の中で委員長から、じゃこれ、ちょっと自由討議しましょうみたいな委員会もたしかあったような記憶があるんですけど、議員側からも少しずつ変わろうとしているなというふうには私は思っています。これからこれを検証し、また次の代につなげていくわけですが、これからの委員会をより活発にしていくためにも、今雨宮委員が言われたような委員会を引っ張っていくというか、討論を、自由討議を引っ張っていくような人がどう出てくるか。これがたくさん出てくることによって非常に活発な議論が進んでいくのかなというふうに思いましたので、今回の結論としては、皆さん、ほか違う人もいますけど、一部できているということで評価、この辺でしていくところが今後につなげていく意味でもいいのかなというふうには私は思いました。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。御議論、ありがとうございました。

委員長としても、自由討議については現状においてもそういう環境はあるわけなので、もちろん委員長の采配の中で、そういう討議がしやすい環境をつくっていくということは非常に大事だというふうに思っておりますけども、これまでも陳情等においては委員間でのやりとり等あった委員会もありますし、できる環境には十分あるかと思えます。しかしながら、今皆様方からさまざまな御意見があったように発展性というか、改善の余地はまだまだあるのかなということを経験すると、委員長としても今回のこの検証、この第14条については、一部できているという形でまとめていきたいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、第14条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、一部できているという形で決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

続きまして、第15条の協議に入ってまいりたいと思っております。15条、委員会活動ですね。

それでは、これにつきましても各会派から評価の理由・考え方について、各自皆様から

御発言をお願いしたいと思います。丸田委員。

○丸田委員

こちらにつきましてもチャレンジ調布は、おおむねできているという評価をさせていただいております。15条、委員会は、結局は調査権を積極的に活用するものとする。また資料等もいっぱい出ておりますし、必要な事項は、また委員会についてそれぞれ必要な事項は別に定めます。委員会の中でもし資料が必要な場合は皆さんに周知をとって、委員会としての資料も請求することもできていますし、おおむねできているのではないかとということで評価をさせていただいております。

○林委員長

続いて、小林委員、お願いします。

○小林委員

私どもは、一部できているというふうに評価いたしました。取り組み状況はここに記載のあるように図書室に配架し、いろいろ資料等の閲覧に供するというふうになっておりますけれども、今委員会活動の中で私ども所管している厚生委員会については前回もお話をさせていただいて、今条例等々について議会条例を委員会等で今もんでいるところでありますけれども、そういう活動がもっともっとほかの委員会でもでき、また調査権等々も使いながら活動ができていくと、先ほど自由討議のところでもお話ししましたが、活発な委員会活動ができるのかなというふうに思っております。今回の評価は、一部ということで評価させていただきました。

以上です。

○林委員長

続いて、雨宮委員。

○雨宮委員

15条は調査権の問題を展開しているというふうに理解をしておりますけれども、実はこの15条の調査権と13条の政策研究会。これは非常に密接な関連と関係があるというふうに思っているんですが、13条はシステムの担保するという内容で、15条はその中身という。言ってみればソフトとハードみたいな関係かなというふうに理解をしておりますけれども、まず第1点目は、自由記述の中には書いていないんですが、この15条の3項、前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は別に定めますというふうに明確に規定しているんですが、まだ現在のところこの定めはないと思うんですね。ですから、今後への大きな課題の1つとして速やかに、この別に定める規定を定めるということを提案しておきたいというふうに思います。

それからもう1つは、調査権を積極的に活用しようという呼びかけにはなっておりますけれども、それをどういうシステムで調査権の活用を図ることができるのかということ、やっぱりしっかりと体系的に、体制的に保障していく必要があるんじゃないかというふうに思いました、その第1番目、組織的システムを確立するというふうに書きました。こういう組織体制を確立することによって、具体的に課題設定の場を保障するといえますかね。それが必要じゃないかなというふうに思っていて、例えば多分ほかの4つの常任委員会は全部そうだと思いますけど、議会報告会に当たってテーマの設定をすると思うんですよ。そのときはそれぞれの委員さんの意見交換によって合意が得られたところでテーマ設定ということになるから、多分それと同じようなイメージにはなるというふうに思うんですが、例えば市長から提案された一連の議案。条例なりなんなり議案。あるいは委員会自身で委員さんの意見交換の中から、この問題について調査したらどうかというふうな問題の絞り込みをやって、それについて専門的な知見も含めて調査をするということが、ここでうたわれている条文の精神ではないのかなというふうに思っています。

それから配付資料の件なんですが、確かに現状では配付資料が、その取り組み状況等という欄に記述されているようにペーパーベースで配架されていることは十分承知をしておりますけども、議会図書室にしろ、公文書資料室にしろ、とにもかくにも市役所という場所に来ないと見れないということがあって、市の行政情報なんかもほとんどがホームページにアップされているわけですから、議会の中で活用されている、あるいは配付された資料等についても、やっぱりホームページにアップして、いつでも誰でもどこでもとるかどうか別にしても、そういう環境づくりをすることが今求められているんじゃないかなということで、こういう書き方をいたしました。

以上です。

○林委員長

続いて、オブザーバーの皆さん、お願いします。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私もそこに書かれておりますように1項目めについては、そういう制度を生かして積極的に、それを生かすということですけど、そのためには何をするのかという意味で、やっぱり各委員会の中での課題というんでしょうかね。そういったことを抽出して、各個々人ではなくて所管委員会として今年度どんな課題に取り組んでいくのかというふうなことを抽出するということと、参考人制度、知見ですね。その方を活用して、その調査権を活用するということになると思いますが、今雨宮委員さんもおっしゃいましたように、やっぱりなかなか調査するという個人でできるわけではありませんので、例えば所沢です

と政策研究審議会条例というのを持っておりまして、そこに諮問したりしてやっているというような事例もありますが、そういったことが可能になるような項目を条例の中に設定することも必要なのかなというふうに個人的には思っております。

また、2項目については、まさにこういった議論をしている中でなかなか傍聴されないし、開かれた議会ということを私どもは目指しているわけですので、資料等につきましてもホームページにということでも2項目に書かせていただきました。

3項目めは、こういったところで得られたことについて、これはたまたまですけども飛行場の特別委員会がありまして、そこで意見集約がされてきて、ではというところまでいったときに、ある委員さんから委員会ではそういった要請や意見を述べたりすることはできないんだといったような、それでそういう前例もないといったような見解が示され、そこで頓挫した経緯がございますので、当然ではありますけれども委員会での審査の結果や課題解決につながる仕組みの1つとして、そのことがきちんと保障されるというんでしょうかね。そういう項目があってもいいのかなと思います。それとそういうことを書かないまでも、それがあつたというふうに合意をしていけば、それはそれでできるかと思いますが、ちょっと人によって判断が違ってしまうのもどうなのかなということもありますので、やはりより闊達な議論をし、いいものをつくっていく議会として具体的にどんなことができるのかとか、委員会としてはどんなふうなやり方でできるのか。例えばそれが条例提案なのか、委員会提案としての要請文ができるのかとかね。そういったことも含めさまざまな所管の委員会でのやれることということも、もう少し確認しながらやっていってもいいのではないかなというふうに思います。委員会と書いてありましたので、再掲として特別職がなかなか難しいこともあるけれども、やっぱり委員会に出てほしいなということで一応再掲をさせていただいております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

生活者ネットワークも、その他というところでチェックしました。書いてあるとおり、この調査権に関して委員会活動の中での積極的な活用をするものとしますというふうになっております。この調査権の運用規定については具体的なものがないというところもありますので、この運用規定について改めてつくるといいますか、それを協議して進めていくということが必要ではないかというふうに思っています。

2項の委員会の審査の際の配付の資料が現在ホームページには公開されておられませんので、それも同じようにホームページで公開していくということが必要ではないかという

ころが2項目め。

3項目は、必要な事項の定義を定めるということで、それを具体的にきちんと保障するというか、そういう具体的なところを定めていくということが必要ではないかということで、書かせていただきました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、15条についても皆様から各自御発言いただいておりますけども、それぞれ御確認したいこと、また意見の交換等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

調査権ということに相当するかどうか、ちょっと自分自身でも疑問なんですけど資料の扱いの問題ね。実は私、不要になった資料をきのう整理していたら、建設委員会に配付された膨大な資料が出てきたんです。よくよく中身を見たら駐輪場などにかかわる設計仕様書であるとか、委託契約書ね。非常に専門的な内容の文書があったんです。配付をされたときにはさらっと見たんだけど余りよくわかんない部分があって、きのう改めて読み直してみたら、ああ、こんなことまで規定しているのかとよくわかったんですよ。ですからそういう意味で言えば、さっきも言いましたけれども議会の図書室や公文書資料室まで来て見なくてもホームページにアップされていると、あるいはその種の分野の専門家の人がその資料を見ていろんな問題点というか、これはこういうことなんだということが理解がされるようになって、より市民的な立場から議案の審査に間接的に加われるんじゃないかなという思いを非常に強くしたんです。ですから、そういう意味も含めて、このホームページへの公開というのは非常に意味があるのかなというふうに思いましたんで、ちょっと発言しました。

○林委員長

ほかにいかがですか。はい、小林委員。

○小林委員

今いろんな方がホームページの件をお話しされていますので、実際配架されて図書室で見れるものでありますから、ホームページで皆さんに見ていただくということもいいんじゃないかなと、私も今聞いていて思いました。今回3会派がその他になっているんで、市民が見てその他というのはなかなかよくわからない項目かななんていうふうに思いながら、やっぱり取り組みがいま一步できていなく、また改善するところも今の話、例えばホーム

ページに載せる。これは技術的に可能かと思えますので、その辺のところも含んで、いま一歩進めることができるかなというふうに今聞いていて思いました。

以上です。

○林委員長

ほかにどうでしょうか。はい、丸田委員。

○丸田委員

済みません、1つ確認なんですけども、ホームページに資料をアップすることなんですけど、私たちに市から配られている資料は、基本的にはみんなホームページにアップされているのかなというふうに感じています。先ほどおっしゃった、例えば建設のこんな資料もということもありますけど、一般質問をするのにずーっと追求していくと、かなり細かい資料まで市役所のホームページから入り込んでいくことができるんですね。なので例えばこれはちょっと自分の個人的なものなんですけども、こうこうこうの、この資料が配られているんですよというところでそっちへリンクするとか、そういう載せ方はできるのかななんて思いながら今聞いておりました。多分私たちがもらっている資料は、ホームページに基本的にはアップされているのではないかなという私たちの理解です。

以上です。

○林委員長

これ、雨宮さんのおっしゃっているのは、委員会への配付資料というのは今おっしゃったのはさらにまた違うもの、さらに一步踏み込んだものとか、そんなイメージなのかしら。

○雨宮委員

行政側が出す資料は、それは全て行政資料なんです。だけど、そういう行政資料の中から議会がどういう資料を使って議論をしているのかということが、やっぱり明示される。明確に残されるという意味で、議会へのホームページアップということを私は言っているつもりです（「そっちへ飛ばすようなね」と呼ぶ者あり）。そうそう。そうするとこういう資料が配られていて、それに基づいてこういう議論をやっているんですね。例えば中継を見ている、わかるんじゃないかなというふうに私は思っているんです。実際私たちが委員会審査をやる場合にもいただいた資料を見ながら、ここのこういう部分は何ですかみたいなことを聞いたり、やりとりするじゃないですか。そのビジュアル版というのか、意味です。

○林委員長

ちょっと事務局のほうでわかる範囲で今現在どんな感じ、アップのタイミングというか、

どんな感じになっているか。わかる範囲でいいです。ちょっと今そこはわかりかねるというなら、また別途しますけど。はい、どうぞ。

○石坂事務局副主幹

基本的には委員会に関する資料につきましては、現状としてはホームページ等にはアップをしていないというところが実態となっております。議会としては、そちらを掲載をしているという状況にはなっていないという現状でございます。

○林委員長

わかりました。ということを受けて。はい、石坂副主幹。

○石坂事務局副主幹

ちょっと補足しますと、定例会に関する議案につきましてはホームページのほうに掲載をさせていただき、議案とか報告に関するものに関しましてはホームページ等で掲載をさせていただいておりますけども、委員会の審査に必要な資料に関してはホームページ等では掲載をしていないという状況となっております。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

ちょっと確認ですけども、きょうの議会改革というか、評価。これの出している元の資料。これはアップされていませんよね。でいいんですっけ？

○石坂事務局副主幹

今お手元に、この間作成している検証シートのことになるかと思うんですけど、こちらについてもホームページ等では掲載をしていないという現状になっております。

以上です。

○大河議員

私なんかも見ていただくとき、視察にお見えになっているのは、うちの議会改革のときに出ていた議事録も資料もみんな最終的に公開、たしかなくなっていますよね。ですから、そういった意味からすれば今回のような議会でできた条例、私たちが見直しているというのは市民にとっても私は関心が高いところだと思いますので、少なくとも今回のこういったものとかはもう話を始めた段階から、前の例からすればしてもいいのかなというふうに判断できるような気もいたしますので、1つ具体的には、そういう議会に関することはほかのものに倣って運用されるということがまずあっていいんじゃないかなというふうに思います。

○小林委員

先ほどホームページの件、私も聞いていて、ああ、いいですねというお話をちょっとさせてもらったんだけど、今ちょっと聞いていて所管のほうが出した資料を議会事務局がホームページにアップするという流れですよ。もしホームページにアップすればね。そうすると相当な事務量というか。本来、先ほど丸田委員さんが言われたように所管が当然アップしていれば、そこに入り込んでいくということであれば事務局側の作業はそうないのかなと思うんだけど、所管が出した資料で委員会で審査するのにホームページで議会側で事務局としてアップというのは、これは相当大変な話になってきちゃうかなと今聞いていてね。その辺は事務局側はどうなんですかね。

○林委員長

はい、小林事務局長。

○小林事務局長

今副委員長がおっしゃったことがまさに議会としての課題で、委員会審査で使っている資料の中には、もう行政側できちっとホームページにアップしたものを、抜粋で使っているものの中にはございます。ただ、全く外に出ていないものを委員会資料として出されたときに、じゃ議会側でそれをPDF化したり、電子データ上でないものなんかも出てまいりますので、それをどうやって委員会資料の参考資料としてホームページにアップするかどうかというのは、非常に課題として重い課題ではあります。ただ、今石坂が申しあげましたように、委員会で出たものについては紙ベースのものはきちっと配架できる。最低限のことはできているんですけども、それを電子データ化して、さらに議事録の参考資料としてつけるとかというのは今大きな課題としてうちは持っていますが、なかなか実現が難しいという状況にあります。

以上でございます。

○小林委員

わかりました。何でもかんでもホームページにアップすれば、先ほど聞いていて、これ、やったほうがいいかなと思ったんですけども、今の話を聞くと相当、やっぱりこれからの課題が大きいかなと思いますのでちょっと研究していただいて、今後の課題として取り上げていただいて、どんな形が一番事務局側にも負担のないような形で市民の皆さんにも見ていただけるような、そういう工夫を研究していければなというふうに思いました。

以上です。

○雨宮委員

こだわるようですが入り方が2通りあると思うんです。最終的な情報にね。1つは、議会サイドでアップ、ストレートにそういく場合と、さっき丸田さんが言われたように追っ



かけていって最終的に行き着く。どっちがよりコストパフォーマンス、あるいは使い勝手の面から見ていいのかという検証は、そんなに簡単にはできないと思うんだけど、やっぱりしっかり大きな課題として位置づけておくことは必要なのかなというふうに思いました。

○大河議員

私も少なくとも議会が主催して、議会が今やっているようなことはすぐ上げられますから、そこはまずはやっていただくということと、今飛び方もあるという話ですけど、例えば当初は少なくとも出された資料の名前、項目とかね。それがわかればそれを載せるというの、1つのあれかなという気はいたしました。これは意見です。

○雨宮委員

それと資料の出方の問題で行政側からあらかじめ、あるいは請求に基づいて出る場合と、委員会の審査の中で新たなデータなりなんなりを請求することはありませんよね。だからそういうものの扱いについてはまた別途というのか、別ルートで検討する必要があるのかなとちょっと思いました。

○林委員長

よろしゅうございますか。皆様方からの活発な御議論、ありがとうございました。委員長としては、皆様方からの御意見等々も拝聴しながら、一部についてはこの委員会活動ですね。調査権を積極的に活用して、また市民に資料を積極的に公開していくという姿勢は持ちつつも、まだまだ議論の必要な部分があるのかなというふうに感じたところでございますので、この15条についても、一部できているという形で取りまとめてまいりたいと思いますけども、皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございます。

それでは、第15条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、一部できているという形と決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

続きまして、8ページの第16条ですね。議員研修の充実、第16条の協議に入ってまいりたいと思います。

それでは、各会派による評価の理由・考え方について、委員の皆様から順次御発言をお願いしたいと思います。はい、丸田委員。

○丸田委員

議員研修についての条文、第16条でございます。私どもも議員研修という形で年に2回ほど行っております。昨年はいまだ1回プラスの3回行ったと思います。本日も午前中に監査についてという勉強会をさせていただいています。チャレンジ調布としては、おおむねできているのではないかと。取り組み状況の講師による講演等の研修を実施しているというところで、予算との兼ね合いもあるので現2回、昨年はそれ以上やりましたけども、このぐらいが予算的にもどうなのかなというところで、おおむねできているのではないかとというふうに評価しています。それ以外にも、例えば今月は14日、15日で1泊で議長会フォーラム。また申し込みさえすれば都市問題会議等々、私たちにはいろんな研修の場というのは用意をされておりますのでチョイスをすれば、そちらのほうに政務調査費、政治活動費なども使えるというふうに判断をしているところです。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

私どもは、一応おおむねできていると。特に基本条例制定後、年に数回、きょうのやつは研修会ではないね。きょうのは勉強会でしたけども勉強会を含めて、正式な研修会でなくても勉強会みたいな形でももう少し活発にやっていくというのは、非常に私はきょう聞いていてよかったなとも思っておりますし、これは回数に入るのかどうか別として、こういう研修が充実しつつあるかなということで、非常にこれから期待を本当にしていっていいんじゃないかなというふうに思っております。評価としては、おおむねできているということで、さらなるいろんな課題に向けて勉強していかなければというふうに思いました。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

研修そのものについて、もう皆さんおっしゃっているとおりというふうに考えております。そのことを前提にしながら何て言えばいいのか、研修をプログラムするためのチームを独立してつくってもいいのかなと。やっぱり予算の関係も軽視はできないとは思いますが、年間スケジュールをあらかじめ立てて、それでそれに沿った研修を実施していくということが私どもの提案の趣旨であります。ほかの条文のところでも議員としての資質の研さんみたいな内容のところはたしかあったと思いますが、それにもリンクするよう

な中身かなというふうに思っています。

以上です。

○林委員長

雨宮さん、ワーキングチームというのはどういうイメージなんですか。

○雨宮委員

年間スケジュールをつくったり……

○林委員長

一通り聞きます。ごめんなさい、ちょっと割って入っちゃった。失礼。

続いて、オブザーバーの皆様。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私はそこに書きましたように議員や会派とか、そういったことの研修というのはあるかもしれませんが、きょうも行いましたように議会として、機関として、やはりそれを行うことの意味。つまり情報をお互いに共有して問題意識を同じように持ち、そしてそれに向かって政策形成するということができるわけでありますので、ですので私は議会が機関として、そういったことを位置づけてやっていく。充実していく必要があるのではないかなというふうに考えまして、だとすれば、例えばこういう条例が必要じゃないかとか、こういう問題をどうしようかとか言っていたとすれば、そのことに対して年間、じゃこんなふうなことで研修を入れようというようなことが、それが学ぶこともあれば、出かけていって見ることもあるかもしれませんが、そういったことをして反映できるようにすれば議会全体としてのレベルアップであり、議会が機関としての政策形成や条例もそうでしょうけど、そういったことに対しての力を持てるのではないかと思ひまして一部ということで、こういったことをすればさらによいのではないかなということで提案をして書いております。また、そういった研修したときの資料等あれば、それを載せることもあっていいんじゃないかなと。これは資料ですね。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

生活者ネットワークも、一部できているということで、13条で議会の機能の強化というところにもつながっていく。研修をして学んだというようなことがつながっていくことで政策の立案や提案や、そういうことにつなげていくということができる。政策研究会というのをまた別に立ち上げて、ワーキンググループというのは実際にそれをいろいろな形で出ていったりとかしながら、実際に動きながらそういうことを研究してつくり上げていく

というものを具体的にもつくり、そしてまた年間計画を立てて進めていくということが必要なのではないかというふうに思います。議会として考えていく。議会としてつくっていく。そういうものをもっと形にすることは市民の方にとってもわかりやすい。議会が何をしているのかということ、今課題としてこういうことを会派を超えて考えていくということを形として示すというんでしょうか。そのわかりやすいことにもつながるのではないかとこのように思っておりますので、そういうことが必要ではないかとこのようにいたしました。

○林委員長

ありがとうございました。

それでは、16条につきましても皆様から御発言いただいた内容について、それぞれ御確認、御意見の交換等ございましたらお願いしたいと思います。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

先ほど委員長が言いかけた内容についてですけど、これはネットさんのほうからの提案があるワーキンググループと同意です。同じ意味。もう少し具体的に言うと研修のテーマであるとか内容を精査、検討しながら、それに基づいた年間スケジュールを立てる、つくるためのチーム。多分四、五人ぐらいで構成すればいいのかなという。私のイメージではそんな感じです。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

ちょっと細かいことですが、例えば今行っている議会報告会の委員のような感じでプロジェクトチームを組んでというふうなことが、そしてこちらに年間スケジュールというふうに書いてありますけども、この辺で1回、この辺で1回みたいなことを、議員サイドのほうでイニシアチブをとって今こんなことをやりたいねっていう、そういうプロジェクトチームを結成するというふうな理解でよろしいですか。

○雨宮委員

はい、それでいいと思います。

○林委員長

ほかにいかがでしょうか。じゃ私、つなぎじゃないけど、その辺はもし仮にワーキンググループというんですか、ワーキングチーム的なものを立ち上げた場合、正・副議長との関係というのは、今までは正・副議長が研修とかいろいろ立案して皆様に、各会派に諮りながら進めてきたという例があるんですけども、その辺との関係性についてはどういふ

うに考えているんですか。

○雨宮委員

あくまでも私のイメージなんですけど、もちろん議長のもとにという形になると思いますね。組織図で言えば議長にぶら下がるみたいな、諮問機関みたいな。

○林委員長

それを受けて何かございますか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

年間というと、年間何回もしなきゃという。ちょっとイメージがあれかもしれませんが、例えば今回、画期的なということで監査委員さんからのお話を聞くということがありました。それは議選の監査委員がどうかということが地方自治法の改正で言われているということもあるわけですね。そして江藤先生の勉強会をしました。その折に、やっぱり議選の人を置く場合は条例でちゃんと、例えばどんなことを定めたらいいというようなお話がちょっとありました。改正のときには減らすことができるというようなことで、それを条例で定めるとなっていますけれども、ですから、例えばそういったテーマが1つあったときに、これから調布市としては議選で出た人の、そういった意見をどう議会に、例えば反映するか。例えばテーマがあったとしたら1年間に2回はこういった人を呼ぼうとかね。こういった部分で話を聞くようにしようとかというふうになにか問題を共有し、議会として改善すべきところとか、さらに発展させたい部分があったら、そのことを進めるための一歩のものとして位置づけていけば、よりいい形でこの研修というのが私は生かされるのではないかなというふうに思います。議会はすごく日程が皆さん詰まっているのでそう何回も何回もというのは、それは会派にもあるし、いろんなことがあるわけですから、でも統一テーマを会派に聞くということもありますけども、やっぱり機関としてみんなでこれをやりたいねというような話し合いを、私はどこかでもって計画するとまた違った感じでもう少し充実したものが生まれるのではないかなということを、ちょっときょうのを経験して思いました。これは私の意見です。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も研修を何回かしてきた中で、いいお話聞けたなっていうのも思うんですけども、それをどういうふうにかかしていくかというその先が、やっぱりちょっと今は研修を聞いて報告をしてというところだとまっているのかなというところもあるので、せっかくそういう機会があったので、議会としてそのことをどう考えて、調布の議会としてどういう方向

性でこれから考えていくかというか、テーマを決めてどういうふうに進めていくかということ、年間計画を立てるというところでは1つ議会としての動きがプラスされていくというか、議会としての機能がきちんとそこで果たされる1つが生まれるのではないかというふうに期待をするところで、このことが進むといいなというふうに思っているので、それを学んだことを具体的にしていくということを示すというか、そのための年間計画、ワーキンググループが必要ではないかというふうに思います。

○林委員長

ほかに。よろしゅうございますか。ちょっとなかなか意見が出づらみたいなんで私からあえて皆さんに伺いたいんだけど、今大河さんが図らずもおっしゃった、皆さん時間がない中、忙しい中、あえて仮にもこういうグループを立ち上げるとなると、やり方が1つの方法もあるけども、今現状で正・副議長が主導して各会派の幹事長さんに相談して物事を決めていって、研修とか勉強会とかを決めていっているというようなやり方では逆にだめなんですか。あえて聞きますけど。はい、小林委員。

○小林委員

基本的に議長中心でやると思います。例えば今この研修会については、どういう題でどういう先生を呼ぼうかということは各幹事長さんに振って提案してもらって、議長さんが判断をしてという流れになっているので、まず基本的には幹事長会がワーキンググループなのかなというふうに思いますけども、年間、月等々は決められないので、講師、相手方もいるので、じゃ今年度はこのテーマについて講師を呼ぼうとか、それは事前にお題をいただいてですよ。というのを議長さんを中心に作成してもらって、幹事長会で取り計らうというような形なのかなと。もしやるとすればね。新たにワーキンググループをつくって云々となったらもう大変な話になっちゃうので、幹事長会等々で私はいんじゃないかなって思ったんですけど。

○林委員長

そういう御意見もございました。それぞれ議会を今以上に、よりよい勉強会、研修会を通じて、よりよい形にしていこうという思いは共通だというふうに思っております。意見もさまざま出ましたので、この辺で取りまとめさせていただければと思うんですけども、今回については今現状、きょうも午前中、勉強会がございましたけども、研修会も来年早々に入っていますし、ここのところ、こういうことについては積極的に一歩ずつ前に進んできているかなということを考えると、現状ではおおむねできているのかなというふうに私は理解しています。その上で皆様からいただいたような発展的な課題とか、そういうものを付記させていただきながら、ここはおおむねできているという形で取りまとめさせて

いただければと思うんですけど、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。

それでは、第16条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできていると決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

続いて、第17条に移ります。第17条、調査機関の設置。これにつきまして各委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。はい、丸田委員。

○丸田委員

この調査機関の設置というところで、17条、課題に関する調査の必要があると認めるときには、議決により学識経験を有する者等で構成する機関を設置し、議会の討議に反映させるということでございます。これはいろいろな考え方があると思うんですけど、例えば先ほど大河さんもおっしゃっていたように、本日監査の勉強会を行いました。実際国のほうで議選の監査についてということで課題が起きたときに責任の方を、学識経験者など見識者と呼んで、私たちが勉強を行うということも行えております。飛行場問題のところでは、実際に東京都のほうの方にもいらしていただいている等々行っている現状からして、おおむねできているでよいのではないかというふうに判断をさせていただいているところでは、

○林委員長

続いて、小林委員さん、お願いします。

○小林委員

17条につきましては、現実に私どもは調査機関を設置していないので、正直にできてないというふうにしたんですけども、何かあればつくりますよという文言であって、別にならつくってないわけで、それはそれで逆に現状ではこれでいいのかなというふうに判断しております。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

この17条のまさに肝は議決によりなんです。と思うんですよ（「何で議決って言っているのか」と呼ぶ者あり）。いやいや、これは認めたときは調査機関の設置の議決なんですよ（「知っている」と呼ぶ者あり）。そういうことでしょう（「ああ、そういう意味ね」と呼ぶ者あり）。うん。だから、例えば前の条で出てきた政策研究会というのは、いわば任意の、議会であれずとしても任意でのものでしょう。ここは議決だから、まさに機関としての議会の意思として外部有識者などで構成される調査機関をつくるということだから、これはこれで非常に意味のあることかなというふうに私は思っていますけどね。そこには何も書いていないけど。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私もここに書いてありますけども、今雨宮委員さんがおっしゃったように議決により、つまりそういう調査機関を議決して条例化して、きちっとまずは設置するということが、逆に言えば求められているのかなというふうに思います。それは、例えば今公共施設のマネジメントの計画ですとか、駅の周辺とか、結構大きな問題が今起きているわけですけども、私たちの機関としては一体どういうふうに対応していくのかといったときになかなか、ただ、それぞれが調査して研究しているだけでは出し切れない、はかり知れない専門性の高い部分があるわけですので、先ほども紹介しましたけども所沢ですと市議会政策研究審議会条例というのがあって、やっぱり大学と連携したりとか、そういう専門的な方等呼んだりして、そして委員は5人のようですけども、そういったことでやっている例もありますので、まず必要に応じてですけど、今私はそういう意味では必要とするテーマがあるんじゃないかと思うので、そういった機関を設置する条例化をして、そしてそこに今言ったようなテーマを研究するというんでしょうかね。という調査をして議会としての方向性を見出していくということをしてはいかがかなと思ひまして、書かせていただいております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

ここに書いてあるとおりなんですけども調査機関の設置をして積極的な活用を図るといふことと、2項の議長の定める内容というものが別に定めますとなっているところを、内容の規定をするということが具体的に必要と思ひまして、こちらに書かせてもらいました。

○林委員長

ありがとうございました。



それでは、それぞれの御意見をもとに御確認したいこと、御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。この件については調査機関の設置、することができる的な内容になっていますので、どちらかというところできている、できていないとか、そういうもの。できているとか、できていないとかを超えたというか、その他になるのかなと私的には今のところ思っているんですけど、その辺も踏まえて皆様からの御意見もいただければと思うんですが、はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私も一緒に思わずその他かなと言ってしまいましたけれども、ただ、その他ということも確かにあるのかなとは思いますが、私たちが基本条例を制定したとき、もちろん当時のメンバーは多く残ってはおりますけれども、やっぱりそれを使い切るというか、使いこなすといいますか、やっぱり必要で私たちは定めたということからしますと、特別委員会やいろんなところもありますが、それとは別に調査を議会が依頼しないとなかなかできない項目もあるのではないかという意味で言いますと駅周辺の、それこそグリーンホールや、あるいは周辺の再開発のことや含めまして、私はそういったことについて自分たちでこれからどう考えていくのかといったときに少し専門的な方に調査依頼したり、そういう意見を聞きながら、自分たちの方向性を議会としてどう向かい合っていくかというのを、例えば定めるとしても、まずその機関がなければいけないという意味からしますと設置をして、それを使う。生かしてみようということをやってはどうかというふうに私は思ったということでもあります。

○林委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

先ほど委員長の整理の中で努めるとなっているけど、実態としてはできる規定だという意味合いの発言があったと思います。私もそうだと思います。ただ、同時に、やっぱり議決というところの重みをよく受けとめていく必要があるんじゃないかなと。そのところがこの17条のかなめなんで、そこは改めて強調したいなというふうに思っています。

○大河議員

雨宮委員さんにちょっとお聞きしたいんですけども、議決がすごく重みだっているふうにおっしゃいますけど、その意図しているところは重いからよく考えてということをおっしゃっているのか。やっぱりまずそういった調査機関を私たちが持つべき。必要に応じてという意味で言えば今必要がないけれどもという。そういうニュアンスで言っているのか。そこはちょっともう一度御説明をお願いします。

○雨宮委員

それは必要に応じてって、じゃ今必要じゃないのかという意味じゃなくて、やっぱり議決をするからには相当機関としての、議会の中でもむというのか、奥深い検討がされた上での議決行為ということになると思うんですが、その上で議決されると、それはそれで議会の総意として位置づけられるという意味で、さっき最初の説明のときに政策研究会との違いをちょっと言ったと思いますけども、そういうことなんだろうかなというふうに、決して今必要でないという意味じゃないですよ。

○大河議員

そういった意味からすると私も議決の重みというのは当然あると思いますが、であれば逆に政策研究ということをちゃんとしていくということについての活用というのを、ちょっと戻っちゃいますけど生かしてやっていく必要も、逆に言えばあるのかなというふうな感想を持ちました。

○林委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。この件につきましては、先ほど私のほうから申し上げさせていただきましたとおりの調査機関の設置、いまだ事例はございませんけども、この議会基本条例を策定したときに、こういうことができるようにしようよという中で策定したものだというふうに思っておりますので、今現在できている、できていないという部分を超越というか、それとはまた別なこれからの整理する中での課題だというふうに理解しておりますので、この辺につきましてはちょっとイレギュラーな形のまとめ方になりますけども、その他という形でまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、第17条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおりの、その他と決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

平成30年11月28日 議会運営委員会

○林委員長

それでは、委員会を再開いたします。

続いて、日程3、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。

本件につきましては、前回、第14条から第17条まで協議を行いまして、議会としての評価結果をまとめたところでございますが、評価結果と協議の中で議論がございました今後の課題等につきましては、お手元に配付させていただきました検証シートの右端の欄に前回同様、ポイントを絞りまして整理をさせていただきましたので、御確認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、本件につきましては御了承をお願いいたしたいと思っております。

それでは、協議に入ってまいります。今回は第18条からになります。いつものとおり、まず初めに各会派の皆様から評価の理由、考え方について、御発言をお願いしたいと思います。渡辺委員。

○渡辺委員

私どもでは、議論を重ねてまいりましたが、議会事務局体制につきましては、ぜいたくを言ったら切りがないと。限られた中での体制ということでございますけど、職員の方々を初め、懸命に努力をしていただいているのではないかなというような状況で、おおむねよろしいんじゃないかという結論でございます。

また、人事に関しては余り情報が入ってこないんで、よくわからないということはあるんですが、どうなんでしょう。この辺について、議長経験者がどのようにやってきたか、ちょっと聞きたいなと思うようなところもございます。

以上です。

○林委員長

続きまして、丸田委員。

○丸田委員

よろしく申し上げます。18条ですけれども、職員体制ということで、議会事務局の皆さんの忙しそうなところを私たちも結構、こんな遅くまで、まだやっているんだという中で、本当はもっと厚くしてもいいのかなと思いつつ、やっぱりほかのところとのバランスもあるようですし、また、このところ議長会の会長ということでお忙しい分、加配置も

していただいているようですし、皆さんの資質の高さで頑張っていただいているんだなと思います。

2番、3番につきまして、議長が任免権があるとかというところも明記をされておりますので、議会としての意見を出せる場もここに明記をされておりますので、私たちとしては、おおむねできているのではないかというふうに判断いたしました。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

この議会基本条例制定のときの議論の中でも、法務担当等々について、行政、あれだけの大世帯と相対する側として、やはり議会事務局の法務を含めて、レベルを人員も含めて充実をさせるべきだというふうに私どもは訴えてきました。しかし、現実にはできていない現状がありますので、私どもの評価としてはできていないと。ただ評価は、私どもだけができていないと言っても、これはなかなか議会ですので、できてはいませんが、先ほど丸田委員さんも言われたように、市長会等々の担当がついたときには増員も図るということで、事務局の人数も大分ふえてきたなというふうには思っております。

理事者側のほうには、さらなる議会側の体制を強化をしていただくことを期待をしたいなということで、できていないから一部できているに変更しようかなど。

以上、そんな状況ですね。

○林委員長

変更ということでよろしいでしょうか。

○小林委員

はい、済みません。

○林委員長

公明党さんの評価については、できていないから一部できているということで、変更ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

議会事務局に望むべきことは非常に幅広くて、内容もますます豊かというか、大きくなっていると思っておりますが、特にこの条文、18条の1項のところにも政策法務その他の機能の充実及び体制の整備というふうに明確にうたっているわけですね。

それで、この間、いろんな議員研修、ここの議会研修だとか議員研修なんかでも議会側

の議員としての条例提案をもっと強める必要があるということが強調されているなというふうには受けとめているんですが、そういう点では、さっき市長部局のほうの補助職員の話がありましたけれども、やっぱり条例をつくるとなると、これは法務ですから、その専門的な知見を持った事務局員を配置する、あるいは、ここで兼任も可と言ったのは、例えば今、期限付きの職員さんが法制課に配置されていますけれども、その人を兼任といってもいいんだけど、それだと気の毒だから、やっぱり専任の法務担当の事務局を配置すべきだろうというふうに思っています。もう少し欲張れば、当然、調査職員についても、できれば増員配置を望みたいなというところです。

以上。

○林委員長

ありがとうございます。続きまして、オブザーバーの方々からも。いかがでしょう。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私もそこにいろいろ書かせていただいております。ここに書かれておりますように、やはり議会基本条例に求められている調査、あるいは政策法務の機能を充実するためにといいことで、日常業務の中に議事録の作成ですとか、そういったことも多々見受けられますけど、私は本来業務という意味でいけば、そういったことはもちろん所管の委員会を議事で行っていく場合、1つのあれにはなるとは思いますが、今、市でもやっているように、ある程度、委託できるものを整理して、主な業務は何かということをそろそろ整理をされた中で、やっぱり議会の本旨という意味で、議事機関でありますので、今出ておりましたように政策法務、あるいは調査し、それで政策提案するということからしますと、必要な研修などを充実して体制を整えておくということもありますが、今、出ましたように、政策法務、条例、そういったことが支援できる人材ということで、私は再任用も含めて、そういう経験をしている部署にいた方もいらっしゃるわけですので、検討する、あるいは議員研修で、例えばそういう先生のお話を聞きましたけど、外部アドバイザー的なものの方をお願いして、そういう契約をしながらやっているという市もありますので、やり方はいろいろあるにしろ、1つの私たちの立法の府という意味で言えば、そういったことが機能するようなことを、条例の中にも書き込まれているように、そのことがきちっとできるための配置ということは検討していく必要があるというふうに思っております。

それともう1つは、議会基本条例の進行管理は今こうやって検証しているわけですが、議会基本条例というのは持っていればいいということではなくて、それを機能させていくということが問われているというふうに思うわけです。そう思いますと、やはりそ

のことを議会事務局の中で仕事の1つというふうに位置づけ、今回もそうですけど、年間を通してどんなふうにそのことができているか、やれているかといったふうなことを一緒に見ていっていただきながら進めていくことがないと、議会基本条例に沿った議会運営、議会活動ということが議会の質、あるいは市民のそういったもともと求められている内容に対して応えていく大事なことだと思いますので、やはり議会事務局は議員にとって車の両輪という言い方ではあれですけど、そういう支援がないとなかなか機能しにくい部分もありますので、ぜひそういったことをして、年間スケジュールをつくった中でやっていくということをしていっていただきたいなと思っておりますので、そういったことも含めて考えていっていただけたらいいなというふうに思っておりますので、その他ということで、そういった機能を充実させるということで、仕事の精査も含めて体制を整えていくということがこれからは必要じゃないかというふうに考えております。

○林委員長

大河オブザーバー、これ、その他というのは、できていないというわけではないというふうに理解してよろしいんですか。

○大河議員

そうですね。現に私たちが今言っている中で、こういった資料をつくってもらったりもしていますから、そういう方向は見えているけど、やはり本格的にやるとなると、今やっているようなテープ起こしとか、そういうある程度、外注できる内容も私はあると思っていますので、先ほど雨宮委員さんがおっしゃったように、いろんな調査研究ですとか、そういったことをやっていただいたりすることとかを考えると、もう少し仕事を整理してやらないと、なかなかそこまで行けないんじゃないかというふうに思っているの、そこは少し私たちも今いろいろ検証していますけど、議会事務局のありようということも少し検証し、よりいい体制ができるように考えていっていただきたいなというふうに考えております。

○林委員長

わかりました。はい、二宮オブザーバー、お願いします。

○二宮議員

生活者ネットワークでは、2つ、こちらに書かせていただきました。おおむねできているというところで書かせてもらったんですが、議員の資質を高めるために、市民にも開かれた議会図書室の充実を図るというところで、市民の方にも議会にもっと関心を寄せていただくというところでも、議会図書室にある図書が、なかなか専門的なものもあつたりするので、そういうところで市民の方にも利用していただくような図書室ができるといいな

というふうに思っております、書かせていただきました。

私も政務活動費で調査研究というか、勉強をさせていただくという機会をいただきながら、議会図書室の活用というのが自治体によって進んでいるところもあるように聞いておりますし、議会事務局との議員と政策をつくっていくというところでの機能として、議員と事務局の両輪で進められているという自治体も、先ほど大河議員もおっしゃっていましたが、そういうところがあるということを知りました。私はそれを全く知らないところだったので、その勉強会に行くことで、そういうふうに議会運営がされているところがあるということを知りました。それはもちろん市民の益になるためにそういうことが進められていくということは必要であるというふうにそのときに感じたところなので、議会図書室の充実とともに、議会事務局と両輪として政策を進めていくということが充実していくことが本来というか、議会事務局の役割の1つでもあるということを進めていくことができたらいなというふうに思っております。

今現在も、もちろん議会事務局の方に協力いただいているところもあるわけなんですけれども、議会報告会なども本当にそうだなというふうに思うんですが、そのところを進めるということが必要。

また、現在の調布の議会図書室の中の図書の中にも、さっき見たら3冊ぐらいだったと思うんですけど、議会事務局の機能を使っていくことが、活用というか、議会事務局と議会がうまく機能していくための本が新しく図書として入っているということもあるので、ぜひそういうのも活用してというか、これからどういうことが調布にできるかということを考えていくことが必要だなというふうに思っているんで、そのこともお伝えしました。

2項と3項のところの内容については、議会への説明をすることというふうにさせていただきましたけれども、ちょっとこのところが私自身も議会事務局の方に説明をいただいたところなんですけれども、ちょっとこの整理というか、ちょっとわからないところがあるんですけど、今現在どういう状態になっているかということをお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○林委員長

それでは、二宮オブザーバーのお答えできる部分がありましたらお願いしたいと思えますけど。まず、事務局のほうで整理できる部分があれば。

○小林事務局長

では、事務局で整理できる部分についてお答えいたします。2の任免権を議長が行使するというのは、議会事務局の職員として市長部局から出向された場合、出向という言い方をしますが、そこで議会事務局のどこに配置するかという任免権は議長にある。だか

ら、議長がその任免権を行使をする。誰々を書記に命ずるとか、次長に命ずるとかという任免権は議長にありますよ、だから議長が任免権を行使するんですというのが第2項という。

○林委員長

二宮オブザーバー、よろしゅうございますか。

○二宮議員

わかりました。

○林委員長

それでは、18条について皆様から御意見いただきましたので、御発言いただいた内容につきまして、それぞれ質疑、意見の交換等をしていただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

私から、まず二宮オブザーバーのほうに、議会図書室の充実というのは、今、行政資料室とかもいろいろあるんだけど、議会図書室は図書室でさらにもっと本も資料も含めて充実させたいという意向なんですか。二宮オブザーバー。

○二宮議員

そのとおりでございます。条例など政策をつくっていくようなことをこれからしていくとしたら、人員の配置というところもそうなんです、議会事務局にその資料がそろっているということも、自分たちでもそれを研さんするために必要なのではないかとこのころで充実がされていくことが必要かなというふうに思っております。

ただ、スペース的に難しいのかなというのは思っているんで、今までも議会事務局の方がアンケートをとったり、そういう議会図書室の充実に向けて考えを進められているということは理解はしているところなんです、実際にはどういうふうにしていくかということとは、でも考えていく1つになるといいのかなという意味で申し上げました。

○林委員長

わかりました。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

大河さんにちょっと質問なんですけど、一番最後の行の最終的には条例に事務局としての機能に条例の進行管理へのサポートを明文化していくと書いてあるんですが、これは議会基本条例の条文として明文規定を入れるという理解ですか。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員



そういうことです。

○林委員長

雨宮委員、よろしゅうございますか。

○雨宮委員

はい。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

今、うちの厚生委員会で、もうお話をさせていただいていますけれども、条例化に向けて研究をしているわけですけども、年内に各幹事長さんに骨子をお届けする、見ていただく形をしておりますけれども、最終的には総務にあります法制課のほうに、本当にこの法案でこの条例が正しいのかどうか、文言整理等々はしてもらおう形を今進めています。

そういう中でも、厚生委員会の書記さんには本当にいろいろ御尽力いただいて、いろいろ日程等々やっただいていますが、余り事務局におんぶにだっこじゃいけないかなと。先ほど議会報告会の件でいろいろお手伝いいただいたみたいな話が出ていましたけど、本来は、私は事務局さんのお手伝いは受けてはいけないなと。要するに、議員で全部回していかないと意味がないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、あくまでも今後の調査とか政策等々での事務局さんのありようというのかな、そういうものがこれから充実されていくべきで、人的に労務的な部分は議員みずからが動いていくことが必要なのかなというふうにも思っていますので、今回、ここの部分で話すことではありませんけども、議会報告についても、もう少し形を変えて、議員みずからがもっと外へ出ていくというような部分で、事務局さんのお手伝いを必要としない形にもっと持っていかなきゃいけないかなんていうふうには思っております。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今の小林副委員長の発言は全くそのとおりだというふうに思っているんですね。あわせて、私が法務関係の部分の専任職員を配置すると言った意味は、例えば今、委員会の話がありましたけど、委員会単位でやる場合もあるし、議員個人単位でやる場合もあるし、あるいは議員のグループ、もっと言えば会派とか、どういう単位で調査活動をやるにしても、あるいは特に条例なんかを検討する場合には、さっきの運営何とかかんとかというふうな

話もありますけど、すぐれて専門的な内容であるとか、あるいは読み方であるとか、そういう意味での知見が必要になるから専門的な職員の配置が必要なんじゃないかなという意味なんです。

本来、議員がやらなきゃならない、いわば作業的なものを事務局の皆さんに肩がわりしてもらおうということは避けなければならないというふうに思うし、それから、特に調査事項なんかについて、さっき外部委託という話もちらっとありましたけれども、例えば大学の先生方とか、あるいは調査を専門にしているコンサルみたいなところへの調査委託ということもあってもいいんじゃないかなというふうに思います。そのことを通じて、むしろ議員自身が力をつけていくという側面も当然生まれてくるというふうに思っていますんで、それはちょっと補足的に発言でしておきます。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私の1つの外部委託というのは、作業的な部分で、例えば速記関係とか、そういったものは別に誰がやってもいいということになりますから、ただ、議会事務局も実は議会の法務のこともそうでしょうけど、議会改革しているいろんなことに対して、事務局としても勉強会に行っていると思うんですよね。ですから、やっぱりそういうふうにしてきたことが自分たちの仕事に——あるんですよね——生かせるような議会運営になっていかないと、お互いにうまく機能しない部分もあるんじゃないかと思います。

先ほど言った委託というのは、例えば所沢の議会なんかは、自分たちで調査項目があった場合、それを大学とかそういったところにあれして、報告をもらって、またそういうのを生かして議会で深めていったり、やったりすることもあるわけですので、もう少し専門の委員を置くということもありますけれども、そういった全体のアドバイザー的な部分で、例えばそういう大学と協定をしているところもあるでしょうし、そういう先生を置くというところもありますので、そんなふうな形でやっていくやり方もあるのと、あと図書館のことですけど、学会で国会図書館の——議会のいつも出ている広報のところにも書いてありましたけれども、その課長さんが、やっぱり図書館の広さということではなくて、図書館のいろんな機能ですよ。例えばいろんな検索の仕方やいろんなことも含めて、そういったお話をしてやれば、もっと深く活動に生かせることがたくさんあるんだというふうな話を聞いたりしたので、例えばそういう勉強会を議会の中でもやったりしながらしていくということも1つはあるのかなというふうに思います。

○林委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、私のほうからまとめさせていただければと思いますけども、皆様方から御意見を聞いていますと、まだまだ課題を整理してやっていきたいこと、やるべきだという意見はいろいろと多いかというふうに思いますけども、一定の事務局体制として、事務局はもちろん一生懸命やっていますし、一定のことは十分できているというふうに理解しているところでございますので、ここは一部できているという形でまとめさせていただきたいと思いますけども、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、第18条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、一部できているという形で決定をいたしたいと思っておりますけども、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたしたいと思っております。

それでは、続きまして第19条、第7章、政治倫理に入ってまいりたいと思っております。

それでは、各会派の皆様による評価の理由、考え方について、順次御発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

これは、今、非常に難しい時代になっているところだと思います。そういうことは、難しい時代ではあっても、やはり議員は4年に1度選ばれてきているわけです。その中で、有権者の方も責任を持って選んでいただいているのかなと思いますから、ある意味では議員としての品位とか、そういうものについては、見方はいろいろあるとは思いますが、批判を受けられないような形の人が出てきているのではないかなというような形での議論がありました。

その議員個々の見方は、先ほど言ったように、市民の方の評価も、当選はしているけど、どうなんだろうというような意見も、私自身にもそういう目が向けられているかもわからないですし、ただ、当選している以上は責任を持ってやっていくということが一番大事なことなんではないだろうかということで、おおむねよろしいのではないかなというようなところで我が会派はまとまったところでございます。

以上です。

○林委員長

続きまして、丸田委員。

○丸田委員

こちらは政治倫理を問うもので、理念的なものが明記をされている部分です。市議会の政治倫理に関する基準等を定める規則をまた別基準で定めているところがございます。これを見ましても、何とかねばならない規定、または何とかすべき規定というのがあります。これをどう捉えるかというのは、やはりそれぞれ個々の資質も問われている部分だと思います。

とはいえ、やっぱり国政的に見て、また、よその議会的に見ても年に1人や2人、あり得ないようなことをしてしまうので話題になる御時世ではございますけども、私たちはここにきちんと掲げられている理念をどのように目指していくかという部分ですので、これは文書的にもすぐれたものができているのではないかなと思います。これをどう取り扱うかは個々の資質というところで、私たちに求められている部分なのではないかなというふうに考えています。

ということで、こちらの規定に関しましては、おおむねできているのではないかと、そういうふうに判断をさせていただきました。

以上です。

○林委員長

ありがとうございます。はい、小林委員。

○小林委員

私どもは、政治倫理については満点というおごったという言い方は変ですけど、そういうふうには捉えたくないなと。絶えず70点、こういうものをつくって、やはり80、90目指していこうという思いがないと、どこで足元をすくわれてしまうということも多々あるのかなというふうに思っております。議員の時代だけで、この政治倫理が4年間全うできるということだけではなくて、終わった後も一市民として議員だったということを踏まえながら、絶えず政治倫理については思っていないといけないのかなというふうに思っているところであります。

ということで、私どもは絶えず一部できていると（「常に」と呼ぶ者あり）、常に、そういうふうに捉えております。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

政治倫理に関する基準等を定める規則、それは左の欄に出ていますように、制定時期が平成26年12月16日ですから、ちょうど約4年前ですよ。議員の選挙じゃありませんけども、4年たったから、この規定自体を改めてもう一度見直していくことによって、さらに倫理性を高めていくということでもいいのかなというふうに私どもは思っています。

以上です。

○林委員長

続いて、オブザーバーの方々もお願いできますか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私は、そこにも書いてありますように、今日的には特にハラスメント、セクハラが特に多いわけですがけれども、近隣ですがけれども、議会でそういうのを条例で定めたところもありますし、新聞でもいろいろ、特にハラスメントでもパワハラもありますけど、セクハラですよ。特にハラスメントというのは人権侵害でありますし、そういったことが私どものような業界にあるということは、そもそもをもってあってはならないことですが、今、雨宮委員さんもおっしゃいましたように、ここに別途定めるということで、規則が26年12月ということですがけれども、そういったことからしますと、やはり今の時代に女性議員もふえておりますし、いろいろな全体の中で、世の中でもいろんな政治家の中で、いろんなハラスメントが起きている中で、私は、あるからあるというよりも、私たち自身の1つの戒めとして、やっぱりそういうことはしてはいけないというふうに私たちは自覚してこういう仕事に携わっていくという意味も含めまして、そういった1項を条例の中を書くか、それとも規則のところに具体的に書くかは別としまして、それは書くべきではないかなというふうに思いまして、特に今ここに書いたように、そういったことも含め、今の時代、私たちが気をつけなきゃいけないものは何かというふうなことが社会の中でも問われている部分があれば、そのことを逆に先取りして、そういうことは私たちの中でも大事なことだと思うので、きちんとないようにしていきますという1つの宣言も含め、私はあるべきではないかというふうな見解を持っております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私もその他のところにつけさせていただきましたが、今日の社会状況というところで、今、ハラスメントについては、本当にことしはハラスメントの年というぐらい、いろいろなことがございまして、先ほど出ました近隣の市で条例ができたんですけど、でもその中

身は一体、本当にどうだったんだろうかということが、議論が分かれるような難しい部分もあるんですけども、だからこそ、それを今の時代としてきちんと議論していくということを、どういうことを考えていくかということを考えていくことをしていくべきだというふうに思っておりますので、この社会状況を踏まえてというところの見直しが必要と考えます。

また、第三者評価も入れるなど、議会みずからの議会活動を評価する仕組みも構築していき、評価シートを使うなど、そういうものを活用して検証していくということが行われると、その内容を市民にまた明らかにしていくことで、私たちの議員の活動としてどういうことが考えられているかということ、また、私たち自身がそれをきちんと考えていくことが必要であると思ひまして、このように書かせていただきました。

○林委員長

ありがとうございました。それでは、19条につきまして、皆様方からそれぞれの意見についての質疑、意見等のやりとりがございましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。はい、小林委員。

○小林委員

セクハラ、パワハラ、これは男性、女性にかかわらず、期数がふえてくるにつれて、例えば職員に対するそういう議員としての権力みたいなものが使われやすい、そういうものが出てくると思ふんですよ。やっぱり職員は、どうしても議員に対しては低姿勢で来るわけですけども、なかなか自分の思ったような答弁が返ってこない、それに対する恫喝という言い方は失礼な話かもしれないけれども、それはパワハラになるわけですよ。そういうものを一人一人が持たない、抑えるということを、しっかりこの政治倫理規定があることによって一人一人が絶えず、これを私ども議員間で訴えていくというか、監視していく部分が必要なのかなというふうに、私は今いろんなケースを見聞き、職員さんともいろいろ話しますが、そういう場はありますが、心配する部分も非常にありますので、この辺のところはもう少し個々が自覚を持っていかなきゃいけないなというふうには思っております。

以上です。

○林委員長

ほかにいかがですか。はい、大河オブザーバー、どうぞ。

○大河議員

今、小林副委員長さんもおっしゃったように、やっぱり議員というのは1つの権力のところにいるということも逆に言えば言えるわけですよ。ですので、私は本当に自覚しな

がらという話もありましたけれども、やっぱりそういう意味でも、共有していくという意味で言えば、まさに議会基本条例をつくった意味が、私たちは政治倫理に対してしっかり考えてやっていくんだということを明らかに宣言していますので、規則の中でも結構ですけども、やっぱりそういったところにはっきりハラスメントということに対しても十分認識しながらこの仕事を誠実にやっていくということは、私はあってしかるべきではないかなと思います。今回は検証ですけども、ぜひこれをした検証が、次のこういった場のところで、検証して終わっちゃうと困るので、この次に、やっぱり議運というような場所でしょうか、今回出た評価の結果というものを具体的に形にしていくという中での1つとして、今言いましたようなハラスメントというのは、ぜひ織り込んでいただきたいなというふうに思っております。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

今、審査をしているのは議会基本条例の規定事項に関するということで、こちらの政治倫理に関して出てきているのが、政治倫理に関する基準等を定める規則が取り組み状況ということで、4年前にこういうものを新しく制定をしたということがあります。今の皆様方の話をお伺いしていると、やはりこちらのほうも今回同様、見直しをしていくということを考えていくというのはいい機会ではないかなというふうに考えました。

ハラスメントもそうですけども、いろいろな立場のことを考えて、人権に対してどこにも一言も、私たちは人権をというところが入っていないのかなというふうに思ったので、ハラスメントもそうですけども、全て人権、一人一人の個人を大事にするということで、人権という単語が入ってもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

皆様方の御意見を拝聴しておりました。そもそも本来であれば、選挙で選ばれている私たちは、議員としてこの議会基本条例が、また規則があろうがなかろうが、第1項に書かれているように、きちんとした1項で全てが包括されているという見方もあるのかなと私自身は思うところですけども、ただ、時代によって常に見直していくという考え方も、先ほど小林委員からもお話もございましたし、皆様方からの御意見等もございましたので、

その辺も含めまして、一部できているという形でまとめていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、第19条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、一部できているということで決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、本日の協議はここまでといたしまして、第20条の評価につきましては、次回以降、引き続き協議をしてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。



平成30年12月13日 議会運営委員会

○林委員長

委員会を再開いたします。

続いて、日程4、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。本件につきましては、前回、第18条、第19条の協議を行い、議会としての評価結果をまとめたところでございます。評価結果と協議の中で議論がありました今後の課題等につきましては、お手元に配付させていただいております検証シート右端の欄に、前回同様、ポイントを絞り、整理をさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、本件につきましては御了承ください。

続いて、早速協議に入ってまいりたいと思いますが、今回は第10ページの20条からになります。

初めに、各会派による評価の理由、考え方について順次委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。渡辺委員。

○渡辺委員

非常に話題になった政務活動費でございますが、私どもでは、個人がこの政務活動費を使うというような形を使っておりませんので、会派で一括して政務活動に使わせていただいているという形をとっております。ですから、非常に明瞭な形で報告もさせていただいておりますので、そういう点からおおむねできているということで評価をさせていただいたところでございます。

以上です。

○林委員長

続いて、丸田委員、お願いします。

○丸田委員

私も創政会さんと同様で、チャレンジ調布21も、会派構成員が7名おりまして、個人への支給ではなく、会派の支給ということで、会派の中で妥当性を探りながら使用しています……、そうですけども、基本的には会派に出させていただきます。それで、会派の中でちゃんと整合性をとりながら、もちろん個人にも市政報告等々では使わせていただいておりますので、だから、会派の中でちゃんと公平に、妥当性を持って使用をさせていただいているところです。だから、この政務活動費に関しましては、非常に神経を使って使わ

せていただいているところでございます。もちろん市政に必要な調査をもとに、また自分たちの活動報告等々に使わせていただいておりますので、今話題のものではありませんけれども、調布市においては多分妥当ではないかなと思うんですよね。

済みません、会派としては妥当に使わせていただいておりますので、おおむねできているということで。

○林委員長

続いて、小林委員、お願いします。

○小林委員

私どもについても、おおむねできているので評価しておりますが、ただ、市民の皆さんの中には、例えば書籍を購入するのはいかがなものか、それは公の、市の図書館にそれはあるんじゃないですかと。なぜそれを買うんですかとか、住宅地図は事務局にあるのになぜ会派でというところまで御指摘をする方もいらっしゃるんですよ。非常に政務活動費の使い方については、私どもは厳しくやっておりますので、指摘されれば一切使用しないという中で、非常に多くの戻しというか、使わなかった分については当然戻さなきゃいけませんので、しっかり戻させていただきますが、なかなかやっぱりいろんな市民の方の考え方が違いますんで、非常に私どもも苦労しながら支出をしているというのが現実ですが、今どこからも、変な話、逆に言えば後ろ指さされないようにしっかりと私どもがチェックを入れながら、厳しく支出についてはやっているということでございます。

以上です。

○林委員長

雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

政務活動費が話題というのか、問題になるとき、幾つかの要素があると思うんですよ。1つは、飲食に使っているかどうか。それから、さっき書籍の話がありましたけれども、どういうふうなものが購入されているか。それから、3つ目には、いわゆる何に使っているかの公開ですよ。多分この3つぐらいなのかなというふうに私は認識をしているんですが。

まず、飲食については、調布の市議会では一切認めていませんよね。これはどの会派どうのこうのじゃなくて、市議会として認めていない。それから、公開についても、もう何年も前から、領収証のコピーじゃなくて原符を添付して事務局のほうに届けている。それも公開をされている。この点でもクリアされている。それから、書籍等の購入物で、例えば本で言えば、表紙をコピーして報告書に添付するということがとられています。何か随

分昔か、かつてには週刊漫画誌を買っていたような議員さんもいたみたいですけど、そういうことは今、一切排除されている。

ほかにも何点かあるかもしれませんが、今、世間的に大きな問題になっているこの3つの問題については、調布の市議会では、会派を問わずクリアされているというふうに私は理解しております。ただ、じゃ現状、年額1人当たり30万円という活動費が、今日の時点で見たとときに、ふさわしいかどうかという議論の余地はあると思っています。だから、そういう意味で言うと、結論としてはおおむねできているということです。

○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々もお願いしたいと思いますが。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

まず最初にですけれども、調布市は個人に出しているのではなくて、会派に対して支給ということで、つまり1人であっても会派で調布は認めておりますので、したがって、会派支給という形をとっているということでもあります。そして、今言いましたように、書籍等につきましても、どんな内容が政務調査費としてふさわしい書籍であるかということは、基本的に調布は事務局もそういったものを見、そしてさらに、表紙も全部コピーをとってつけておりますので、市民の方も見ていただければ、議会の中でやりとりする、今、意見書には国のものもありますから、さまざまなジャンルで私は必要な部分があるというふうに思っております。

また、私で言えば、いろいろ勉強会に行ったりしても、移動のお金とかは一切載せてごさいませんが、ただ、内容によりまして、前の議会改革のときに、私ではありませんけど、ほかの会派の方が、報酬は別として、もう少し議員の本来の活動費である政務活動費は見直して、充実していく必要があるんじゃないかと言ったのは私は記憶をしております、それでやはり内容を明確にして、資質向上や質問の内容の質を上げる、そういった内容のことでいきますと、先ほども言いましたように、やはり視察もあるでしょうし、いろんな書籍もあるでしょう。さまざまなことからしますと、なかなか今の範囲内でやっていくのも大変な部分も私はあるんじゃないかなというふうに思いましたので、その余地はあるのではないかなというところを書かせていただきました。

ただ、私個人で言えば、おおむね今の額の妥当性については、そうなのかなとは思っておりますけれども、調布は全体の、よその市から比較しましても別に多いわけではありませんし、むしろこういった内容を充実させて、もう少し調査研究してやっていこうというふうな動きもあるわけですので、そういう意味では、検討する余地があるのではないかな

という問題提起だけはさせていただきたいと思います。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

政務活動費で収集した先進自治体の情報など、資料なども含めて各種学習会で得た知見を市議会のホームページで公開するということを生活者ネットワークとして出させていたんだんですけども、まだホームページで公開していない報告というものがあると思うので、そういうところも含めてホームページで公開して、市民の方にこういうことを学んできた、こういうことが先進自治体では行われている、私たちのまちでも参考にしていくために得たものを共有するということで、ホームページの公開をすることを求めています。書いておきました。

○林委員長

ありがとうございます。それでは、第20条について、皆様からそれぞれ御発言いただいたところですけども、内容等につきまして確認、また御意見、質疑等ありましたらやり取りをしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

これは感想みたいな発言になるんですけど、先ほど小林副委員長が、書籍等の購入物についての市民の厳しい声があるということがありましたけども、調布の議会の場合には、購入者の会派、あるいは購入者本人が精選する上に、事務局のほうでもフィルターがかかりますよね、妥当かどうかという（「そうなの？」と呼ぶ者あり）。かかるんですよ。出したときに、この本は政務活動費には当たらないというところではねられるというか、要するに適用されない場合もあるみたいなんです。担当者に聞くとね。

だから、そういう点で言えば、調布市議会としての妥当性というか、ふさわしいかどうかという判断、フィルターは、議運がいいのか、どこがいいのかはともかくとしても、そういう機能はさらに充実させていってもいいのかなというふうに、今後の課題としては思いました。

○林委員長

今の件について、事務局のほうでフィルターというか、事務局からこういう基準というか、意見を出していただけるということなのかな。その辺、最終的には議員それぞれの会派で判断するという事になっているんですかね。たしかその辺、事務局のほうでこれはだめよ、いいよという話にはなっていなかったのかな、どうか。ちょっとその辺、わかる範囲でお答えいただけますか。はい、局長。

○小林事務局長

事務局のほうで各会派のほうに、政務活動費の支出の手引を毎回最新のものに改定したときに、会計担当の議員の方中心にお渡しをして、これが一般的に言われている判例なんかも含めてその中に出していただいていますので、私ども、それを基準にして運用していただいているというふうに思っております、もし私どもが出しているガイドラインから外れるようなものがあつた場合には、最終的には会派や議員さんの御判断になりますけれども、グレーな部分がございますよというようなことは、意見として言わせていただいているという状況で、ただ、今の御意見、皆さんありましたように、事務局としましても非常にクリアに運用していただいているという理解はしております。

ただ、私どものほうから、これはだめですよと言うといいますか、非常にグレーですよということは言わせていただきますけれども、最終的な御判断というのは、やっぱり議員さん御本人になりますので、そこはその旨も含めて言わせていただいているという状況であります。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。はい、小林委員。

○小林委員

これは市民からの議長宛ての手紙だったか定かではないんですけども、先ほど言いました市の図書館にあるものを政務活動費で買うことがどうなのかと。それをあそこから借りてきて見ればいいんじゃないのというような指摘がたしかあつたような気がするんですよ。市民の皆さんはいろんな方がいらっしゃるんで、いろいろ御指摘をされてしまうとなかなか、じゃ、こちらで購入して、それを活用しようと思つても、じゃ、図書室へ行って、例えば1週間なら1週間見るというようなことになりかねないので、線引きというんですか、その辺が苦慮しているというのが、図書だけじゃありませんけど、そんなふうに感じたので、非常に市民の皆さんの考え方がいろいろたくさんありますので、御指摘をいただかないように私どもは使用していると、使わせていただいているという形で今やっていますのでということでございます。

以上です。

○林委員長

ほかに。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今の意見というか、感想に関連するんですけど、将来的な課題とすれば、例えばそのの

中央図書館とオンラインで書物の検索ができて、あれば、そこで借りられるというふうなことがあってもいいかなと思ったり、それから、直接購入図書ではないんですけど、あそこの公文書室があるじゃないですか。あそこは結構いろんな資料があって、非常に議会ごとに役立たせてもらっているんですけど、期限が一応あるんだけど、借りっ放しなんてところがあったりして、それはまずいんだけど、一応2週間ぐらいは借りられるんですよね、あそこの資料については。だからその、いわゆる公の図書館の場合だと、やっぱり日数が限定されると思うんですよね。どのぐらいかはともかくとしても。

だから、やっぱり議会準備や何かという形での資料の借り出し、貸し出しという点で言うと、公文書室の資料の貸し出しの仕方というのが非常に合理性があるというか、我々にとっても、議員の側にとっても使い勝手がいいなという感想はありますね。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

図書館どうのというお話もありましたけど、例えば今回の議員提出議案の中に消費税の問題、保育の問題、学童、認知症、プラスチック、本当にさまざまあります。そうしますと、そういったことについて、やっぱり借りてきた本に線を引くわけにもいきませんし、例えば一般質問をそのときしなくても、その次にするということがありますから、私は議員としてのしっかりとしたバックボーンがある中で発言をするということになれば、やはり手元に置いて、きちんとそれを学んで、そして反映するというのが本来の趣旨でありますし、そのために税金の政務調査費というのがあれしているわけでありますので、それは逆に言えば、議員として理解を求めていくべき内容ではないかなというふうに私は思います。

やっぱり今あるいろんな、それこそ地方自治に最終的には必要かもしれませんが、なかなか勉強しないとわからないようなものや、エネルギー、いろいろありますよね。そうしたときに、どうやって学ぶかという、もちろん講演会に行くということもありますし、でもやっぱり本で読んだりとか、議員はさまざまなことをしていかないと、これからの議員活動はなかなか市民の負託に応え切れない部分が逆に言えばあるんじゃないかなというふうに私は思います。

また、議会に来ている今の学習会の金額も、講座もなかなかいいお値段もいたしますし、議会に講師を呼ぶのにも限界があります。そういうことを考えますと、いろんな陳情にしる何にしる、とにかくどこまでも限定する話でもなくて、広がりがある中で、やっぱり求められるものも非常に近年、議員に対して幅広いものを求められております。

私は、そういった意味からは、政務調査費、書籍も含めてですけども、充実した内容でないと活動し切れない部分があるのではないかなというふうに、逆に言えば思っておりますので、表紙もついておりますから、指摘されれば十二分に応えられる内容だと思いますので、これはしっかりと支出していくべき内容だというふうに私は理解しています。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

今の大河議員の意見が本当にそうなんですけども、講演会とか政治スクールとかに行くと、講師の先生のお話を聞いて、資料ももらって。でも、その講師の先生が、僕はこの本を書きましたとか、この本に内容が載っていますとかというと、あの本も読んでみたいなと思うことがいっぱいあります。2万とか3万とか研修費を払って行って、本を2,500円とか買って、具体的な話ですよ。買ってくるんですけども、うちは書籍はみんな出していないしなというのは、自分の中のフィルターの中で出していない、研修費だけ出すみたいな、そういう状態を会派の中で私たちも続けています。

大河さんのその本見てもわかるように、借りた本はもちろん線も引けないですし、附箋を張るということもできませんし、ましてやタックを張るなんていうのも絶対できないことです。やはり自分の手元に置いて、使いたい資料というのは地図も含めて、本当は地図も欲しいところではありますけども、含めて本当は欲しいものを、やっぱり私たちはこういうものが必要なんだということは声に出して言うべきではないかな、そして理解をしていただくべきではないかなというふうに思います。やっぱりいただいている政務活動費は、政務活動のためにしっかり生かしていくべきものだとして理解をしているところです。

以上です。意見です。

○林委員長

ほかにございますか。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

大河さんや丸田委員がおっしゃったとおりだと私も思っています。やっぱり私たちは、今このことが知りたいということが結構あるんですよね。そういうことがあるときに、図書館に行くとか、結構図書館に行ったって20分、30分かかるんですから、そういうことをいろいろ考えると、やっぱりその辺はぜひ市民の方にも理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

やっぱりいろんなとり方をされる市民の方もいらっしゃるの、例えば議会報告会等々で、こういう議題を逆に投げかけて、どう感じていらっしゃるのか、やはりそれは聞いてくるということも必要なのかなと思いました。

何でもかんでも必要だから買うんだという形、当然そうしたいのはやまやまだと思いますが、例えばそれは個人のもになってしまうことになるんですね。それは税金でそういうのはどうなのかなと。どこまで認めるのという話になっちゃうので私は……。それは当然、今、皆さんがお話しされたことも全然否定するものではないですけど、本当に一市民がもし聞いたとすれば、それは税金じゃないですかというふうに捉えるんじゃないのかな。その辺がもう少し、私と皆さんとちょっと乖離があるかなと。私はちょっとその辺があるんで、もう少し市民の方にももっと聞いてみたいなど。

説明すればいいと。それはそうなんだけど、なかなか政務活動費が今いろんなところで言われているときに、なかなか難しいものかなというふうに私は思っています。

以上です。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

今、取り沙汰をされている政務活動費の使い方について、行ってもいない出張を行ったことにして出しているとか、飲食に使っているとか、本当にそんな使い方しているのかというようなニュースを聞くわけです。それを私たちは見ながら、うちじゃあり得ないみたいな。もちろん税金です。私たちも税金をいただいて生活もさせていただいているので、もちろん税金なんですけども、その税金の生かし方として、いわゆる問題になっている政務活動費という使い方と、私たちがそれぞれ個人で活用している使い方というのは明確に違うということは認識をした上で、やっぱり主張もしていくべきではないかなというふうに考えております。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

まさに今もおっしゃっていましたが、調布の市議会の政務活動費の使い方という



か、運用の仕方というのは、基本的には先ほど来ずっと出ているように、公明正大、クリアさが担保されているというふうに思うんです。

それから、その上で情報や資料の入手の仕方、これは多様性があるといいと思うんですよ。図書館を使うのもいいし、図書館へ行ってもなかなかない資料もありますからね。その場合には買わざるを得ない。だから、そういう多様性をお互いに認め合った上で、厳正な、必要最小限の情報や資料の収集に努めるということに自覚的というか、それぞれの議員が、あるいは会派の皆さんが、そういう姿勢で臨んでいけばいいのではないのかなというふうに、私は今、議論を聞いていて思いました。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も必要があるので、図書資料を購入しており、それは、例えば勉強会などに、研修などに行ったときにしか手に入らないものもあつたりするんですね。たくさん資料がある中で、本当に自分が欲しい資料というものを本当に厳選して、幾つか欲しいけれども、でもこれは税金だし、政務活動費で購入したいというふうに思ったときに、そこはいろいろな部分でブレーキがかかったり、自分でこれは適正かと、いつもいつもそのことを判断しながらそういう資料を集めているというのが、自分が活動している中でずっと行っていることです。研修に関してももちろんそうです。

それを今、いろいろな自治体の問題とかがあったときに、やはりそういう目で議員がいつも見られているということは本当に自覚をして、活動や行動していかなくてはいけないというところが倫理というところでもあると思うんですけれども、そういうことを持ちながら、でも、自分のまちがよくなっていくための活動としてこれが必要であるということは思っているということをなかなか市民の方に説明するのは難しいところなので、難しいことではありますが、やはり議員は責任を持って、そういうことは常に考えていかなくてはならないと思いますし、そのことによって得られる資料やそういうものが後退してしまうような、もし状況になったとしたら、それは市民の方にとってもマイナスなことでもありますし、そのあたりは大変難しいとは思いますが、そのところはしっかりと私たちが主張していく、理由をきちんと述べながら、市民の方に理解していただくことをしながら、今後もそれはやっていくべきことだと思っています。

調布市ではそういう飲食が禁止とか、先ほどもありましたが、そういうことが厳しくあるなというふうにも思っていますので、引き続きそういうところはアピールしつつとか、持っているということが必要なのかなというふうに思っております。

○林委員長

はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私は、小林副委員長さんがおっしゃったことの1つは、なるほどと思ったのは、市民の皆さんは自分の感覚で見えていますから、議員活動全般を通してどんなことを、例えば議案に出ているとか、いろんな活動は意外と見えないと思うんですね。ですから、議会報告会の際に、例えば政務調査費を各会派いろんな使い方はありますけれども、こんな考え方で、例えばこういうことがあったとき、こう思っているの、こういうのを買っていますというあれじゃありませんけど、議員の活動のいろんなことですよ。内訳が、皆さん、自分の範囲でしかなかなか理解できないと思うので、議会報告の中の1つに視察のこともありますし、こういった研修に行ったりすることや、いろんなことも含めて報告したり、説明したりする必要があるのかなと。つまり、ホームページにはかなりいろんなことが出ています。本の表紙も出たりいろいろしているけれども、そこまで見る人はなかなかいっらっしゃらないし、全部を見るなんてましてやしないと思いますから、今後ということですけども、議員の活動ということの側面を伝えるようなことができれば、もう少し議論をしたり、理解もしていただけるようになるのかなと思いましたので、これは1つの課題として、議会報告の中の内容も、単にその議会であったことだけではなく、議員の活動そのものについてもう少し理解しているもらうということも大事なことになるのかなというふうに、逆に言えば思いました。

これは意見でございます。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

今ここで各幹事長さんとやりとりをしていますけれども、本来は28、今27ですけど、全員がそういう思いで政務活動費の取り組みをしていかないと、1人の人が間違った使い方をすれば、調布市議会がという形になるわけですよ。全部が同じふうに見られてしまうという。

来年以降、また体制が変わるわけけれども、そういう中で、このメンバー、コアなメンバーだけ、それ以外の、各会派の幹事長さんが責任持ってやっていると、思いますが、本当に一人一人がこういう、特に政務活動費についてはしっかり議員間で勉強していかないと、1人でも間違った形になれば大変な話になってしまいますので、この辺のところを今後も訴えていかなきゃいけない部分なのかなと。

さっきも言いました、いろんな考え方の市民の方もいらっしゃいますので、我々議会人が律して、一人一人を逆に言えばみんなで見えていかないと、大変なことになった後に言っても、やはり取り返しのつかないことになると思いますので、その辺は今後も全体の中での議論もやっぱりやる必要があるのかなと思いました。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

今の副委員長のお話を聞いていてなるほどなと思ったのは、4年ごとの改選期のスタート時に、全議員を対象にした、例えば政務活動費についてのそれこそ研修みたいなことをやってもいいかなというふうに思いました。議会としてね。

今ここで議論されたり、事務局のほうからも助言というか、あった内容を全議員に周知徹底して、その線に沿って実践、実行に移していくというふうなことの機会をつくってもいいかなというふうに感じました。それは次のときに検討すべき課題かなと思って、できれば申し送ってもらってもいいのかなみたいな気がしますけどね、個人的にはね。

○林委員長

ほかに。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

活発な議論、ありがとうございました。委員長として今拝聴しておりまして、この件については、今後というか、将来的によりよい形、ベストな形にすべく、必要に応じて、今、皆さん方からいろんな意見が交わされましたけれども、さまざまな課題等について検討する必要はあるのかなというふうに思いました、しかしながら、現状については、先ほどから事務局からも、客観的にごらんいただいている、非常にクリーンな形だというお話もございましたけれども、現状の中ではしっかりと取り組まれているということもございますので、皆様方共通しておりますけれども、おおむねできているという形で取りまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

よろしゅうございますか。それでは、第20条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできていると決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

続きまして、第21条の協議に入ってまいりたいと思います。それでは、各会派による評価の理由、考え方について委員の皆様方から御発言を順次お願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

非常にこの定数については、難しい部分があるのかなと私は思っております。今、定数28で、今1名減の27人ですが、本当にこの人数でいいんだろうかと思うときもあるし、ちょっとと思うようなときも本当にあります。ですが、法定定数はかなり少なくなっている状況の中で、いいのかなというような状況で、多目ということになっております。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

議員定数についてでございますけども、大河委員もおっしゃっておりますけども、私たちも市民がふえている中、議員定数が減っているところでございます。人数の削減ということで減らしていくことももちろん必要というか、検討することはありなのかもしれませんけども、やはり市民の代表として意見を言うには、それなりの人数が、23万人の市だったら必要なのではないかなというふうに考えます。ということで、我がチャレンジ21会派は、現状でおおむねできているのではないかというふうに判断をさせていただいているところでございます。

○林委員長

続きまして、小林委員。

○小林委員

私どもは、その他に印をしております、下段の参考人制度、あるいは公聴会、この辺の活用がまだされていないということで、その他にしたというふうに思っていますが、定数については、基本的に30から28に削減をして、地方に行けば議員のなり手もないということも聞き及んでおりますけども、調布市議会については、そういうことはないのかなと。我こそはという人たちがたくさんいらっしゃるというふうにちまたで聞いておりますので、現状いいのかなとは思いますが、ただ、市民の皆さんがどうお考えになっているのか。多いよという話なのか、その辺のところもやっぱり聞いていかなくちゃいけないのかなと。今の数が何でもかんでもいいというわけでもないのかなというふうにも私は思っ

おりますので、その辺のところをしっかりとまた議会報告会等々で皆さんから聞くこともいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

次の22条の議員報酬と21条の議員定数は、私は恐らくセットなんだろうなというふうに思っているんです（「セットですか？ これは」と呼ぶ者あり）。ワンセット、考え方よ。議員定数については、日本の政治史の中で、大きな流れとして減らせ減らせの号令がかけられた時期がある。今はちょっと下火になっていますけど、一時期ありましたよね。それで、結論的に言うと、議員を減らし過ぎて議会自体が成り立ちにくい、あるいは議論が成り立ちにくいという実態が現にあらわれているところもあるみたいですよ。

この間、調布市議会も含めて何回か議員研修で、いわゆる学者、有識者という方たちの中にも、議員定数を単純に減らせばいいんだという論には立たないということを主張されている方もいるように、やっぱりこれだけの人口というか、市民を抱えた自治体のありようとして、本当に28人でいいのかという私は個人的には疑問を持っているんです。かつ、30人から28人に2人定数を減らしたときの人口と、今はもっとはるかに人口自体がふえているわけじゃないですか。だから、そういうことを考慮したときには、やっぱりすぐに1人ふやせ、5人ふやせなんて言うつもりはないんですけども、定数については、やっぱり立ちどまって再検証していみる必要があるんじゃないのかなという思いは持っています。だから、そういう点ではおおむねできていると言ったら、そういう意味合いも込めておおむねという評価をしたんですね。

以上です（「報酬は？」と呼ぶ者あり）。報酬は後で言いますから。

○林委員長

会話しないでください。続いて、オブザーバーの方、お願いします。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私はそこにも書かせていただきましたけれども、定数が30名あったのが2名減らされております。そして、28になったわけでありますが、例えば東京都の26市の中で28人という、立川が18万で28人です。三鷹が18万で28人です。そして、隣の府中さんは25万9,000で30です。小平は28名でやっぱり19万ですね。そして、西東京が20万で28です。こういったのを見ますと、1人当たりの市民を代表している人数が26市の中では際立って多

い。つまり、議員数が少ない実態があるということは、やっぱり市民の方にも知っていただく必要があると私は思うんですね。やっぱり多様な市民の意見を代表していく議会という中で、話とすれば、人数が少なければより効率のいい議論ができるという話ではないわけですから。それと、数の妥当性ということでも、我が市は極めて少ない人数で、逆に言えば、いろんな問題を話し合っているということなんです。

それと、書かせていただきましたけども、やっぱり委員長が司会進行されますと、結局残るのは6名です。その中でやりとりをするし、場合によっては副委員長さんが補佐のほうにあれば、発言を少し控えられるということにもしなつたとすれば5名になりますし、議長とかいろんな方が入っていたりする場合はまたさらにとということからしましても、これからは自由討議にして、活発に議論してそういったことをやっていかなきゃいけない議論の府であります。そういう意味で言っても、最低限議論ができる数というので言えば、今、委員会のそういう専門的なあれている先生からも、6名は最低必要だという話もありますので、そういったことからすれば、調布はぎりぎりだということなんです。

ですから、私は、おおむねできているというふうには書きましたけれども、まだ人口増もしている中、むしろ考えるべきは、ふやすことも視野にあってもいいのかもしれませんが、少なくとも減らすという段階ではない。減らすような構成の議会の数ではないということは、逆に言えば、調布の議会として市民にしっかり発信していてもいいことではないかなというふうに私は思っております。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

今議論されたことはとても大事だなというふうに思っています。やはり議員が信頼をされないような状況が今世の中にいろいろなところであるのかなというふうに思ったときに、どうやって市民の方に私たちは信頼していただいて、安心して、その市民の代表としてその合議体の中で議論がされているかということをも市民の方に理解してもらおうというか、信頼していただくためには、やっぱり減らすことだけがベストではないということをも、今ここで話されたように、そういうことを市民の方に伝えていくということが必要なのではないかなというふうに思いました。

一見見ると、やっぱり議員の報酬というものが、国会議員とかもすごく高かったり、今も議員の控室が何とかという議論というか、そういう状況がある中で、やっぱりいろんなふうになっている市民の方がいらっしゃるところで、調布の市議会としてどういうふうになっているかということも伝えていくということも必要なかなと思うと、きょう

のこの議論というのはとても大事なことだなというふうに私は思いますので、それを伝えていく必要があるというふうに考えています。

○林委員長

ありがとうございました。それでは、21条につきましても、皆様から御発言いただいた内容につきまして、それぞれ確認、質疑等ありましたら挙手をお願いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

質疑というんじゃなくて、補足的な発言になると思うんですけど、議会棟に入ったところに議員の出退表があるじゃないですか。あれ、36なんですね。もともとは36人の定数だったんですよ。それがどんどこどんどこどんどこどんどこ減らされて、今28になっている。じゃ、23万の人口を抱える、全国的に見れば結構大きな都市ですよ。都市の議会として28人でふさわしいのかなという疑問は、私はさっきも言いましたけど、強いものとしては持っています。ですから、ここでの発言の共通している内容としては、減らすだけが全てではないというような趣旨も発言もかなりあったと思いますんで、そういう逆のベクトルを持った考え方も視野に入れながら、今後の課題に据えていったらどうかなということを、この議論を聞いて感じました。

以上です。

○林委員長

逆のベクトルというのは、ふやすということですか。

○雨宮委員

そうそうそう、それも視野に入れて。

○林委員長

ほかにどうでしょう。はい、小林委員。

○小林委員

あともう一点、定数と報酬の部分になるんだけど、他市の視察等々を行うと、どうしても市長と議員との報酬の比較、これに歴然とするんですよ。調布の場合は2分の1じゃないですか。地方の市は大体7掛けぐらいですよ。要するに、もらい過ぎと言っては変ですけど、私どもじゃないですよ、市長がね。大体ほかの市もそのぐらいもらっていますけれども、議員報酬は、逆に言えばもう少し高めていかないと、今、私どものランクとすれば、課長さんぐらいの金額になる……、そう、課長ぐらいですよ。次長まで行かないでしょうかね、簡単に言えばですよ。私がうがった見方をしているのかどうかわかりませんが、もう少しこれは……（「議員報酬を言っちゃっていいの？」と呼ぶ者あり）。私と話

ししてもしようがないでしょう。

○林委員長

次の課題もありますからね。

○小林委員

報酬審査会等々でありますけども……後ほど出てくるのか。

○林委員長

次の課題が。

○小林委員

後ほど出てくるのね。

○林委員長

余り踏み込まずに。

○小林委員

そうですね。その辺のところも1つ何かすっきりしない部分もあるのかなど。次の条に送りたいと思います。

○林委員長

ほかにいかがでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

承知いたしました。皆様方からの御発言を伺っておりますと、ほとんどの会派は、おおむねできている中にも、近隣市等との比較を見ると決して多くはないんだとか、今現在までの、このところの人口増を考えると、減らすという選択肢はなかなか見出せないんじゃないとか、むしろ先ほど、逆のベクトルというお話もございましたけど、そういうお話もございました。

また、この後に続きますけども、報酬との兼ね合いの問題もあるかと思えます。そんなことを考え合わせますと、現状としてはおおむねできているがやはり一番評価が高いという形になっておりますので、まとめとしてはおおむねできているという形をとりたいと思えますけども、やはりこれについても、さまざまな課題、問題点、問題点とは言いたくないですね。課題は含まれているのかなということを上げつつ、おおむねできているという形でまとめていきたいというふうに考えている次第でございますけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長



よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、第21条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできているということで決定をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

続きまして、第22条の協議に入ってまいりたいと思います。今の21条と密接不可分というか、関連性も深いところでございますけども、それでは、各会派による評価の理由、考え方について委員の皆様方から順次御発言をお願いしたいと思います。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

非常に議員報酬については生々しいことだと思うんですが、先ほど小林委員おっしゃったように、若干触れていましたけど、議員というのは年齢的なものじゃないじゃないですか。若い人も我々年食った人も一律。それは横へ置いておいたとしても、これ以外に何もありませんよ。特に私が心配しているのは、若い方が、市長は退職金があるけど、議員は何も今ない、年金もない。やっぱりこの辺に非常に違和感は正直持っています。私の場合に限って言わせていただくと、私は市に勤めていたんで、定年までいたわけじゃないんですが、退職金も若干いただいたし、また年金もついています。ただ、今議員をやっているから、年金はほとんどないに等しいような状況です。ただ、また議員をやめれば年金が復活するんで、そういう意味では恵まれているのかなと。ただ、30代の議員さんなんか、一回失敗しちゃったら大変なわけですよ。本当に大変ですよ。

先日も私、地元で、渡辺さん、そう言えば幾らぐらいもらっているのと。1,500万、2,000万なんて言われて、ええっと言ったんだけど、何それって言ったんだけど、いや、だってみんなそういうふうに見ているよというから、とんでもないですよと言って中身をぶちまけたんだよね。そうしたら、びっくりしちゃって、えっ、そうなのというような感じなんです。だから今、金額のことを、私とまた違ういろんな支払いの関係があるから、違うかと思うんで言わないですけど、実際には55万という決まった数字ですけど、実際、手に入ってくるのは、それからかなり減額された数字になっているし、特にやっぱりこの問題については、人数も減らされてきた過去もあるし、そのときにどうしてこの辺をもうちょっといじらなかつたのかなと。

さかのぼれば、20年以上も議員歳費についてはいじっていないというような経過もあるし、これは一度上げる上げないは別として、報酬特別委員会で一回諮っていただいてもいいのかなという感じがします。

以上です。

○林委員長

はい、丸田委員。

○丸田委員

ほぼほぼ今、創政会の渡辺幹事長におっしゃっていただいたとおりでございます。多分一番若い議員を有するのは、我が会派のチャレンジ調布21ですけども、既に一番若手と言われても、もう40を過ぎてしまいました。若者が夢を持って議員に挑戦しようという気持ちに、やっぱりなかなか難しいのではないかなと思います。4年に1度選挙があるということで、家を持ちたくてもなかなかローンも組めない、そういう状況です。

それこそ、うちも個人的なことを申しますと、民間企業に勤めている次男より、私のほうがよっぽど年収が少ないです。議員さんっていっぱいもらっているんでしょうと言われてはですけども、やはり若者が夢を持って、こういうことをしたいと思っても、二の足を踏んでしまうような歳費ではやっぱりよくないのかなと思います。

そういうことも勘案しながら、我が会派としてはおおむねできているという評価をさせていただいたところでございます。

以上です。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

さっきもちょっと市長との差は言いましたけども、先ほど渡辺委員からも言われたように、退職金の問題が理事者側にはあるわけですよ。市長、副市長、教育長、報酬、給与の金額、私どもは報酬ですけども、その金額も本当に差が相当数ある。そういう中で、力を出して理事者側と対等というには、もう少しこういう報酬審議会の委員さんたちにもわかってもらいたいなという部分が、実は正直なところはありますよね。ほかの市も、さっきの例示を言いましたけども、首長さんの6掛けとか、議長さんは7掛けぐらいのところをやっているところが多いんですよ。その辺は地方と比べると、どうして東京はこういうふうな、調布はある程度いいんでしょうけれども、逆に今、リーダーとして上げていく勇氣も必要なかなみたいな。そうしないと、先ほど言ったように、若い方々が、逆に言えば年金も、やめた後、要するに国民年金だけですよね。厚生年金も当然ないわけだし、本当に、将来設計がなくて、若い方が現実的にももらえる金額としては高いかもしれないけども、将来の生活、4年に1回洗礼を浴びるわけですので、若い方々に出てくれと言っても、特に年金制度が廃止になってから言えなくなってしまう。

逆に、私どもの党でも、60代で新人みたいな、実はそういうところもあるわけですよ。それは変な話、皆さん高齢になっているから、そういう声を聞くためにも、60代、70代の人が出てもらうことも必要ですけども、逆に言えば、30代は出せない。国会議員は30代がどんどん出ていきますけど、それは例えば弁護士だとか、そういう資格を持った人であるから、私どもも出していますけど、地方議員になると、なかなかお願いして出てもらえない。後々心配があって、私も長くやってきておりますが、そんなことで何とか変えていかなきゃいけないのかなと、声を上げていかなきゃいけないのかなと、そんなふうに思っている次第でございます。

以上です。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと事務局に確認なんですが、議員報酬、現在の額、月額55だっけ。これ、何年間続いていますかね。私、議員になったのがたしか3年だから、そのときからもう55かな。一回上がったんですか。

○林委員長

はい、堀江事務局次長。

○堀江事務局次長

平成7年にこの額になってから継続しております。

○雨宮委員

今のが客観的な事実ね、調布の市議会としては。それで、私はこの議員報酬という呼び名に問題があると思っているんですよ。歴史的に言うと、報酬というのは、出たものに対して。給与じゃない、賃金じゃないんですよ、考え方がね。だけど、今はそれこそいろんなお話が出ているように、まさに議員としての収入によって生活している方が圧倒的に多いわけでしょう。地方議員の中でも、時たま別に、いわゆる自営業というか、そういう仕事を持っている方もいますけど、圧倒的多数は議員収入によって生活を成り立たせているという、そういう社会的、歴史的な背景を考えれば、そろそろ見直してもいいんじゃないかなという思いは一方で確かにあります。

それから、もう1つは、調布の場合にはないんですけど、ほかの地方議会、あるいは都道府県議会なんかを見ると、基本給というか、本体のほかに、例えば日当だとか、交通費だとか、費用弁償、そういうのが結構あるみたいなんですよ。調布は本当に単体というか、本体だけでしょう。だから、そこにもやっぱり違いがあって、全体として見るならば、先

ほどからの話ではありませんけれども、どっちの方向を見るかは別にしても、再検証してもいいのかなという、そういう時期に来ているのではないかなという気はしますね。

特記のところに書いたように、特に子育て世代の、先ほど30代という話がありましたけれども、やはりそういう世代の方々を議員にという社会的に保障するという上でも、そういう面からも給料、議員報酬については十分考慮する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

#### ○林委員長

続きまして、オブザーバーの方々もお願いします。はい、大河オブザーバー。

#### ○大河議員

私はその他に丸してありますけれども、なかなか難しいところだと思います。確かに中堅のというか、そういう管理職の方程度かもしれませんが、通常の市民の人からすれば、やはり高額だという認識はあるだろうなというふうに思います。

ただ、景気動向もありますから、1つは、例えば先ほど出た政務活動じゃありませんけれども、議員としてのそういう本体の活動のところをやっぱり充実していくというのも、私は1つのあり方かなというふうには思っております。

それと、ただ都市部においては、都市部じゃなくてもあれですけど、かなりいろいろな政策を審議し、やっていかなきゃいけないという話になってくると、やっぱりそれに集中して仕事としてやっていかなければいけない時代になってきているということを考えてみると、そのことをやっていくのを目指すという意味でいけば、今おっしゃったように、年金もありませんし、ですから、トライするハードルが高くなっているということからすると、やっぱり1つ見直しする必要があるのかなというふうに思います。

ただ、それは議員活動への市民の理解というのが欠かせないと私は思うんですね。やっぱり今、議員に対して世の中の評価というのは、非常に残念ですけども、よくない点だけあげつらって、民主主義を発展させていくには、私は議会制民主主義というのは絶対欠かせないと思うんですけども、議会不要論だったりとか、数を減らすことが大事みたいな議論になってしまって、本来合議体としての議会、多様な市民の人がそこできちんと議論をしながらして、合意形成をしてやっていくということになかなか至らないので、条件として議員活動を十分市民の人に理解していただく活動は、私たち自身がしていくということセットに、こういったことの報酬のことについては、先ほどの特に若い世代の人がそのことを目指したり、継続してやっていくということの担保としての報酬ということになるのではないかなというふうに思います。そうでないと、ただ報酬だけ話になると、議論が先ほどの書籍の問題ではありませんけど、そういうことだけに話が行ってしまう部分

があるので、非常に難しさがあります。

ですから、何よりも議会というのは、民主主義に欠かせない仕組みだということを具体的にわかってもらう努力をする一方で、こういったことの見直し、それが政務活動費をふやすことになるのか、あるいは先ほど手当をふやすのかどうかということになるのかなというふうに思います。やっぱり市民とともにという部分もありますので、その意味で、議員は市民にとって欠かせないということを、やっぱり市民の皆さんにも自覚していただかないと、今のような低投票率だと非常にハードルが、残念ながら高いかなというふうには思っています。ただ、やっぱりこういうことを考えていく必要性ということはあるんだというふうに私は認識しているということで書きました。

○林委員長

続いて。はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私たちは、おおむねできているというところでおさせていただいたんですけども、やはり議員の中でもいろいろな世代の方、多様性を持った議員がそこで合意形成する場で議論していくということがとても必要であるので、そういうことが実現というか、現実のものとしてなるためにも、議員報酬についても議論していくことは必要なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○林委員長

ありがとうございました。それでは、この22条についても、皆様方から御発言について、確認、質疑、意見の交換等ありましたらお願いしたいと思います。挙手をもってお願いします。いかがでしょうか。渡辺委員。

○渡辺委員

話にも出ていましたけど、やっぱり議員とは魅力のある仕事だよと思われる必要は絶対あると思うんですね。調布の市民のために働くんだという、すごく幅の広い、ある意味じゃ楽しい部分もいっぱいあるし、喜んでもらえればうれしいじゃないですか。そういう意味じゃ、魅力がある仕事なんだけど、さっき言ったようにいろんなハードルがあって、続けていかなければ、また力も発揮できないような部分もある。でも、例えばワイシャツ買って、背広買って、そういうのは認めてもらえないでしょう。そういう点を見ると、サラリーマンの方なんかとはちょっとまた違うのかなと。そういうところも、恐らく市民の方は知らないと思うんですね。だから、私たち、いろんなところへ出て領収証をもらっても全然意味ないから要らないよと、私、いつも言っているんですよ。だから、そうい

うようなこともやっぱり一度市民の人たちと、こんなこともあるんですよという話、さつき小林副委員長も、わかってもらうにはというお話がありましたけど、こんなことも話ができるればいいなと改めて思ったところです。

以上です。

○林委員長

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

皆様方の各会派からの御意見等を拝聴しておりまして、メモさせていただいているところでございますけども、いずれの会派からも、再検証が必要だ、考えていく必要がある、見直す必要がある、変えていくべき、声を上げていくべきだ、議論をしていくことは必要だ、若者が夢を持つような形に云々、また報酬審で諮っていただきたい等、各会派からいずれも出てきたところでございます。

そんなことを考えますと、まとめとしては、一部できているという形でまとめていきたいと思っておりますけども、その辺はいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、第22条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、一部できているという形で決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、時間がございませんけども、あと1つでございますので、皆さん、ねじを巻いて進めてまいりたいと思っております。

次のページ、最終ページ、11ページは、第10章は定義のため評価対象としないということでございますので、残りは第24条の見直し手続についてのみという形になります。

続きまして、第24条の協議に入ってまいりたいと思っております。それでは、各会派より評価の理由、考え方について委員の皆さんから御発言をお願いしたいと思います。渡辺委員。

○渡辺委員

条例とか、規則とか、いろいろ役所の中にはあるわけですが、そのときそのときに合った部分、そのときに状況が変わってきているから、この部分は、条例まではいじらなくてもいいけど、規則の点ではちょっとさわったほうがいいかなとかいろいろあると思っております。

ですから、そういうことを考えていくと、ある意味では、そういうことを考えていただけるのであれば、おおむねできているというふうに考えております。

以上です。

○林委員長

続きまして、丸田委員、お願いします。

○丸田委員

こちらの条文を見させていただくと、こういう条例の施行、市民の意見、社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときには規定について検討を考える。そのものだなというふうに判断をさせていただき、ここに書いてある条文は、そのとおり、おおむねできているということです。

○林委員長

続いて、小林委員、お願いします。

○小林委員

私ども、その他になっているんですけど、ちょっと変更させていただいて、おおむねできているということで、よろしくお願いします。

○林委員長

続いて、雨宮委員。

○雨宮委員

1つは、この一覧表といいますか、逐条ごとに評価を出した時期というのは、まさにこの検証作業が始まるスタートの時期だったんですよね。それで、もう1つは、議会基本条例についてはつくるのが目的じゃなくて、時期時期に見合った見直しが必要ということがこの間の研修なんかでも繰り返し強調されているように私は理解しているんですね。

したがって、まさに今、検証作業を進めつつあるし、そこにちょっと書いておきましたけども、先例申し合わせは、事実上、今のところ手つかずの状況だと思うんですね。だから、そういうふうなものを包含して考えれば、一部できているというふうな評価といたしました。

以上です。

○林委員長

続いて、オブザーバーの方、お願いします。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

私は、一部できているということであります。その1つの理由は、議会基本条例ができる前に、私たちは先例申し合わせや、いろいろやってきておりますので、議会基本条例

に照らし合わせて、果たしてこの先例申し合わせはいかなものかという項目もあるのではないかと思えます。

また、基本条例をつかった後に、例えば本会議の時間制限とかいろいろやっていますけど、じゃ、それが開かれた議会とか自由討議という条例に照らし合わせたときに、果たしてどうなのかということもあります。ですので、まずはそういう基本条例のあるべき姿に、今やっている議会運営がかなっているかどうかという点についての見直しということをお私すべきではないかというふうに思えます。

そういう意味では、新しいメンバーができたなら、まずは条例をお伝えして、その後、課題は何かとか、そういったことも含め、市民の意見も取り入れながら進めてやっていくというふうなことです。今回も市民の方から陳情もありましたけども、そういう形をとるのではなく、むしろ市民にわかる見える化ということだと、一緒になって基本条例が機能しているかどうかということを見て、そしてそれを、より形にブラッシュアップしていくというんでしょうか、そういう面では、PDCAということが議会基本条例にも問われるんではないかなと思ひまして、そういったことを書かせていただきましたので、そういった意味では、この見直しの手続の中に、今言いましたようなことも、本来的には少し条文化しておいたほうがいいのかという気はいたします。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー。

○二宮議員

市民にとってわかりやすく開かれた議会となるために、議会改革を進める。そのためにも、毎年または2年に1回など、定期的な検証、見直しを行い、その結果を公表する。また、第三者評価や市民の評価も行い、条例の見直しに反映させるというふうに書かせていただきましたが、そのとおり見直しについても定期的なもの、また公表すること、第三者の評価や市民の評価ということはとても重要なことだとも思ひますので、見直しについてそのように考えております。

○林委員長

ありがとうございました。それでは、24条についても、皆様方から御発言いただきました内容について確認、質疑、また御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか……。いかがでございましょうか。はい、丸田委員。

○丸田委員

済みません、先例申し合わせについて出された会派の方がいらっしゃるので、ちょっとお伺いしたかったかなと思ひたんですけども、先例申し合わせはまた先例申し合わせとい



うことで、議会基本条例に明記をする必要があるのかなと考えたので、まずそれが1点と、あと2年に一遍とか、毎年とかというふうな期限ではなく、私たちとしては、条文にありますけども、今、見直し作業とかをしておりますけども、必要に応じて、また常に見直しというか、やっぱりしなければいけないのではないかなというふうに思っているところです。先ほどの陳情でも申し上げたとおり、常に見直しは必要だと思いますので、この2年に一遍とかというふうに、かえって区切りはつけないほうがいいのではないかなというふうに思います。2点です。

○林委員長

これは、先ほど御発言いただいた、大河オブザーバーと二宮オブザーバーに対する質問ということでよろしいですか。それでは、お答えいただける範囲でもしあれでしたらお願いいたします。じゃ、最初に大河オブザーバー、お願いします。

○大河議員

先例申し合わせというのは、議会基本条例ができる前に、議会として今までの経験値をやって、あれしていきますよね。でも、それがつくった議会基本条例に照らし合わせていて矛盾はないのかとか、それはそれ、これはこれではなくて、今、上位法として基本条例があるので、その下にぶら下がっているものについては、やっぱり見直して、もしそれが議会基本条例に反するような申し合わせであったら、それは見直す必要があるだろうと。そういう意味で、私は書いてございます。

○林委員長

はい、二宮オブザーバー、お願いします。

○二宮議員

先ほどお話ししましたとおり、毎年または2年に1度というふうに提案というか、書かせていただきましたが、丸田委員からも必要に応じてというふうにありましたが、このように検証していくことというのはとても大事なことだと思いますので、本当に定期的に、それをどうだったのかということを振り返り、そのことについて議論していくということは、今までずっとこの検証をしてきて、重ねてきて、実感としても私は思っているところでもありますので、こういうことは開かれた議会を目指すというところでも必要と考えてこのように定期的な開催が適切ではないかというふうに考えて述べさせていただきました。

○大河オブザーバー

それと、この条文が、その必要に応じてということがありますが、じゃ、誰が必要なのかということを経験したかということになると、通常で言えば、例えば議運とかそういったところで、多数でお声が上げればという話になります。逆に言えば、そうじゃなければ、

やらないということもあるわけですね。ですので、例えば所沢ですと、一般選挙の任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において検討するものとする。そして、議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。つまり、改選されたら、そのことで入れかわったとき、そもそもどうなのかということをもつて1つの議会運営として、基本条例に沿っているかどうかということを見ていきたいと思いますよというふうな認識のもとに、それを見ていった末、必要であれば、それなりの対応をするということになっております。

ですので、私たちは、つくったときには、まずは自分たちの基本的な行動の指針となるものをつくろうというところに立ちました。そして、できて何年かもたってきているわけですので、であれば、そういったとき、どんなふうにしていったらよりいい方向に行くのかということをやっていく手続のありようということを確認にしたほうが、より機能する条例になるのではないかなというふうに思います。

そのことが、私は逆に言えば、議会とは何ぞやということを知っていただく一助になるのではないかと思いますので、積極的にそここのところから、先ほどいろいろ幾つか出ている懸案事項も、市民にも問題提起したり、議会を理解してもらおうという1つの報告のときに、こういうことが今、議会基本条例を見直す中で出ていますというふうに報告としても出せると思いますので、議会基本条例を機能させる意味で、この手続のところに多少わかるようなものを入れたほうがよりいいのではないかなというふうに思っているということでもあります。

○林委員長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

24条の見直し手続というのは、これ、発議条項がないからなんです。要するに、こういうときに見直ししますよというね。だから、その発議の内容が、例えばネットさんが言われているように、あるいはさつき大河さんが言われたように、4年に1回の改選期にするのか、あるいはほかの、憲法なんかもそうですけども、例えば議員定数の何分の1の賛同があったときに発議できるとかというふうな規定を独立してつくったほうがいいような気がするんですね、条文として。24条の2でもいいんですけど。そうすれば、発議規定が明確になるし、定期的にするやらないかも含めて、そういう意味では、この条例改正に踏み切る必要もあるのかなというふうに、今議論を聞いていて思いましたね。

○林委員長

ごめんなさい、ちょっと私からいいですか。今、雨宮委員がおっしゃられているのは、

地方自治法で見ると、議会運営委員会というのは、議会の運営に関する事項から、議会の会議規則から、委員会に関する条例等に関する事項、そういったものを全て審議することになっているし、また議決もできるわけですよね。それとまた別につくるべきだという理解でいいですか。

○雨宮委員

いや、独立したということよりか、22条の連担というか連続として。例えば、24条の2みたいな形でね。

○林委員長

議会基本条例に……

○雨宮委員

そうそうそう、含ませる（「2のところに見直しの手続として……」と呼ぶ者あり）。そうそう、見直し規定をね（「発議の基準を書いたらどうかということですね」と呼ぶ者あり）。そういうことです。

○林委員長

御意見は御意見として。ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、活発な御議論ありがとうございました。24条、見直し手続については、皆様方から御意見をいただきまして、24条に書かれているとおり、今回もやっていますけども、こういった姿勢自体はおおむねできているのかなというふうに思っておりますけども、先ほど来議論がありましたとおり、課題等についてはまだまだ議論の余地を残すところかなというところがございますので、まとめとしてはおおむねできているという形でまとめさせていただきたいと思っておりますけど、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございます。それでは、第24条の評価につきましては、ただいま御協議いただきましたとおり、おおむねできているという形で取りまとめさせていただきたいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

以上で議会基本条例規定事項の各条文の評価は全て終了いたしました。

本日協議を行いました第20条から第24条までの評価結果と、協議の中で議論がありました今後の課題等につきましては、これまでと同様、ポイントを絞って整理をした上で、次回の委員会においてお示しをさせていただきたいと思っております。

平成31年1月10日 議会運営委員会

○林委員長

皆さん、こんにちは。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

これより日程に入ります。

日程1、議会改革に関する協議事項について、(1)議会基本条例規定事項の検証についてを議題といたします。本件につきましては、前回、第20条から第24条まで協議を行い、議会としての評価結果をまとめ、規定事項の各条文の評価が全て終了したところでございます。

評価結果と協議の中で議論のありました今後の課題等につきましては、いつものとおり、お手元に配付させていただきました検証シートの右端の欄に、前回同様ポイントを絞りまして整理をさせていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

特に御異議なければ、これで御確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

この場面で言うのが適切なのか、ちょっと自分でもよくわからない部分があるんですけど、見直し手続の24条の今後の課題等についてということで、先例申し合わせの記述がありますね。きょうの午前中に実施された議員研修会の中でも、最後の質問に対して、やっぱり基本条例と先例申し合わせの整合性については、逐条的な突合をする必要があるんじゃないかという講師の先生のお話もありましたんで、これはこの場でということじゃないんですが、次期の議会条例の、さらにこれから具体的な見直しも含めた作業が入ってくるというふうに思いますんで、そこに正確に引き継いでいただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○林委員長

その件につきましては、このまとめの一番最後の今後の課題等にも記述されておりますけれども、先例申し合わせについて基本条例との整合性の検証の必要性について意見が出されたというふうに記載されておりますので、これをもとに次期に皆様で議論をしていただくような形でよろしいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

それでは、本件につきましては御了承をお願いしたいと思います。これで議会基本条例規定事項の検証については、皆様の御協力をもちまして全て終了することができました。

心より御協力に感謝申し上げたいと思います。

ここで、本件につきましては、議長から発言がございますので、議長、お願いいたします。

○田中議長

それでは、皆様、改めまして、委員の皆様には大変お疲れさまでございました。議会基本条例の検証につきましては、その協議の場を議会運営委員会にお願いさせていただき、本日、その検証が終了したわけでございます。皆様、本当にありがとうございました。

毎回活発な議論、いわゆる議員間討議によりまして、現状や議題などが整理されたこと、また基本条例に対する認識の共有を図る意味においても大きな意義があったものと思っております。

今回の検証につきましては、その評価結果とともに、今後の課題等が提示されております。委員会の中でも確認等されておりますが、今回の検証結果につきましては、次期体制へ引き継いでまいりたいと考えております。そのためにも検証シートをベースに報告書として取りまとめ、公開をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。大変ありがとうございました。

○林委員長

ありがとうございました。ただいま議長の発言にありましておき、今回の検証結果につきましては、正・副委員長において協議の経過や検証シート等を報告書として作成し、市の刊行物として発行するとともに、ホームページでも公開してみたいと思います。

なお、報告書の内容等につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、大河オブザーバー。

○大河議員

今回、こういったふうなところで集約して書かれていますけど、議論の過程といいますか、そういったものは前の議会改革のときには少しわかるような内容とか出ていましたけど、そういうことは余り出さないんでしょうか。それともこういった表だけで、毎回やったことの要旨とか、そういったことはどんなふうにされるようになっているのかなというのは。

○林委員長

これから副委員長とも相談しながら、また事務局も交えて決めていくことになってきますけども、今、基本的に私のほうで考えているのは、これまで皆様方に毎回お配りしたこの資料をそのままとじたものにかがみをつけて、議長からの御挨拶をいただいた、基本的には

それ以上でもそれ以下でもないものが基本になっていくかというふうに思っていますけど。

○大河議員

私どもの基本は議事機関ですので、これは決定事項だということなんだと思いますが、やはり私は可能であれば、テープもとっているわけでありますので、刊行物として出すのであれば、それに至った話くらいはあってもいいのかなというふうに思いますが、これは私の意見かもしれませんが、私はそういう意見を持っております。

それと、議会改革の新たな一步にするための検証だというお話がきょう、議長の挨拶でございましたので、ぜひあわせて今回しました先生の内容等、勉強した、そういったものももしつけられるようであれば、私は附属の参考資料として載せていただければありがたいなと思います。

以上です。

○林委員長

御意見は御意見として受けとめておきたいと思います。続いて、二宮オブザーバー。

○二宮議員

私も議会に入った当初、いろいろなことを感じることもあり、一般的な考えからなかなか考えつかないようなことが議会の中で議論されたり、それが当然のように進められているということに何度も驚いたことがあったんですが、その際、議会運営委員会の前回の委員長のほうからも、これを全て読んでから会議に来なさいというふうに言われたことがありました。そのように会議で話されたことがどのように今まで経過をたどっているかということは、例えば会議の概要などについては意見が全部載っているわけで、このときにこの会派の方がこういう意見を出しているとか、意見が出ていたけれども採用されなかったとか、そういうことを知る必要がある者にとっては、こういうことはとても参考になるというふうに思いますし、それを私も求められてきましたので、調布の議会としても必要であるものではないかというふうに私自身は強く感じているところです。

なので、これは検討結果、資料編、会議の概要というふうに今まで議会改革検討代表者会議の報告書としてこのように上がっているというのは、私は調布のすごい、そういう意味ではわかりやすい財産を残してくださっているというふうに思うので、私たちが議会運営委員会の中で意見が、ここに書かれていないものも新たに出されていますので、そういうところでこういう議論があったということは、同じように記録が残っているということはとても進んだといいますか、議会の運営のあり方としてよいのではないかというふうに思うので、それはそのようにつくっていただくことが望ましいのではないかというふうに思います。意見です。

○林委員長

御意見として承ります。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

私も似たような話になると思うんですが、逐条的に議論をして、最終的には調布の市議会としての評価を最後の項目で出しているわけですよね。ですから、全ての会派がおおむね一致しているようなものについては、その結論でわかると思うんだけど、会派によって評価が分かれているものについては、どうしてその最終的な評価結果が出たのかという議論の経過をやっぱり明らかにしておく必要があるんじゃないかなと思います。

その際に、どの程度まで表現するか。要するに一言一句全部起こせというのか、あるいは、もう少し整理した形でというのか、それはちょっと正・副にお任せしたいと思っていますが、いずれにしても経過についての記録は、私もぜひ必要だというふうに思っていますので、前向きに善処していただきたいというふうに思います。

○林委員長

はい、小林委員。

○小林委員

私の個人的な話ですけど、きょうの先生の話も聞いて、検証というのは、先生は1回ぐらいやったらいんじゃないかと、チェック等々というようなお話もありました。今後どのような形で、こういう形がいいのか、チェックシートみたいなのをほかでやっているところを見ながら、本当に評価していくものを毎年とは言いませんけれども、その都度、今回、相当、できてから6年ぐらいたったのかな、今回初めて検証したわけですけども、やっぱり絶えず検証していくことが必要かなというふうには思っております。

ただ、皆さん、三方からお話しありましたように、文言、一言一句載せてもらいたいという趣旨かなというふうに思っておりますが、評価については、皆さんの御意見も載せておりますので、私どもはこういう形で、要するにこれがおしまいではなくて、これがスタートで、年々もっともっとよくしていく。それを市民に知らせていく。まだやっぱり現実に状況も市民に知らせてもないし、逆に言えば、報告会等々のあり方、また同じになっちゃいますけど、もっともっと改革していかなきゃいけないとも思っていますし、そういう意見も出ていましたので、もっともっとやっぱりさらにいいものをつくっていきなというふうに、この議会基本条例をさらにチェックしていくと、そういう思いで正・副相談をさせていただいて、市民に公表していくという形になるのかなというふうに思っていますので、ぜひとも御理解いただければなと私は思っております。

以上です。



○林委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ないようでしたら、皆様方からいただいた御意見等については、正・副委員長のほうでまた検討しまして、その内容を詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、この報告書の内容等については、最終的に正・副委員長に御一任いただきたいということでもありますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長

ありがとうございました。それでは、本件につきましては御了承をお願ひいたします。

なお、報告書につきましては、作成次第、皆様にお配りいたしますので、あわせて御承知おきくださいますようお願いいたします。

登 録 番 号  
(刊行物番号)

2 0 1 8 - 1 9 9

---

調布市議会基本条例検証報告書(会議録) [資料編]

---

平成31年2月発行

発行 調布市議会事務局

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

Tel 042-481-7294

Fax 042-481-5119

印刷 庁内印刷

---